

京都市持続可能な都市構築プラン

~歴史と文化を未来に受け継ぎ新たな価値を創造するまちづくり~

平成31年3月

京 都 市

京都市持続可能な都市構築プランの策定に当たって



京都市長 門川 大作

平安建都以来、千年以上にわたって一度も途絶えることなく、都市の機能と文化を継承・発展させてきた京都のまち。その長い歴史においては幾度も危機がありましたが、その度に知恵と力を結集させ、困難を乗り越えてきました。明治維新で事実上都の地位を失い、人口が3分の2に急減した際も、先人たちは産業振興とひとつくりに活路を見出し、まちを復興させ、今日に続く京都の発展の礎を築いたのです。

それからおよそ150年が経過した現在、再び人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足、まちの活力の低下など、大きな危機を迎えています。このままでは、千年を超えて受け継がれてきた伝統・文化、そしてそれらを支える「人」を未来につないでいくことができなくなる。立ち止まることなく、今手を打たなければならない。そうした強い決意の下、将来にわたって安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指す「京都市持続可能な都市構築プラン」をここに策定しました。

本プランでは、「保全・再生・創造」の土地利用を基本としながら、市域全体を見渡し、各地域の特性や強みを徹底的に活かした上で、それぞれの役割や将来像を市民・事業者の皆様としっかりと共有し、協働のまちづくりを進めていくこととしています。そして、京都のかけがえない歴史や文化を次世代に継承し、新たな価値を創造し続ける「持続可能な都市」を目指します。

このことは、あらゆる危機を克服してより強靱になる「レジリエンス」や、「誰一人取り残さない」を理念に持続可能な社会を目指す世界共通の取組目標「SDGs」、さらには本市が進めてきた「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」の取組にもつながります。本プランに基づき、百年後、千年後も「世界に、日本に京都があってよかった」と全ての方に実感いただけるまちづくりを全力で進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり、活発な議論を重ねていただきました「京都市都市計画審議会」並びに「持続可能な都市検討部会」の委員の皆様、そして多くの貴重な御意見や御提案をお寄せくださいました皆様に、厚く御礼申し上げます。

はじめに

将来にわたって、安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指した土地利用の誘導を図るためのプランを策定します。

京都市の特徴と課題

京都市の特徴



高密度な市街地を形成する大都市



ヒューマンスケールなまち



ものづくり都市



国際文化観光都市
大学のまち



豊かな自然と共生する都市

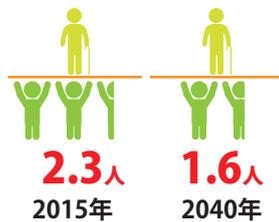
特徴を活かし課題に対応するために

基礎的課題

人口

人口減少・少子高齢化が進展

人口推移



20歳代・30歳代が市外へ流出

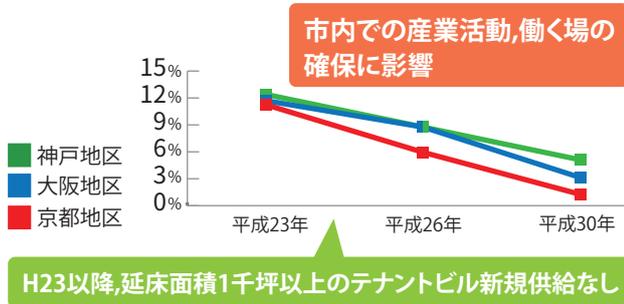
人口流出



産業・働く場

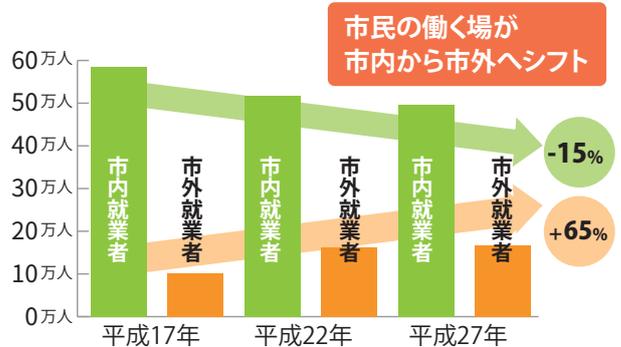
オフィスが不足

オフィスの空室率の推移



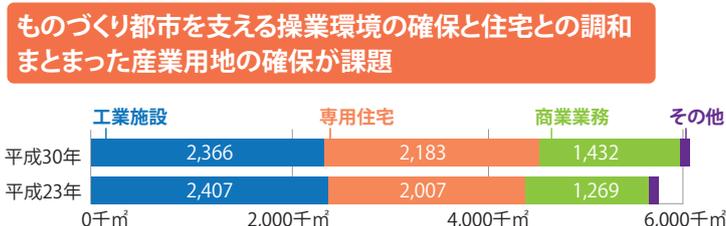
市内で働く市民が減少

就業者数の推移



工業地域などにおいて住宅用途が増加

用途別延床面積の推移



好調な観光だけでなく、定住人口、産業・働く場の確保が重要です。



「京都市持続可能な都市構築プラン」の概要

～歴史と文化を未来に受け継ぎ新たな価値を創造するまちづくり～

第3章
P9

プランの基本的な考え方

1200年を超えて受け継がれてきた歴史や文化、自然環境、観光資源などが市域の隅々まで存在する京都ならではの持続可能な都市の構築を目指します。

基本コンセプト

- ① 京都の都市特性を基礎とするまちづくり（京都のブランド性）
- ② 市域全体の持続性を確保するまちづくり（地域の多様性）
- ③ 人々の活動を重視するまちづくり（暮らしと活動の機能性）

基本方針

- ① 都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上
- ② 安心安全で快適な暮らしの確保
- ③ 産業の活性化と働く場の確保
- ④ 京都ならではの文化の継承と創造
- ⑤ 緑豊かな地域の生活・文化・産業の継承と振興

地域分類

各地域の将来像の共有に向けて



持続可能な都市構造と地域の将来像

第4章
P11



将来像の実現に向けて

プランの推進

第5章
P27

- 1 まちづくり条例
▶ 市民・事業者・行政が、共に良好なまちづくりを推進
- 2 都市計画手法等の活用
▶ 地域の将来像を見据えた土地利用の誘導
本プランに基づく都市計画の決定・変更など
都市特性を踏まえた立地適正化計画の活用
- 3 関係計画等との連携
▶ 歩くまち、住宅、福祉・医療、産業・商業などの関係施策と連携
▶ 地域のまちづくりの方針等と連携

みんなで目指す京都のまちの将来像

- ▶ 人口140万人規模の都市として、まちの活力の維持・向上
 - ▶ 社会経済状況の変化にも柔軟に対応し、安心・快適に暮らし続けられるまち
- モニタリング指標

目次

京都市持続可能な都市構築プラン

～歴史と文化を未来に受け継ぎ新たな価値を創造するまちづくり～

第1章	はじめに	1
1	プラン策定の背景	1
2	プランの役割・位置付け	2
(1)	プランの役割	2
(2)	プランの位置付け	2
(3)	プランの対象範囲	2
(4)	プランの目標年次	2
第2章	京都市の特徴と課題	3
1	京都市ならではの特徴	3
(1)	高密度な市街地を形成する大都市	3
(2)	ヒューマンスケールなまち	3
(3)	ものづくり都市	4
(4)	国際文化観光都市・大学のまち	4
(5)	豊かな自然と共生する都市	4
2	京都市の基礎的課題	5
(1)	定住人口	5
(2)	産業・働く場	6
(3)	文化・地域コミュニティ	7
(4)	交流人口	8
第3章	プランの基本的な考え方	9
1	基本コンセプト	9
2	基本方針	10

第4章 持続可能な都市構造と地域の将来像	11
1 各地域の分類の考え方	11
(1) 基本方針と地域の分類	11
(2) 各地域の基本的な役割と場所	12
2 各地域の将来像と暮らしのイメージ	15
広域拠点エリア	15
地域中核拠点エリア	17
日常生活エリア	19
ものづくり産業集積エリア	21
緑豊かなエリア	23
学術文化・交流・創造ゾーン	25
第5章 プランの推進	27
1 まちづくり条例	27
2 都市計画手法等の活用	28
(1) 都市計画の決定・変更など各種手法の活用	28
(2) 「立地適正化計画」制度の活用	28
3 関係計画等との連携	31
(1) 各種関係分野の諸計画等との連携	31
(2) より具体的な地域のまちづくり方針等との連携	31
みんなで目指す京都のまちの将来像	32
<参考1>	
(1) 立地適正化計画の区域	33
(2) 届出制度	34
<参考2>	
京都市水害ハザードマップ	39
資料編	41
1 持続可能な都市検討部会	41
2 市民意見募集	42
3 市政総合アンケート	44
データ集	51

※ 改元日以降における元号の読替えについて

本プランに記載している年又は年度の表記で、平成の元号を用いているものについては、改元日以後の年又は年度の表記を、新元号による表記に読み替えるものとします。

第1章 はじめに

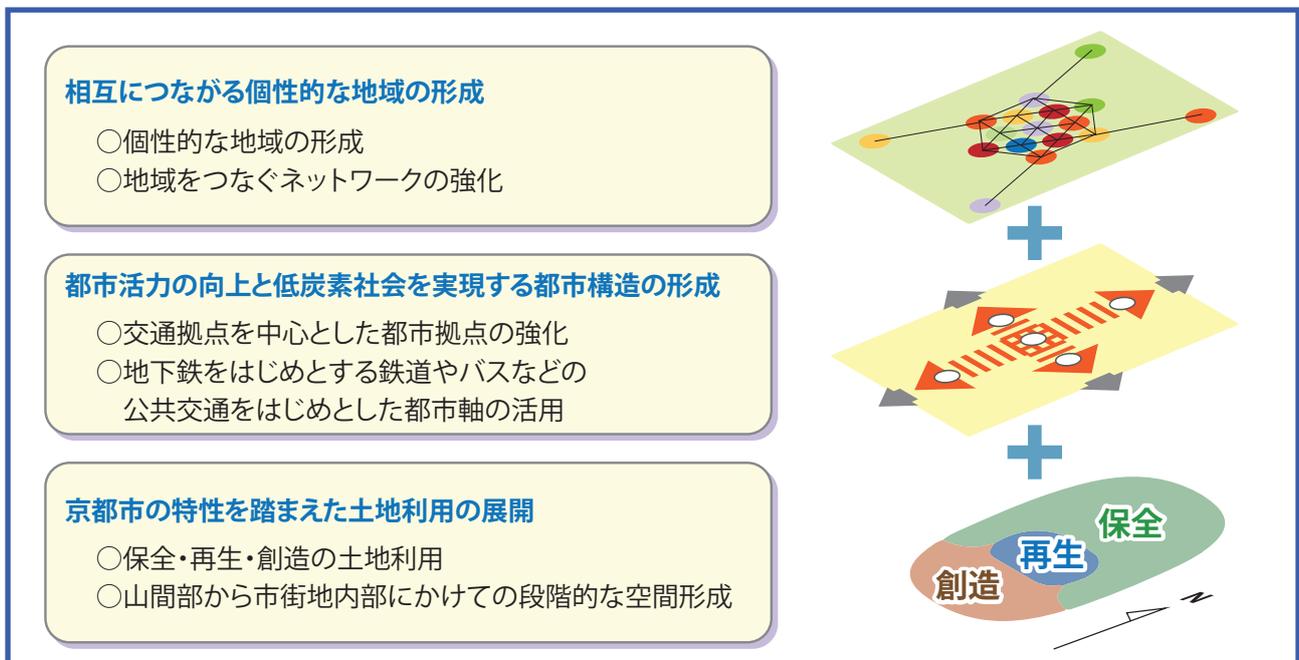
1 プラン策定の背景

京都市では、京都市基本構想に示す京都の将来像を、都市計画の観点から肉付けし、長期的視点に立った都市づくりの将来ビジョンを明確化する「京都市都市計画マスタープラン」に基づく都市づくりを進めています。

同プランでは、都市計画の基本的な考え方として、「都市の持続」、「都市の独自性」、「都市の経営」といった点を重視し、将来にわたり、市民の安心で快適な暮らしや都市の活力の維持・向上を図るため、これまでの「保全・再生・創造」の土地利用を基本としながら、鉄道駅等の交通拠点周辺に都市機能の集積を図るとともに、各地域が公共交通等によりネットワークされた、安心安全で暮らしやすく、持続可能な都市構造を目指すこととしています。

一方、人口減少社会が到来する中、今後、京都市においても一定の人口減少及び少子高齢化は避けられない状況です。そのような中、自然災害をはじめとするあらゆる危機に対応できる「レジリエント・シティ」の実現に向けた取組が急務となっています。

そこで、都市計画マスタープランに掲げる将来の都市構造の実現を目指し、持続可能な都市のあり方や、その実現に向けたより具体的な方針を示すとともに、より適正な土地利用や都市機能の誘導を進め、都市計画マスタープランの実効性をより高めるための「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定するものです。



都市計画マスタープランに掲げる将来の都市構造「エコ・コンパクトな都市構造」

2 プランの役割・位置付け

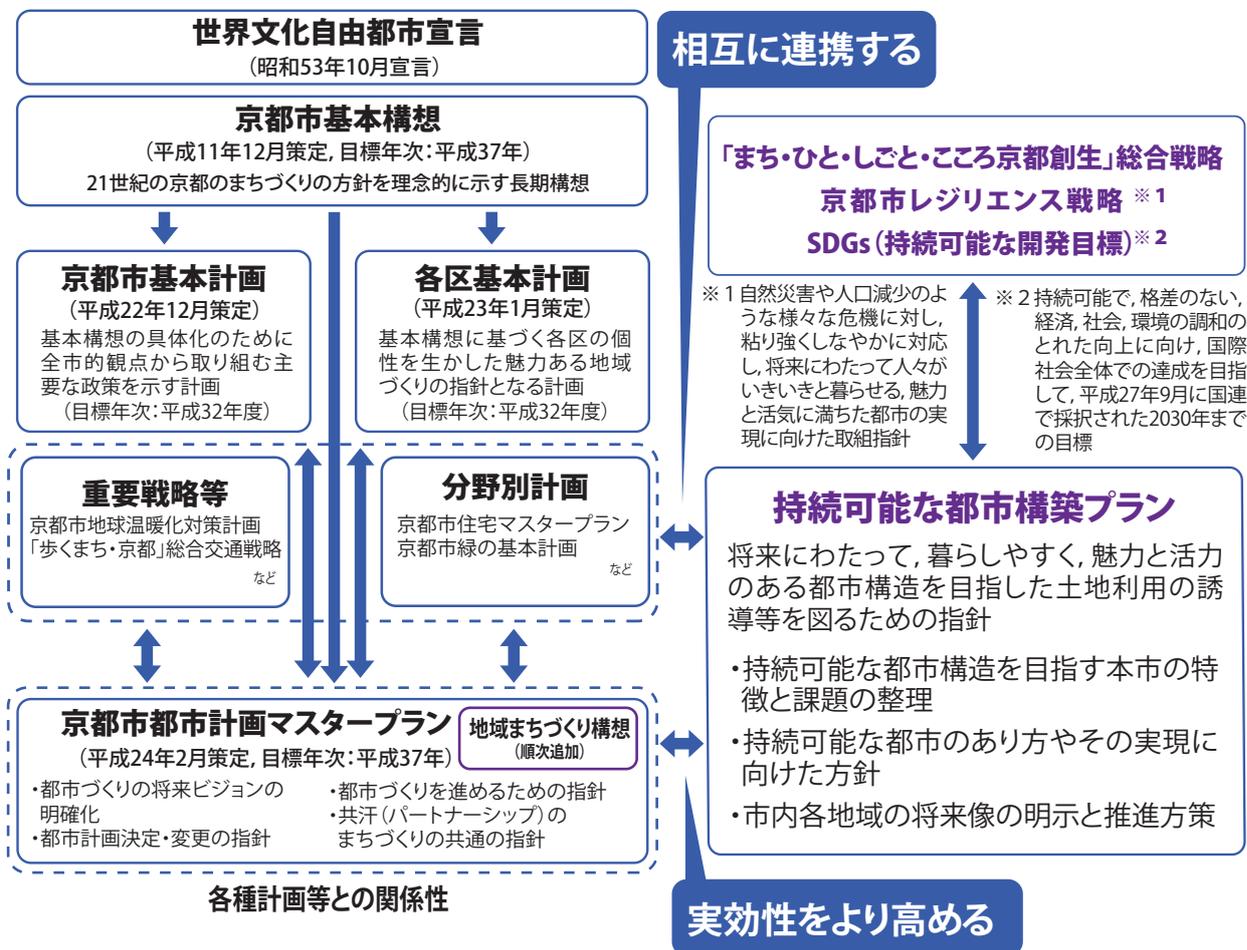
(1) プランの役割

人口減少・少子高齢化の進行といった課題に対して、将来にわたって暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指した、土地利用の誘導等を図るための「まちづくり指針」とします。ひいては、1200年を超えて受け継がれてきた京都の歴史や文化を、次世代に継承し、新たな価値を創造できる都市の構築につなげます。

(2) プランの位置付け

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」に即すとともに、「京都市基本計画」や関連分野の諸計画等と連携しながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示す「都市計画マスタープラン」の実効性をより高めるためのプランです。

また、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含むプランとします。



(3) プランの対象範囲

本プランの対象範囲は、京都市域の全体とします。

(4) プランの目標年次

人口構造の変化などに対し、中長期的な展望のもと、対応を図ることが必要です。このため、本プランの目標年次は、概ね20年後の平成52年(2040年)とし、京都のまちの将来像の実現を目指します。

また、本プランについては、概ね5年ごとに点検等を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 京都市の特徴と課題

1 京都市ならではの特徴

京都市ならではの特色や強みを守り、さらに高めていく必要があります。



(1) 高密度な市街地を形成する大都市

人口約147万人の政令指定都市で、周囲を三方の山々に囲まれた地理的条件のもと、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区(DID)※であり、密度の高い市街地を形成する大都市です。

※人口集中地区(DID)：人口密度が40人/ha以上の基本単位が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区のこと。



京都駅から東を望む



京都駅から西を望む



京都駅から南を望む



京都駅から北を望む

(2) ヒューマンスケール※なまち



日常生活を支える施設が充実し、特色ある多様な地域がネットワークされたヒューマンスケールなまちです。

※ヒューマンスケール：人間的な尺度のことで、建築や外部空間等で人間が活動するのにふさわしい空間のスケールのこと。



暮らしを支える商業施設(商店街など)





(3) ものづくり都市

本市の市内総生産に占める製造業の割合が高く、伝統産業から先端産業まで、また中小企業からグローバル企業までが集積する「ものづくり都市」です。



京都伝統産業ふれあい館



(4) 国際文化観光都市・大学のまち

1200年を超えて受け継がれてきた歴史や文化、観光資源が市域の隅々まで存在する「国際文化観光都市※」、38の大学が立地し高度で豊富な学術研究機能が集積する「大学のまち」です。

※国際文化観光都市：国際的な観光等の文化・親善を促進する地域として指定された都市

(昭和25年から京都国際文化観光都市建設法が施行)



(5) 豊かな自然と共生する都市

京都ならではの歴史的景観を形成する三方の山々が保全され、市街化区域外においても、歴史に培われた特色ある文化や暮らしが息づく、豊かな自然と共生する都市です。

※京都市では市域面積の約8割が農地と森林(昭和5年から風致地区を指定)



2 京都市の基礎的課題

都市の持続性に影響を与える課題に対応する必要があります。

(1) 定住人口

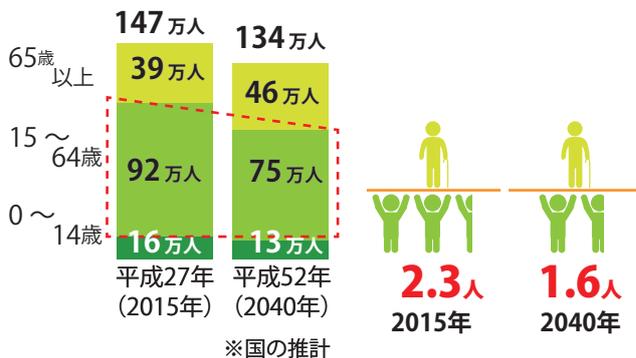
ア 国の推計※では、平成52年(2040年)には、京都市の人口が約13万人減少して134万人となり、年齢構成も、15歳から64歳までの生産年齢人口が約17万人減少する一方、65歳以上の高齢者人口は約7万人増加する見込みです。

イ 特に市内周辺部等において人口減少・少子高齢化が進んでいます。

ウ 就職期の20歳代が東京都・大阪府に、結婚・子育て期の30歳代が近郊都市に転出超過となっており、都市に活力を生み出し、社会を支える中核となる「若年・子育て層」が市外へ流出しています。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

人口減少・少子高齢化が進展 人口推移



このまま進むと...

- 地域コミュニティの活力の低下
- 歴史・文化の担い手不足
- 社会を支える世代が減少...

20歳代・30歳代が市外へ流出 人口流出



若年・子育て層の人口が転出超過

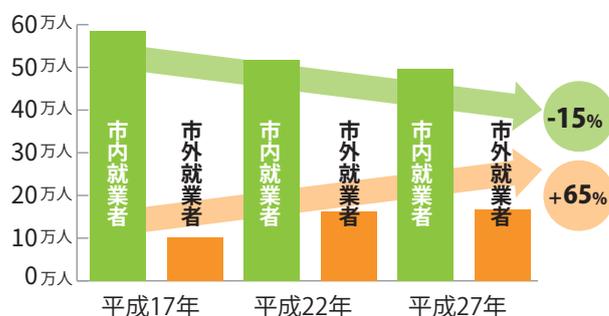
(2) 産業・働く場

ア 市内で働く市民が減少する一方、市外で働く市民が増加しているほか、テナントビルの空室率が低く、平均賃料も高いため、市内での産業活動や市民の働く場であるオフィス空間が確保しにくい状態となっています。

イ 市内で一定まとまった産業用地・空間の確保が難しく、企業の事業拡大や企業誘致を進めるうえで課題となっています。

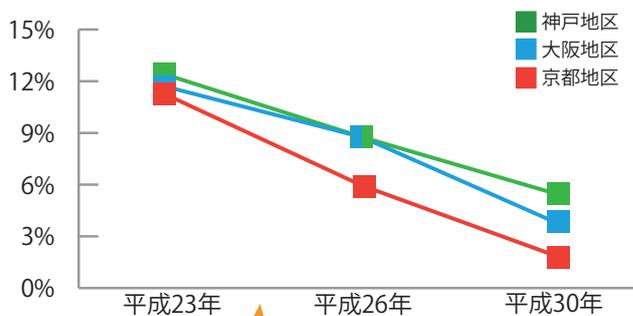
ウ 工業地域などにおいては、住宅・商業系の建物が増加する一方で、工業施設が減少し、操業環境の確保と居住環境との調和が課題となっています。

市内で働く市民が減少 就業者数の推移



市民の働く場が
市内から市外へシフト

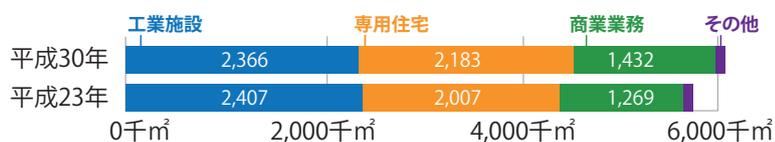
オフィスが不足 オフィスの空室率の推移



市内での産業活動、働く場の
確保に影響

H23以降、延床面積1千坪以上のテナントビル新規供給なし

工業地域などにおいて住宅用途が増加 用途別延床面積の推移

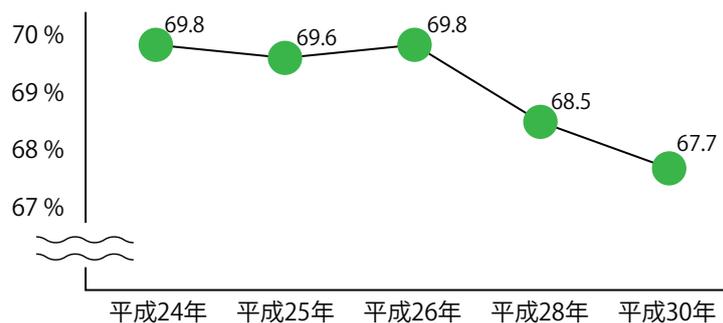


ものづくり都市を支える操業環境の
確保と住宅との調和
まとまった産業用地の確保が課題

(3)文化・地域コミュニティ

ア 生活文化や歴史を受け継ぎ、住民同士で支え合う暮らしや文化を維持するためには、地域コミュニティの維持が重要です。一方で、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域や社会の担い手が少なくなることが危惧されるなど、地域の絆や伝統を感じる京都らしい暮らしや文化を守ることが難しくなるといった課題があります。

イ 地域コミュニティの活力の維持とともに、安心して快適な居住環境の確保や、地域と調和した空き家の活用の促進、活用の見込まれない空き家の発生を抑えることなど、地域のつながりを維持していくことが重要です。



自治会等推計加入率の推移

資料)各年度 京都市「自治会・町内会アンケート」

京都市地域コミュニティ活性化推進条例(平成24年4月1日施行)

(前文)

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

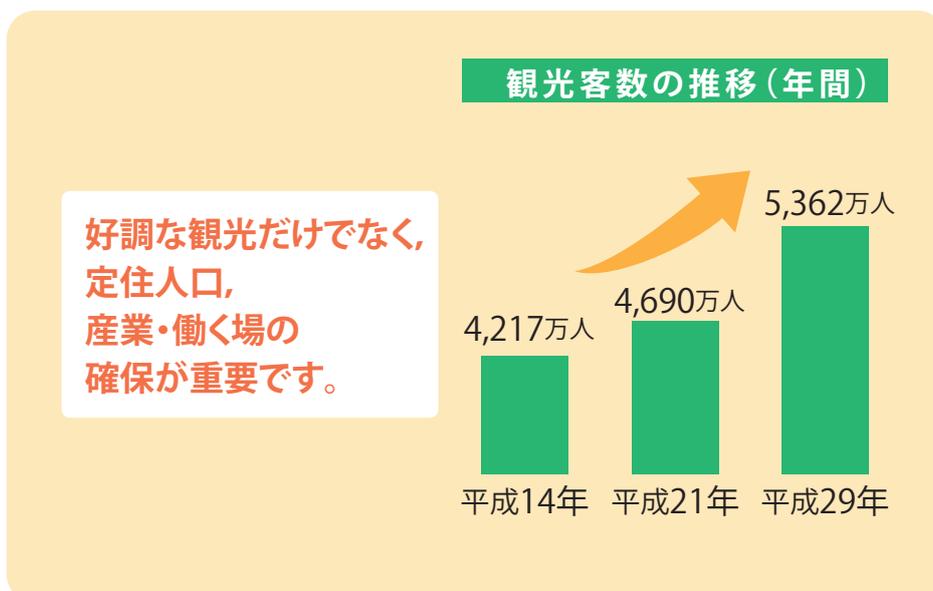
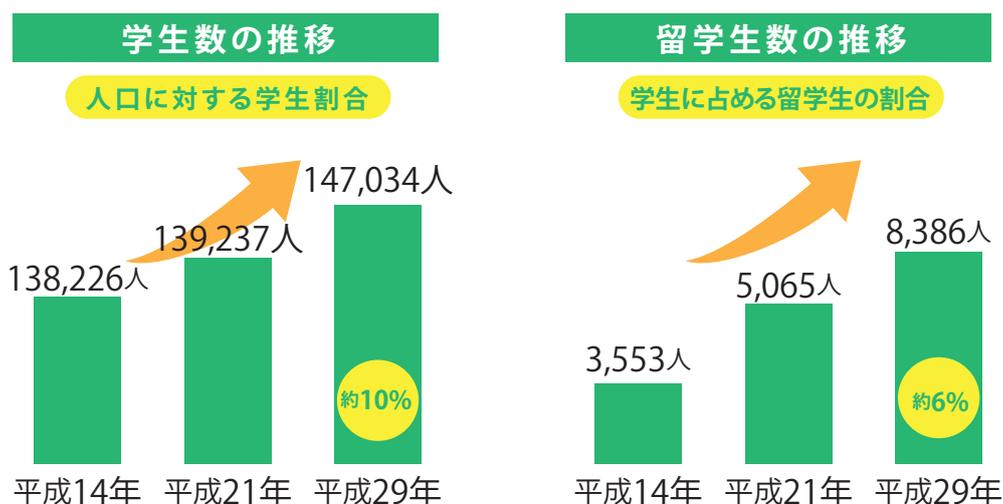
このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

(4) 交流人口

ア 国内外からのビジネスでの来訪者、市内38の大学で学ぶ大学生、留学生、年間5,000万人を超える観光客など、京都を訪れる人々が地域と交流し、都市の活力が向上していくことが重要です。

イ 観光消費額も年々増加している一方で、外国人観光客の急増に伴う一部の観光地の混雑なども生じており、市民生活との調和や、市内周辺地域の活性化と観光客の分散化をどのように図っていくかといった課題があります。



第3章 プランの基本的な考え方

1 基本コンセプト

1200年を超えて受け継がれてきた歴史や文化、観光資源などが市域の隅々まで存在し、特色ある多様な地域がネットワークする京都市には、これらを将来の世代に受け継いでいく「未来に向けた責任」があり、市内の全域にわたって生活文化を守り、魅力や活力を維持していくことが求められます。同時に、このような都市特性や、国内外の人々をひきつける文化的、経済的な京都市の求心力を踏まえ、将来の人口が一定減少する場合においても、これに伴う単純な都市の縮小の考え方はなじまないと考えられます。

そこで、以下の3つの基本コンセプトのもと、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展といった様々な社会経済状況の変化に対応すると同時に人口減少に歯止めをかけ、京都ならではの持続可能な都市の構築を目指します。

1 京都の都市特性を基礎とするまちづくり

京都のブランド性

歴史や文化、自然環境、観光、大学のまちなど、京都ならではの魅力を受け継ぎ、さらに創造を続ける都市



2 市域全体の持続性を確保するまちづくり

地域の多様性

多様な地域の魅力を活かし、ポテンシャルを高めて各エリアが結ばれる都市



3 人々の活動を重視するまちづくり

暮らしと活動の機能性

市民の豊かなライフステージと京都を訪れる人々の活動を支える都市



2 基本方針

京都市の特徴を活かし、基礎的課題に適切に対応するため、3つの基本コンセプトのもと、以下の5つの基本方針に基づいて、持続可能な都市の構築を図ります。また、それぞれの基本方針については、相互のバランスや全体の調和を踏まえてプランを推進します。

基本方針1 都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部や、定住人口の求心力となる周辺部等の地域の拠点において、多様な都市機能の集積や建物の更新、機能的な都市環境の確保を図るとともに、多様な各地域がネットワークで結ばれることで、京都に暮らす市民と訪れる人々にとって、魅力や活力のあるまちづくりを進めます。

**基本方針2 安心安全で快適な暮らしの確保**

日常生活を支える施設や公共交通などの利便性の確保、地域コミュニティの維持、住宅の既存ストックの有効活用等により、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が、それぞれのライフステージに応じて、安心安全で快適な暮らしを送ることができる居住環境の形成を図ります。

**基本方針3 産業の活性化と働く場の確保**

一定まとまった産業用地・空間の確保や、住宅と工場の操業環境との調和等により、都市の活力を生み出し、市民の豊かな生活を支える産業の活性化と、市内での働く場の確保を図ります。

**基本方針4 京都ならではの文化の継承と創造**

歴史、文化、大学、観光、伝統産業・先端産業など、多様な資源のつながりを、まち全体の魅力や活力の向上につなげ、京都ならではの文化の継承・創造を図ります。

**基本方針5 緑豊かな地域の生活・文化・産業の継承と振興**

農林業や観光等、地域の特性を活かした産業の振興や、都市部との活発な交流等により、豊かな自然環境を活かした地域特有の生活・文化・コミュニティの継承と、地域の振興を図ります。

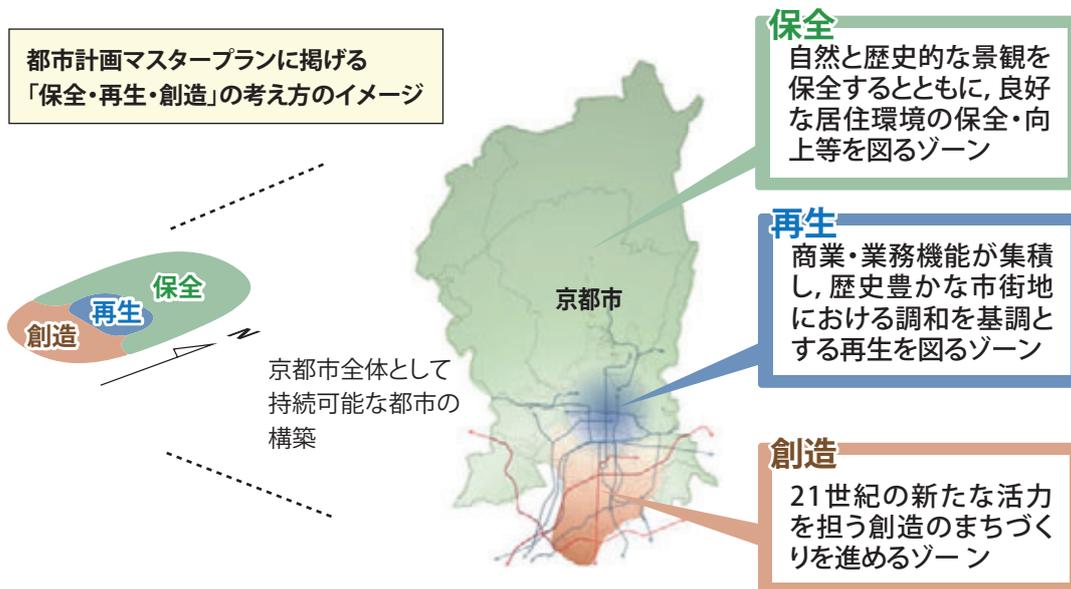


第4章 持続可能な都市構造と地域の将来像

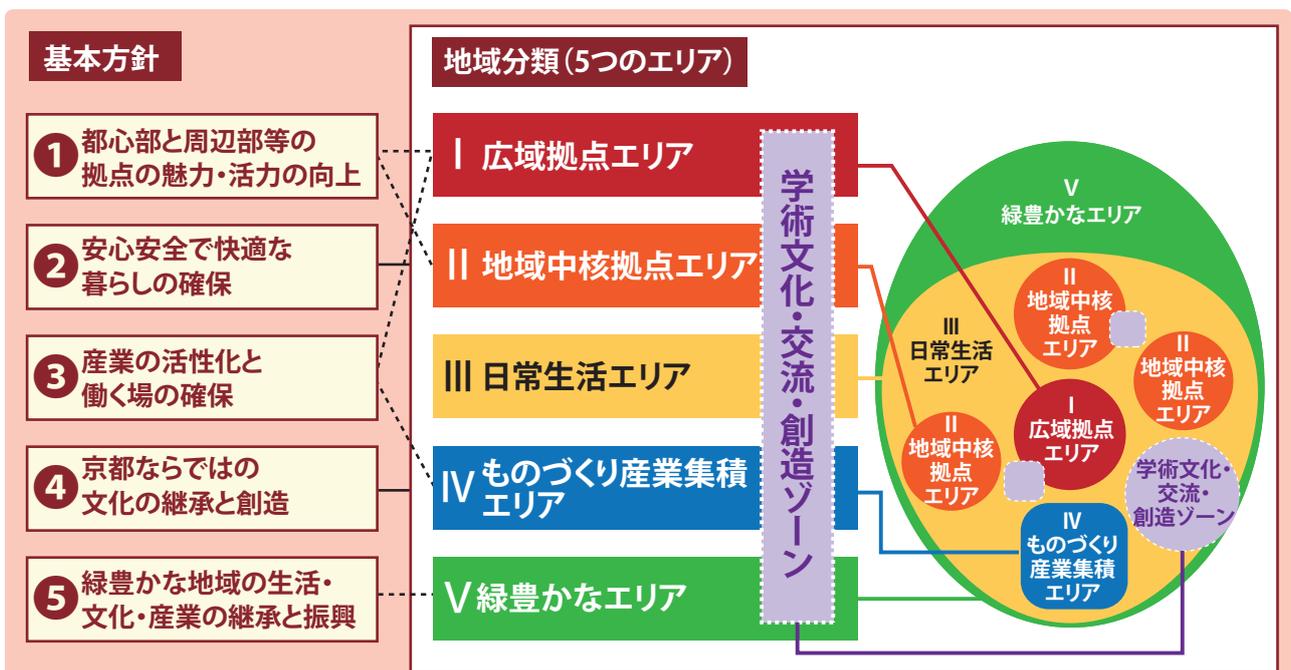
1 各地域の分類の考え方

今後、中長期的に人口減少及び少子高齢化が避けられない中、市域全域を見渡して、京都の都市特性を十分に活かした持続可能な都市構造の実現を図っていく必要があります。そのため、本プランでは、これまでの「保全・再生・創造」の土地利用を基本とし、「京都市都市計画マスタープラン」の考え方を踏まえ、市内各地域それぞれの関係性なども考慮しながら、市内全体を5つのエリアに分類します。

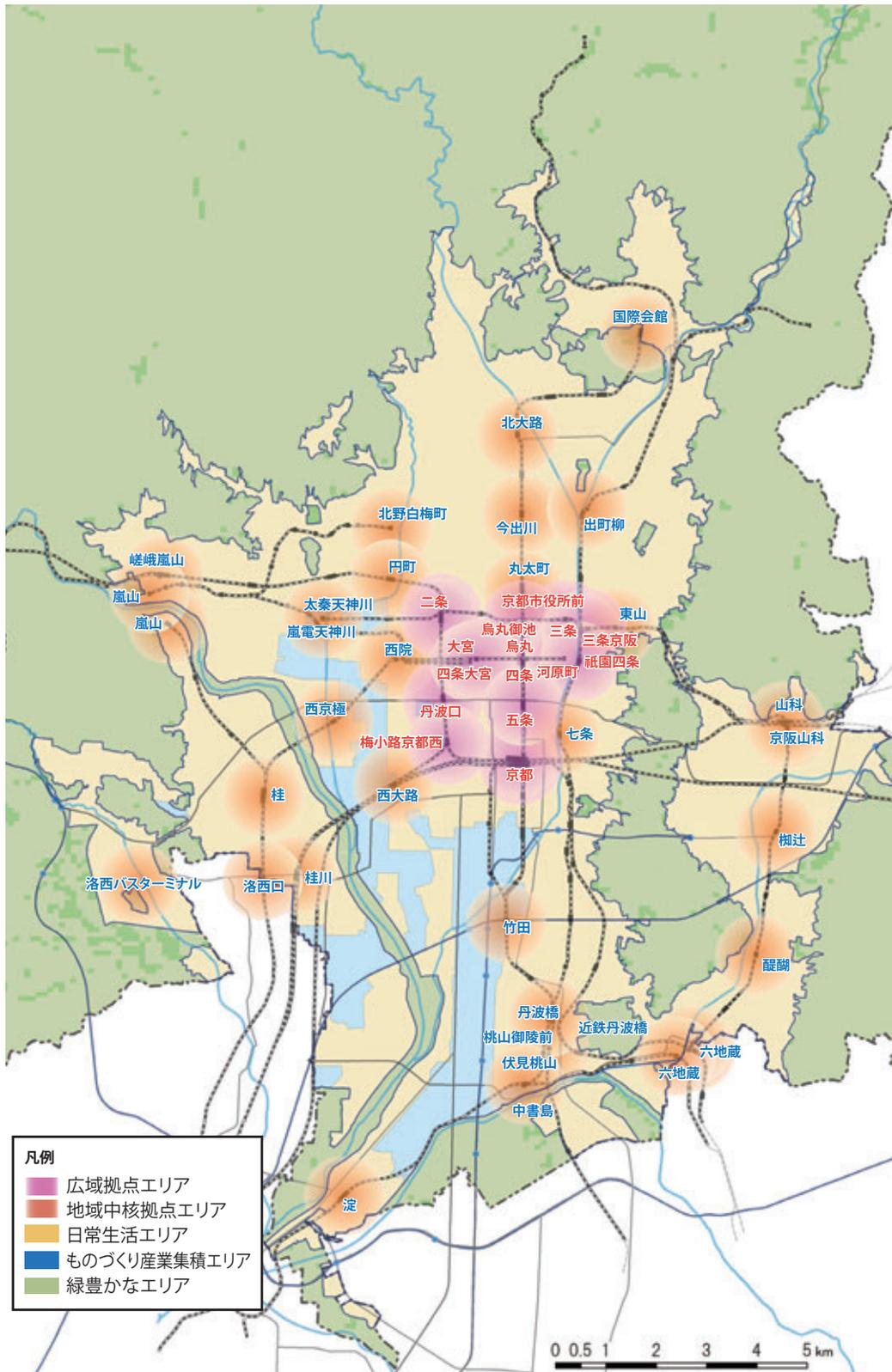
また、適正な土地利用や都市機能の誘導にあたっては、地域ごとの役割などを考慮し、地域の特性と将来像を踏まえたうえで、取組を進めます。



(1) 基本方針と地域の分類



(2) 各地域の基本的な役割と場所



広域拠点エリアと地域中核拠点エリアは次の視点で、都心部と各地域の主要な公共交通拠点の周辺に定めます。

- ・都市計画マスタープランに定める主要な公共交通の拠点
- ・都市機能の集積と人の往来が一定以上の拠点 (駅から半径500mの範囲の商業・業務機能の延べ床面積が概ね10万㎡以上、駅の乗降客数が概ね300万人/年以上、バス路線のターミナル拠点)

Ⅰ 広域拠点エリア

京都の都市活力を牽引

国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都心空間の創出

歴史的都心地区周辺、
京都駅周辺、
二条・丹波口・梅小路周辺

Ⅱ 地域中核拠点エリア

定住人口の求心力

子育て期をはじめ、それぞれのライフステージに応じた必要な都市機能の効率的な利用

周辺部等における
地域の拠点

Ⅲ 日常生活エリア

定住人口の生活の場

多世代が安心・快適に居住し地域のコミュニティ・文化を継承

市街化区域(ものづくり産業集積エリアを除く)

Ⅳ ものづくり産業集積エリア

ものづくり産業の集積

操業環境の確保、住宅との調和
産業用地・空間の確保により、京都にふさわしい産業を集積

工業・工業専用地域、
らくなん進都 等

Ⅴ 緑豊かなエリア

地域の生活・文化等の継承

農林業や観光等の産業の振興等により、地域の生活・文化等を維持・継承

市街化調整区域、
都市計画区域外の地域

学術文化・交流・創造ゾーン

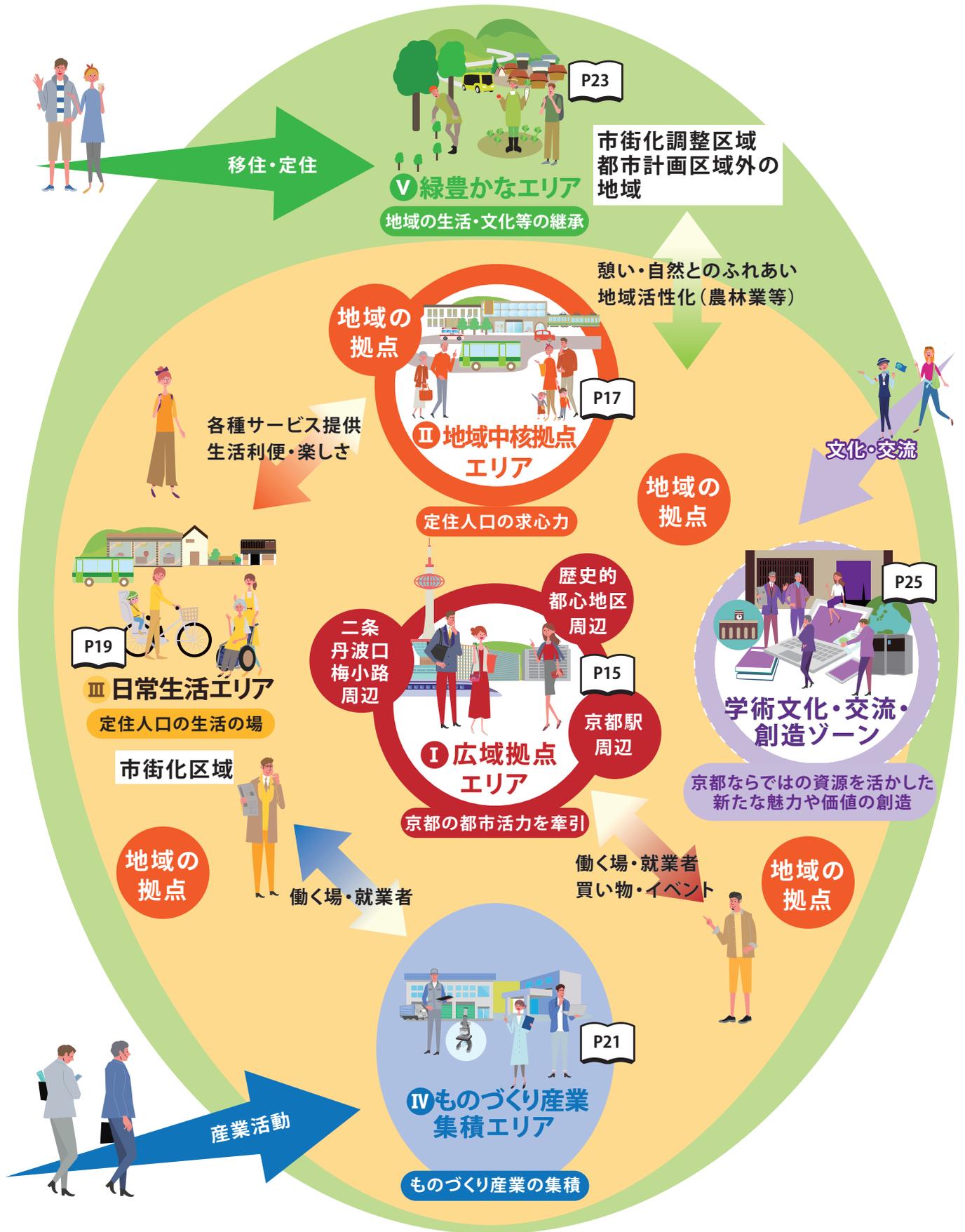
京都ならではの資源を活かした

新たな魅力や価値の創造

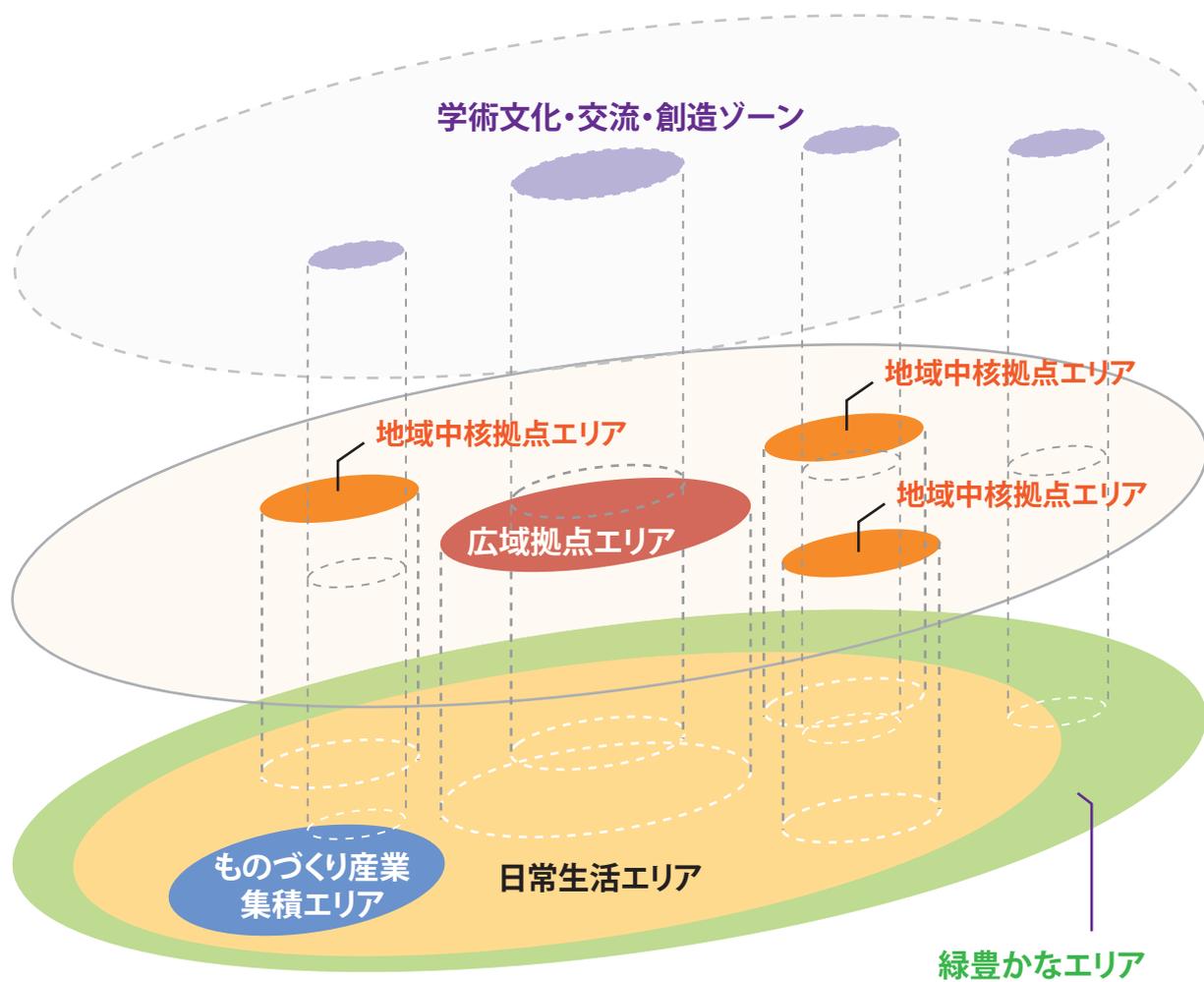
歴史、文化、大学、観光などの京都ならではの資源と多様な人が出会い、集い、交流

(あらかじめ場所を定めません)

各エリアと相互の関係



各エリア間の関係については主なものを掲載しています。



2 各地域の将来像と暮らしのイメージ

持続可能な都市構造を目指した各地域の将来像と暮らしのイメージを示します。

京都の都市活力を牽引

広域拠点エリア

歴史的都心地区周辺

京都駅周辺

二条、丹波口、梅小路周辺

国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都心空間の創出



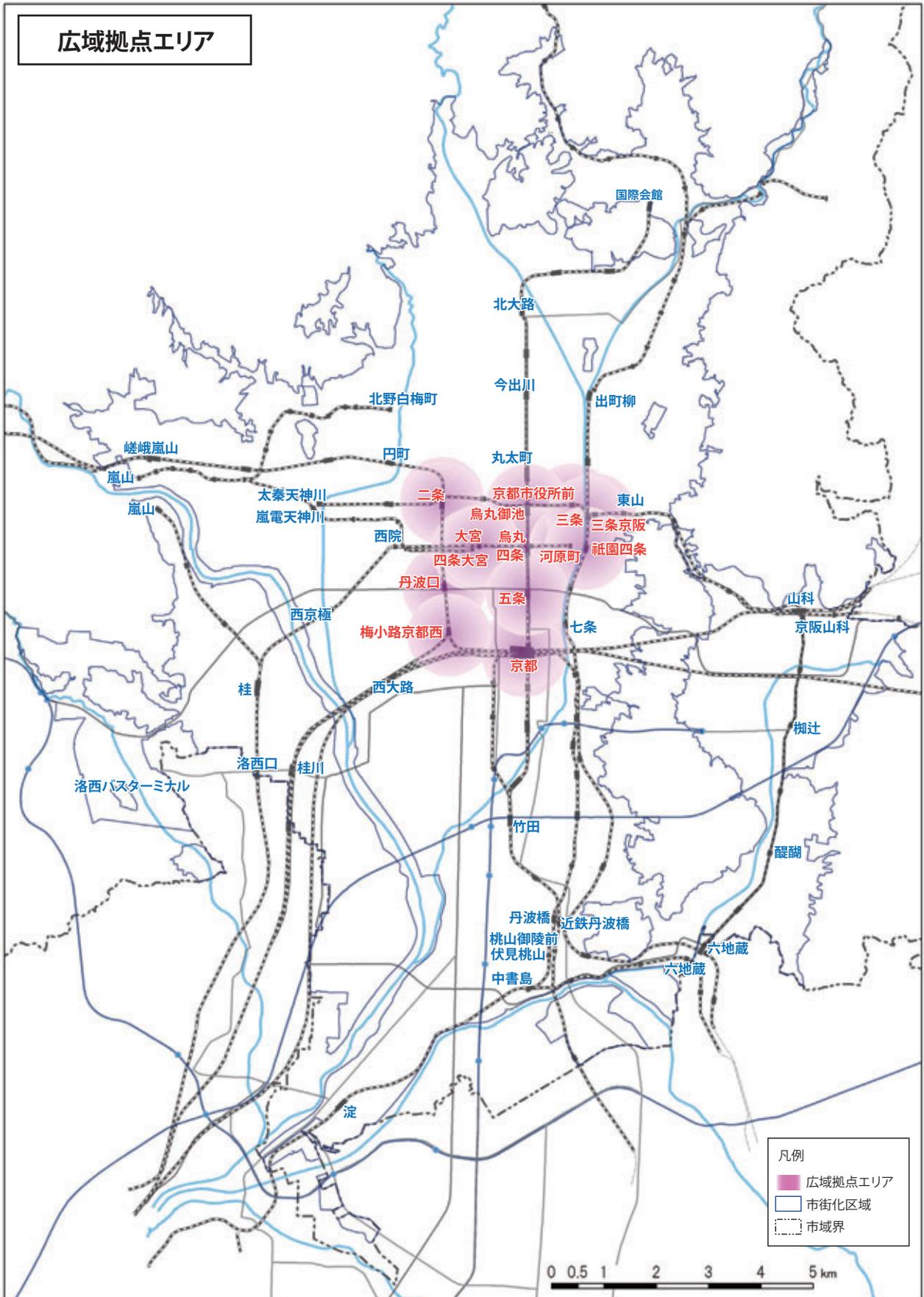
地域にとって重要な施設の例

- 広域的な商業施設
- オフィス
- MICE施設

...等

- 1 広域的な商業施設, 多くの企業が活動するオフィスビルや, ホールなどが集積し, 機能的な都市環境の整備が進み, 国内外から人々が集い, 働き, 交流が行われている。
- 2 都心居住による地域の文化・コミュニティや職と住が共存する町並みが維持され, 京都の歴史や文化が脈々と受け継がれている。
- 3 鉄道や道路などの都市基盤整備の状況に応じて, 商業・業務がさらに活況を呈し, ゆとりあるオフィス空間が集積し, 多様な人々が集い, 新たな活力が生み出されている。
- 4 市民の安心安全な暮らしや地域コミュニティと共存しながら, ビジネスや観光等で訪れる人々が快適に活動, 滞在し, まちの活性化にも寄与している。
- 5 京都の玄関口である京都駅の周辺で, 新たなまちづくりが進む地域では, 文化・芸術を基軸としたまちづくりが更に進み, 若者や多様な人々が集い, 暮らし, 学び, 働き, 交流することにより, 人々を惹きつけている。





※広域拠点エリアについては、拠点となる駅を中心とした範囲で図示しています(境界を定めるものではありません)。

地域中核拠点エリア

周辺部等における地域の拠点

子育て期をはじめ、それぞれのライフステージに応じた必要な都市機能の効率的な利用



地域にとって重要な施設の例

- 地域ニーズに応える商業施設
- 地域の拠点病院
- 図書館など生涯学習施設等

- 1 各地域における主要な公共交通の拠点として、一定規模の商業施設や地域の拠点となる病院、各種サービス施設、多様な都市機能を徒歩圏で効率的に利用できる。
- 2 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、必要な機能を選んで快適に利用でき、地域の魅力と暮らしの楽しさを実感している。
- 3 時代の変化に応じて、ニーズに合わなくなった建物の更新や改修が図られるとともに、にぎわいや交流が生まれる憩いの空間が生まれるなど、まちの魅力や活力が維持・向上している。

各拠点の特性に応じた3つの類型

①交通結節・賑わい型

市内各地域や近隣都市など公共交通で繋がり各方面からアクセスしやすい拠点や、地域における賑わいの中心となる拠点の周辺

広範囲から集う人々が利用できる商業・業務施設など、多様な都市機能が充実し、豊かな社会経済活動や便利な生活を送ることができている。

②文化・大学・観光型

京都を代表する文化施設や大学、観光資源などに近接する拠点の周辺

文化の担い手や学生が参画したまちづくりや、観光客との交流などにより、京都の魅力を活かした特色あるまちづくりが進み、まちの潤いや活気が高まり、京都に暮らす誇りや伝統が受け継がれている。

③生活拠点型

日常の生活に密着した拠点の周辺

住環境と調和した多様な生活利便施設が充実し、各地域での暮らしを支えている。

複合的な特性を持つエリアは主な類型に区分しています。

(①の類型に区分したエリアが、②や③の類型の特性を持つ場合など)

地域みんなが楽しく集まれるまちになるように、何かできないかな。



暮らしの近くに学べる場所があると、人生が豊かだいいな。



まちが便利で快適だと、家族の時間とみんなの笑顔が増えるね。

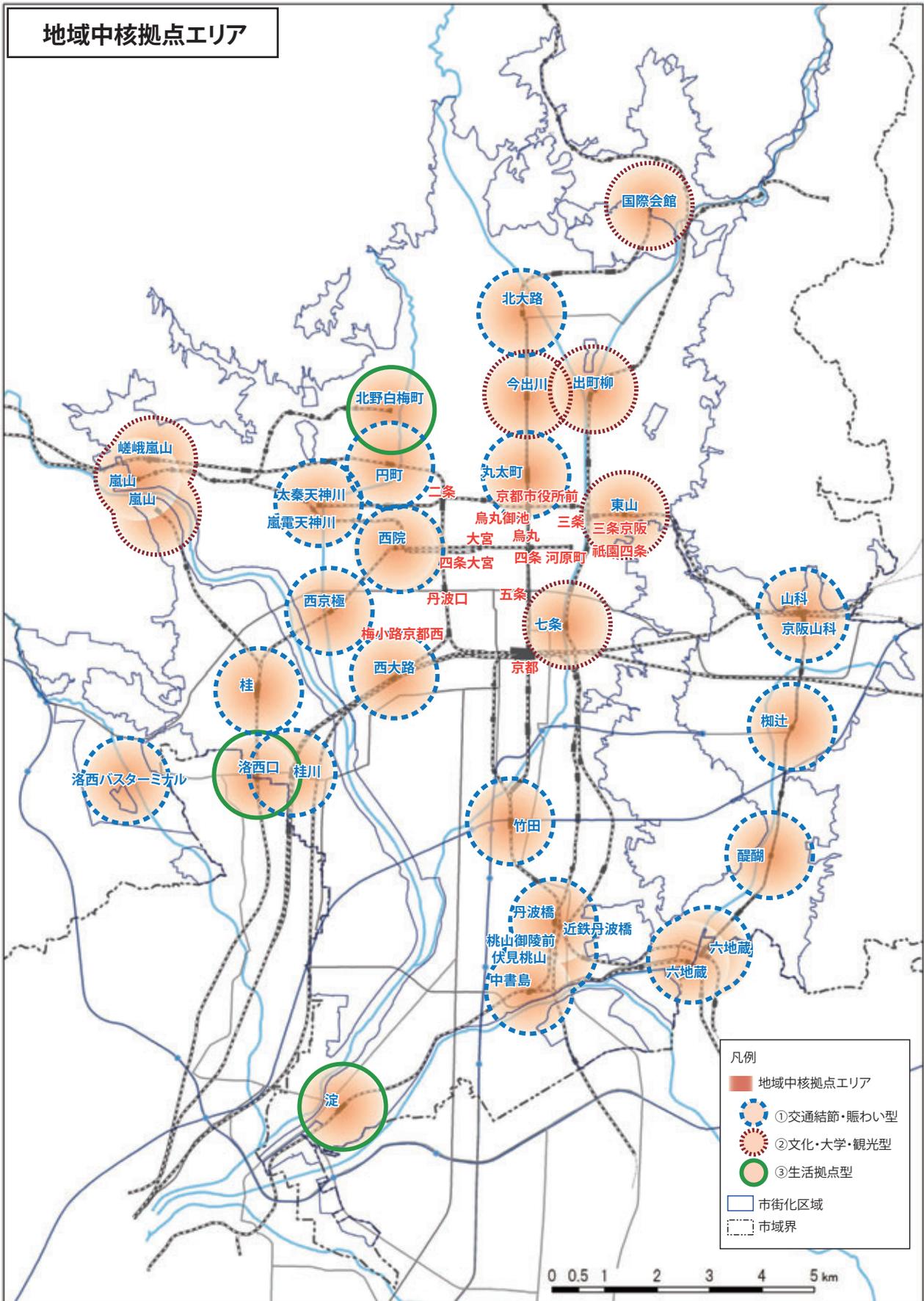


毎日の通勤の途中で、色々な用事ができればいいね。



家から気軽に出かけられる場所が、便利であってほしいね。





※地域中核拠点エリアについては、拠点となる駅を中心とした範囲で図示しています(境界を定めるものではありません)。

日常生活エリア

市街化区域(ものづくり産業集積エリアを除く。)

多世代が安心・快適に居住し地域のコミュニティ・文化を継承



地域にとって重要な施設の例

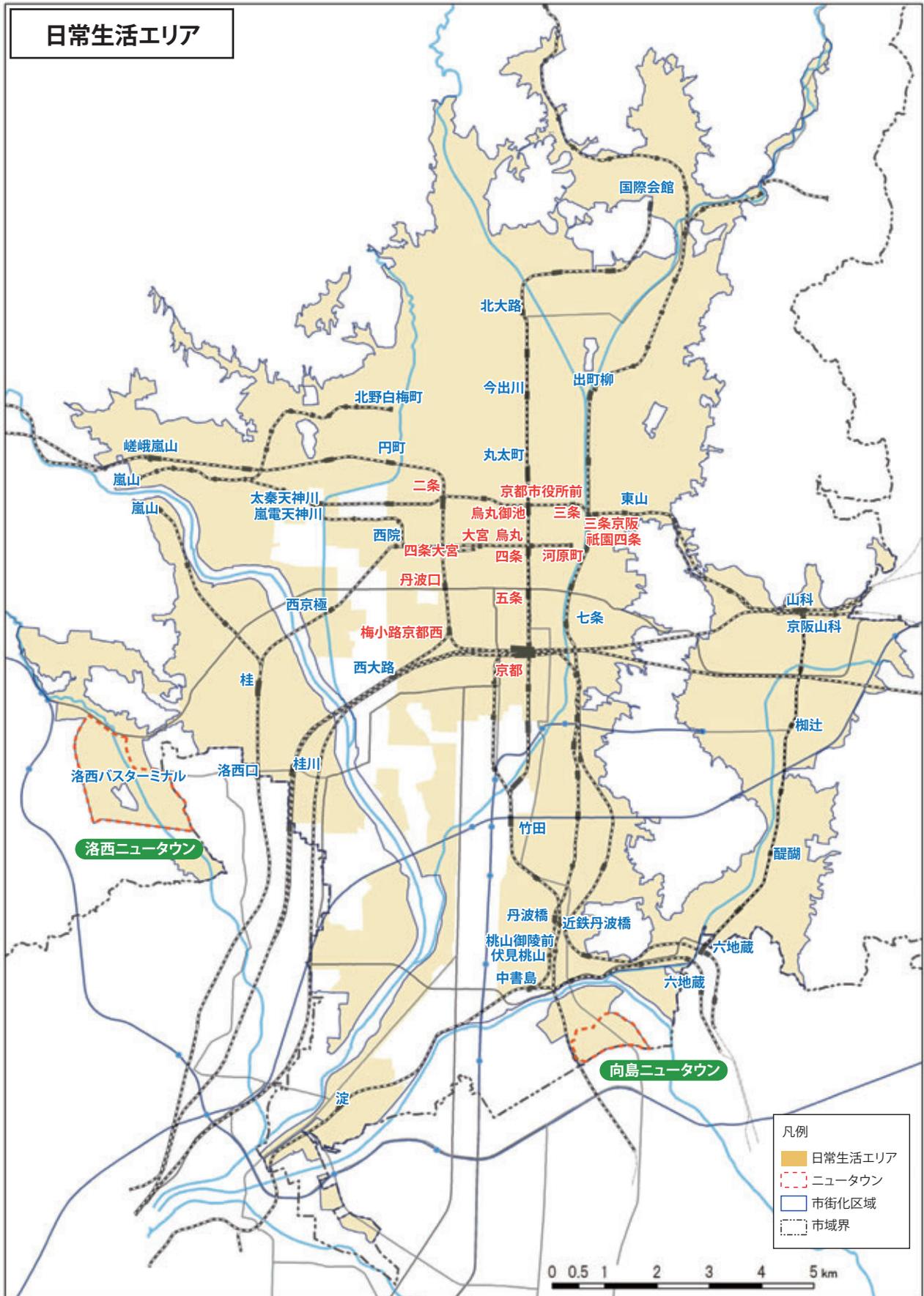
- 日常生活を支える商業施設
- 病院・診療所
- 保育施設, 高齢者福祉施設...等

- 1 日常生活を支える商業施設, 病院, 保育施設, 高齢者福祉施設などが身近に存在し, 徒歩や自転車, 公共交通でスムーズに移動できるとともに, 身近なバス等の積極的な利用により公共交通の利便性が高まり, 子どもから高齢者まで, 安心安全・快適に暮らしている。
- 2 空き家などの既存ストックの活用が地域と調和して進み, 京都ならではの暮らしや生活文化が継承されるとともに, 郊外では, 豊かな自然や農業と調和した, ゆとりある居住環境を維持している。
- 3 子育て・教育環境の一層の充実が図られるとともに, 鉄道駅の周辺などで, 若年・子育て層のニーズに合った住宅が供給されるなど, 暮らしてみたいくなる生活空間が確保されている。
- 4 ものづくり産業集積エリアに近く, 工業系の用途と住宅や農地が混在する地域では, 周辺環境に調和した産業機能が充実し, 生活と働く場が近接したまちづくりが進んでいる。
- 5 自然災害が発生する可能性が高いと予測される地域では, 災害に対する理解と備えが行き渡るとともに, 地域の防災力を支えるコミュニティが維持されている。

ニュータウン・住宅団地等

洛西ニュータウンや向島ニュータウンなど大規模な住宅団地では, あらゆる世代が安心・快適に暮らし続けられるよう, 既存施設が適切に維持・活用されるとともに, 新たな魅力の発信や創出など, 若年・子育て層の呼び込みにつながる活動が進んでいる。





ものづくり産業集積エリア

工業・工業専用地域

らくなん進都等

操業環境の確保, 住宅との調和

産業用地・空間の確保により, 京都にふさわしい産業を集積



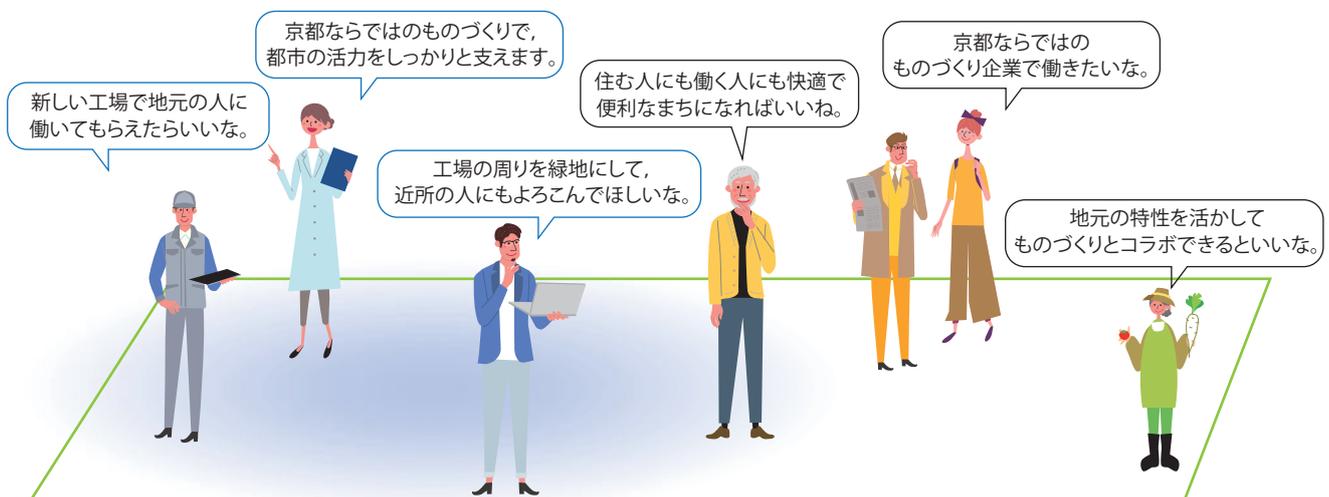
地域にとって重要な施設の例

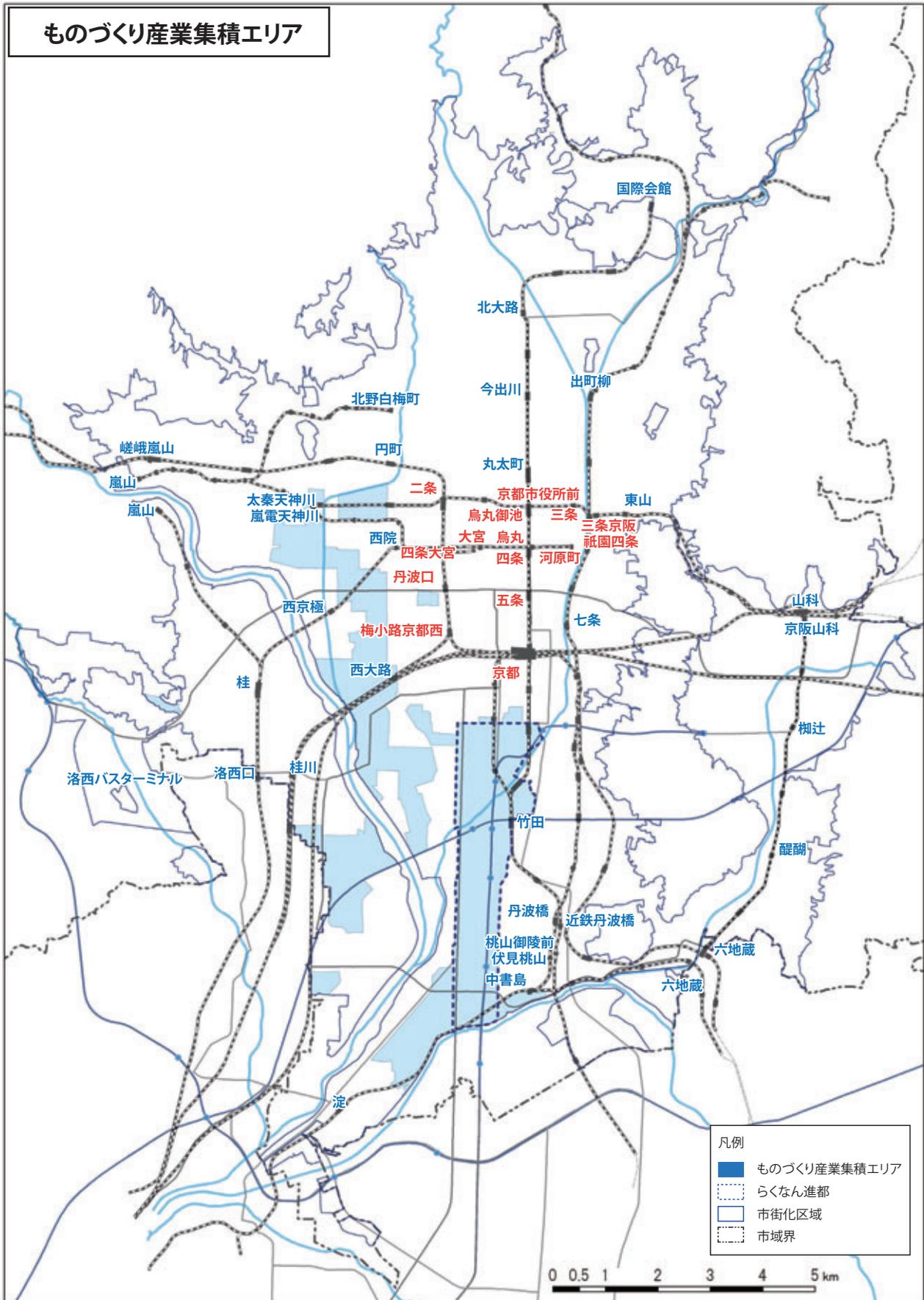
- ものづくり関連工場, 物流施設
 - 研究所, オフィス
 - 産業交流施設
-等

- 1 伝統や先端の知恵と技術, 大学等の学術文化資源などが蓄積し, 充実した都市基盤, 人口, 消費地を擁するなど, 京都の強みを活かして, 中小企業やベンチャー企業, グローバル企業が集積し, 利便性やアクセス性の向上などにより, 働きやすく国際競争力や付加価値の高いものづくりを支える都市環境が整っている。
- 2 市街化が進んでいる工業地域では, 工場の操業環境が, 住宅と調和しながら確保され, 都市の成り立ちや利便性を活かし, 多様なものづくり産業が活発に活動している。
- 3 更なる工場の集積が期待できる工業地域では, 工場と住宅との調和を図りながら一定まとまった産業用地やゆとりある産業空間が確保され, ものづくり産業の事業拡大や新規立地が進んでいる。

らくなん進都

らくなん進都では, 新しい京都を発信するものづくり拠点として, 魅力的な都市環境が生まれ, 国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の進出意欲が高まり, 本社オフィスや生産, 研究開発, 物流施設等が集積している。





緑豊かなエリア

市街化調整区域

都市計画区域外の地域

農林業や観光等の産業の振興等により、地域の生活・文化等を維持・継承

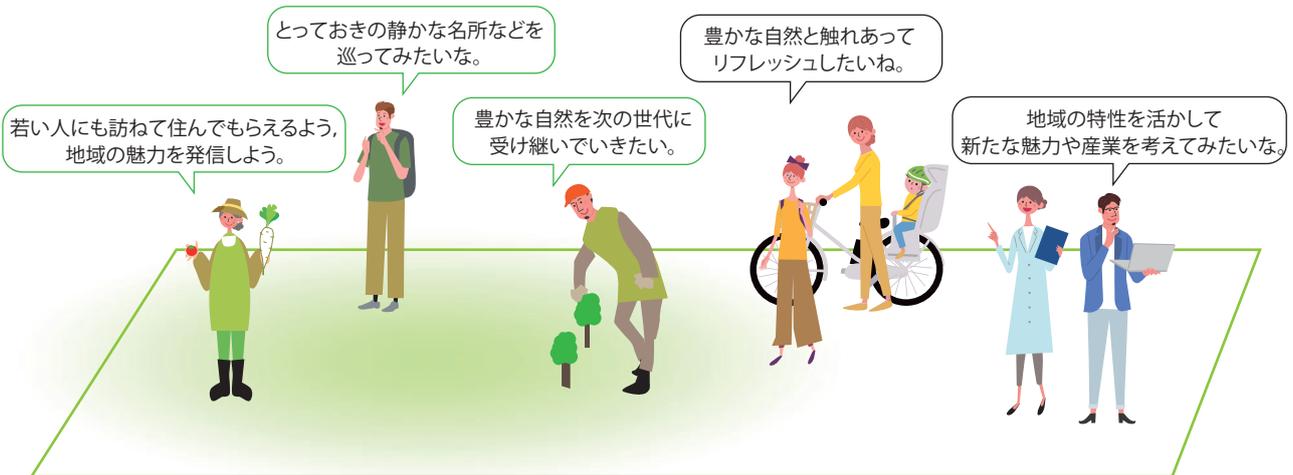


- 1 京都ならではの山紫水明の景観を形成する三方の山々が保全され、地域の自然や農林業、歴史資源などを活かし、人々の文化的・経済的な交流が活発になっている。
- 2 多様な地域特有の暮らしが継承されるとともに、ゆとりある生活を求める人々の移住・定住が促進され、地域の生活や文化、コミュニティの維持が図られている。
- 3 農林業の振興や地域の文化的・地理的特性などを活かした産業、観光関連施設、スポーツやレクリエーションの活動拠点の充実等により、都市部から多くの人々が訪れるなど、地域が活性化し、市域全体の潤いと豊かさに繋がっている。

地域にとって重要な施設の例

- 暮らしを支える施設
- 地域の特性を活かした産業の施設
- 観光等の交流施設

....等

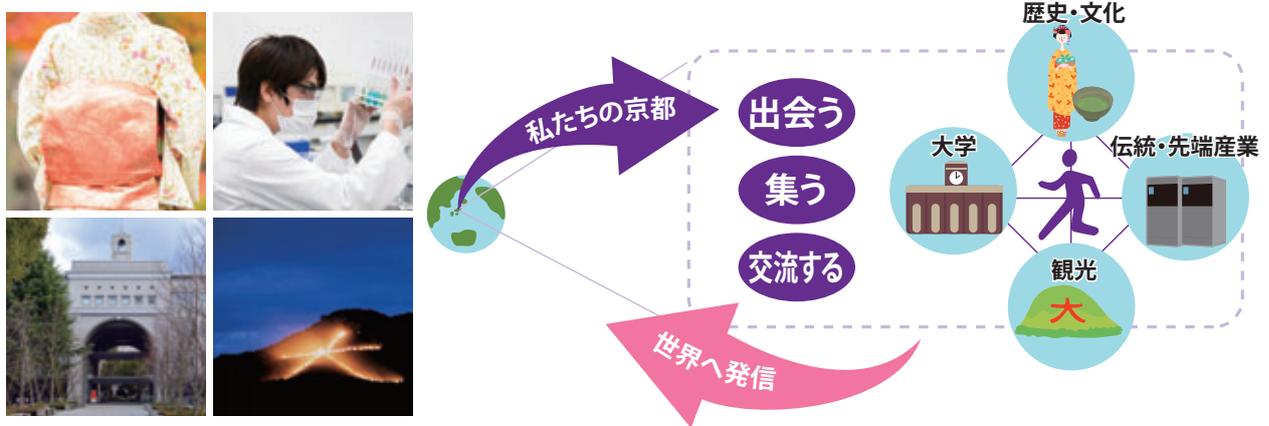


5つのエリアとも、大規模な低未利用地は、京都の魅力や活力の維持・向上を進めるために貴重な財産であることから、計画的な土地利用を図ります。

学術文化・交流・創造ゾーン

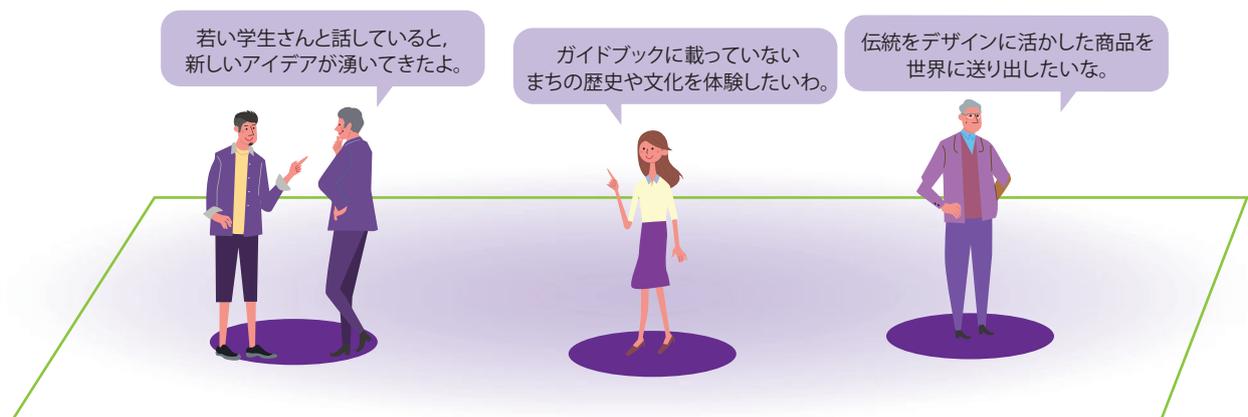
歴史、文化、大学、観光、伝統・先端産業のまちといった京都の特性を活かし、新たな魅力や価値の継承・創造を目指します。

多様な人々の出会いや集い、交流を通じて、地域に息づくまちの資源を活かした場が、地域のまちづくりと結びつく街区などを「学術文化・交流・創造ゾーン」と位置付けます。



<地域の将来像と暮らしのイメージ>

- 1 伝統産業や生活文化が受け継がれる地域において、伝統産業と最先端の技術やアートが結びつくなど、暮らしと調和したクリエイティブな活動が行われている。
- 2 大学の周辺において、学生や研究者などが多く集い、活発な交流が行われ、新たな技術やビジネスなどが生み出されている。
- 3 住む人、訪れる人の双方が、身近に文化体験や芸術活動を楽しみ、ほんものの歴史や文化、伝統に触れ、地域に対する愛着が増し、京都ファンが増えている。



「学術文化・交流・創造ゾーン」は、将来にわたり京都のまちを大切に作る市民や事業者、専門家などと共に生み出します。

5つのエリア内の多様な地域の街区などにおいて、「学術文化・交流・創造ゾーン」の形成を目指し、必要な施設の充実などを図ります。

*市域の隅々に地域の資源が息づいており、あらかじめゾーンを目指す場所を限定しません。

＜各エリアにおいてゾーンを形成する地域や施設の想定例＞

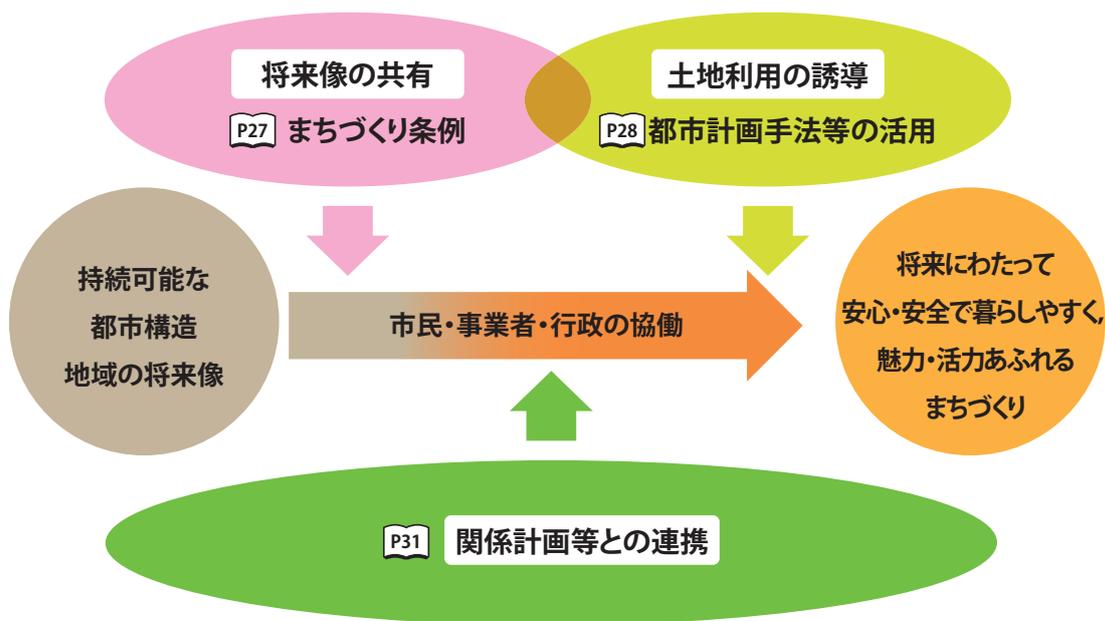
	地域の想定例	施設の想定例	
広域拠点 エリア	歴史的都心地区 京都駅東南部エリア 等	●京町家を保全したデザイン開発拠点 ●若手芸術家の創作工房、小劇場	
地域中核拠点 エリア	嵐山, 東山 等	●歴史・伝統産業を体験・海外発信 できるミュージアム	
日常生活 エリア	大学周辺 等	●学生・若手研究者の産業化ラボ	
ものづくり 産業集積エリア	ものづくり発祥地 等	●ものづくりの歴史や最先端の 技術などを学び発信する施設	
緑豊かな エリア	北部山間地域, 大原, 大枝・大原野 等	●国内外の観光客が地域独自の文化や 産業を体験する交流施設	

- ◎ 「学術文化・交流・創造ゾーン」におけるまちづくりについて、積極的に情報発信を行うことにより、特色ある地域の暮らしや文化の継承、多様な人々の出会いや集い、京都ならではの学術や産業を活かした新たな魅力や価値の創造につなげていきます。

第5章 プランの推進

持続可能な都市の構築に向けては、市民・事業者・行政が、都市の将来像を共有し、まちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、本プランにおいて、持続可能な都市構造と地域の将来像を明らかにしたうえで、以下の3つの方策で土地利用の誘導等に取り組んでいきます。



1 まちづくり条例

本プランについては、都市の将来像を具体的に示し、市民・事業者・行政が共有することにより、協働のまちづくりを進めるための共通の指針とします。

そのため、本市の「まちづくり条例※」に規定する「まちづくりの方針」に本プランを位置付け、事業者による開発事業の構想について、本市及び市民の意見を反映させ、共に良好なまちづくりを推進することとします。



※京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例

*本市、事業者、市民の責務を明示

*一定以上の開発事業は届出を義務付け、開発事業の構想に本市及び市民の意見を反映させるための手続を規定（まちづくりの方針に適合していない場合は、指導・助言・勧告などが可能）

2 都市計画手法等の活用

(1) 都市計画の決定・変更など各種手法の活用

本プランは、「都市計画マスタープラン」とともに、持続可能な都市を構築するためのまちづくりの指針として位置付けるものであり、都市計画※の決定・変更など、市域全体を見渡し、地域の特性を踏まえて、将来像を見据えた土地利用の誘導策等を検討します。

※都市計画：地域地区(用途地域, 高度地区等), 地区計画等



(2) 「立地適正化計画」制度の活用

都市再生特別措置法により制度化された「立地適正化計画」制度について、本市の都市特性を踏まえ、産業の活性化や働く場の確保等を目指す手法として活用します。

都市機能誘導区域

「広域拠点エリア」及び「らくなん進都」における産業空間の確保や、都市環境の向上を目指して、道路や広場等の公共施設整備を伴う「オフィス(事務所, 研究所)※」の整備について、金融支援や税制優遇などを受けられる「都市機能誘導区域」を定めます。

※ 誘導施設として定める「オフィス(事務所, 研究所)」は、「建築基準法」に規定する事務所の用途に係る施設(建築物全体に占めるオフィスの床面積の割合が2分の1を超える場合)に限ります。加えて、次の①～③の要件をすべて満たす施設とします。

- ① 公共施設の整備を伴うものであること(法定の事項)
- ② 事業の敷地面積が500㎡以上であること(法定の事項)
- ③ 市民, 事業者, 学生など, 広く一般の用に供される, 産業や文化, 交流機能を備えること(コワーキングスペース, 伝統文化・技術の体験ルーム等)

都市計画の決定・変更など各種手法の活用と「立地適正化計画」制度の活用

本プランでは、京都ならではの持続可能な都市の構築を目指し「京都の都市特性を基礎とするまちづくり」、「市域全体の持続性を確保するまちづくり」、「人々の活動を重視するまちづくり」を基本コンセプトに掲げています。

そこで、法律で定められた「立地適正化計画」制度の「都市機能誘導区域」については、「広域拠点エリア」と「らくなん進都」に限って指定しますが、これらの区域とともに、周辺部等の「各地域中核拠点エリア」についても、本市独自に「各拠点にふさわしい都市機能の誘導区域」と位置付け、地域の特性に応じて必要な都市機能を重点的に誘導することを検討します。

居住誘導区域

生活サービスや地域コミュニティの確保などを旨として、「市街化区域の全域」のうち、次に定める「住宅開発届出区域※」を除く全ての区域を「居住誘導区域」とします。

※ 住宅開発届出区域

- ① 工業地域及び工業専用地域
 - ② 土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域
 - ◎ 一定規模（3戸以上等）の住宅開発は、事前の届出が必要です。（工場等の操業環境の確保や居住環境との調和などを図ります。）
 - ◎ 市街化調整区域については、居住誘導区域に含めることはできません。（法定の事項）
- ※ 「立地適正化計画」制度の具体的な運用方法等については、別途、定めることとします。

「土砂災害警戒区域、浸水想定区域」については、居住誘導区域としますが、「京都市水害ハザードマップ（39～40ページ）」を日頃から十分に確認のうえ、災害時に備えることが重要です。

（参考） 立地適正化計画制度とは（概要）

- 国において創設された「立地適正化計画」制度は、人口減少社会の到来に対応した「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づいて、居住機能（住宅）や都市機能（福祉、商業等）の適切な立地誘導を図るものです。
- 「都市機能誘導区域」内で、市町村が定める誘導施設を整備する場合は、金融支援や税制優遇を受けられる仕組みがあります。
- 「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」の外の区域で、誘導施設の整備や一定規模の住宅開発（3戸以上等）をする場合は事前の届出が必要になります。

各エリアにおける都市計画手法等の活用（イメージ）

エリア	都市計画手法の活用	立地適正化計画（法定）	
		都市機能誘導区域	居住誘導区域
広域拠点エリア		○	
地域中核拠点エリア	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> 各拠点にふさわしい都市機能の誘導区域 ①交通結節・賑わい型 ②文化・大学・観光型 ③生活拠点型 </div>	—	○ 土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は除く（住宅開発届出区域）。
日常生活エリア		—	
ものづくり産業集積エリア		○ らくなん進都	住宅開発届出区域 工業、工専地域に限る。
緑豊かなエリア			

※○印は立地適正化計画の区域を設定することを示します（詳細は33～38ページ参照）。

3 関係計画等との連携

(1) 各種関係分野の諸計画等との連携

都市計画の視点に加え、歩くまち、住宅、大学、文化、福祉・医療、産業・商業など、まちづくりに関わる様々な関係分野の計画、施策と連携しながら、持続可能な都市の構築と、地域の将来像の実現に向けた土地利用の誘導を図ります。



主な重要戦略・分野別計画等

- | | | |
|--------------------------------|------------------|----------------|
| ○「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略 | ○京都市住宅マスタープラン | ○京都市産業戦略ビジョン |
| ○京都市レジリエンス戦略 | ○京都市空き家等対策計画 | ○京都市商業集積ガイドプラン |
| ○京都文化芸術都市創生計画 | ○「歩くまち・京都」総合交通戦略 | ○京都市農林行政基本方針 |
| ○大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2019-2023 | ○京都・新自転車計画 | ○京都市地球温暖化対策計画 |
| ○京都市未来こどもはぐくみプラン | ○京都市景観計画 | ○京都市地域防災計画 |
| ○京都市民長寿すこやかプラン | ○京都観光振興計画2020+1 | など |

(2) より具体的な地域のまちづくり方針等との連携

都市計画マスタープランに位置付ける「地域まちづくり構想」など、より具体的な地域ごとのまちづくりの方針等と連携しながら取組を進めます。また、地域のまちづくりの状況等に応じて、適宜、本プランへの反映などを検討します。

地域ごとの主なまちづくりの方針

- | | | |
|-------------------|---------------------|--------------------|
| ○職住共存地区整備ガイドプラン | ○京都駅東南部エリア活性化方針 | ○西陣を中心とした地域活性化ビジョン |
| ○岡崎地域活性化ビジョン | ○京都駅東部エリア活性化将来構想 | ○京都刑務所敷地の活用を核とする |
| ○らくなん進都まちづくりの取組方針 | ○洛西ニュータウンアクションプログラム | 未来の山科のまちづくり戦略 |
| ○京都駅西部エリア活性化将来構想 | ○向島ニュータウンまちづくりビジョン | など |

みんなで目指す京都のまちの将来像

本プランに基づく都市づくりの進捗状況や効果を点検し、必要な施策やプランの充実などを検討するための「モニタリング指標」を活用して、市民・事業者・行政の協働により、京都のまちの将来像の実現を目指します。

- 京都ならではの魅力を活かして人々を惹きつける人口140万人規模の都市として、まちの活力の維持・向上を目指します。
- 人口減少社会の到来や少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化にも柔軟に対応し、安心・快適に暮らし続けられるまちを目指します。

*国の推計によると、京都市の人口は、平成27年(2015年)の約147万人から、平成52年(2040年)には約134万人になると見込まれています。

【モニタリング指標】主な指標を例示します。

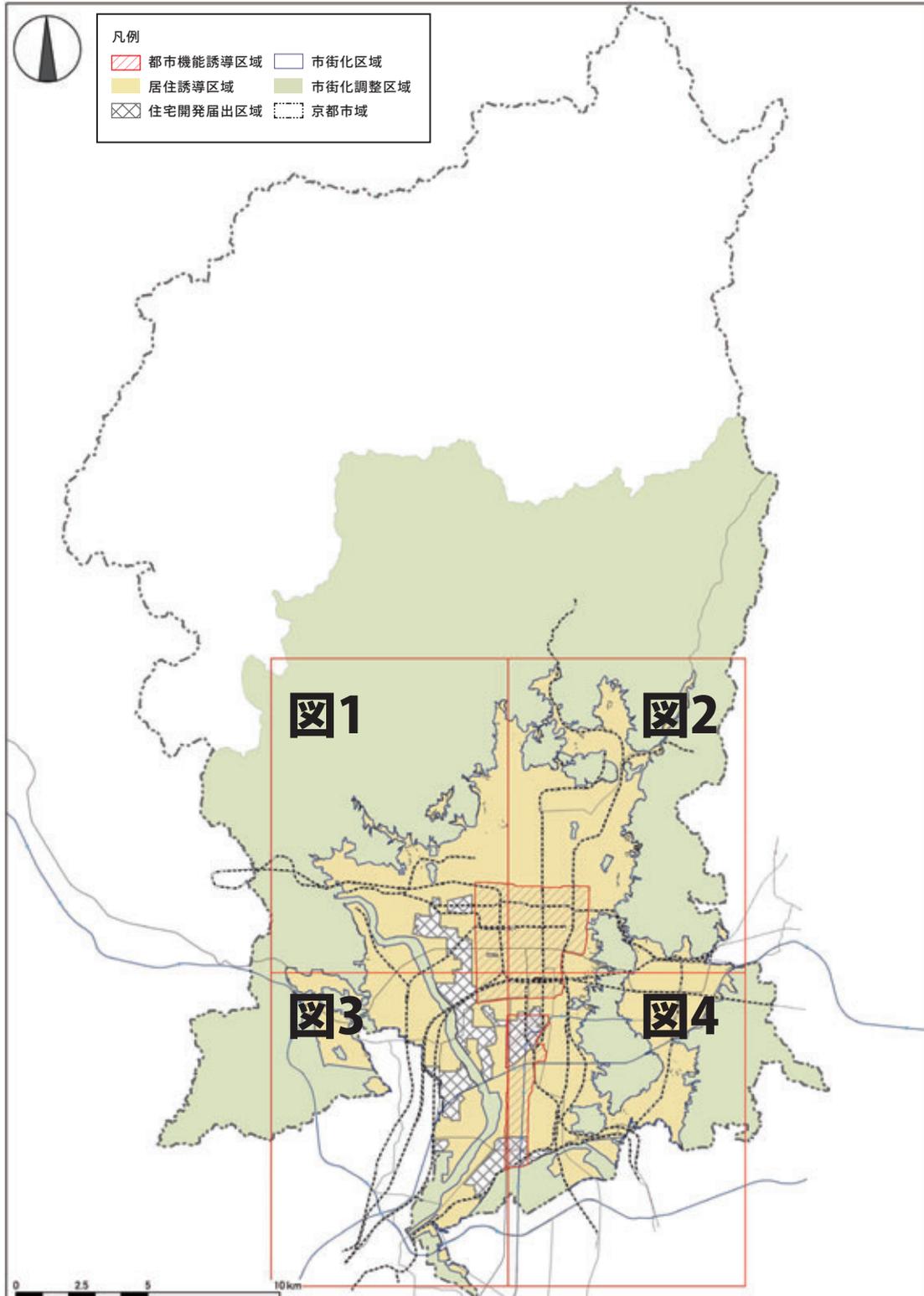
方針	指標例	参考(現況値)
各基本方針共通	①総人口(全域,地域別) ②人口構成 ③人口密度 ④若者(20代)の東京都・大阪府への転出入 ⑤子育て層(30代)の京都府南部・滋賀県・大阪府への転出入 ⑥交流人口(観光客,留学生等) 等	①:全域 1,475,183人(平成27年) ②:年少人口 11%(平成27年) 生産年齢人口 62%(平成27年) 老年人口 27%(平成27年) ③:98人/ha(平成27年) ④:-2,145(平成30年) ⑤:-1,349(平成30年) ⑥:観光客数 5,362万人(平成29年)
基本方針1 都心部と周辺部等の 拠点の魅力・活力の向上	①商業業務施設の延床面積 ②オフィスの空室率 ③医療施設の延床面積 等	①:15,145千㎡(平成30年) ②:1.28%(平成30年) ③:995千㎡(平成30年)
基本方針2 安心安全で 快適な暮らしの確保	①市民千人当たりの小売事業所数 ②日常生活サービス施設の徒歩圏充足率 ③住宅数 ④空家数 ⑤代表交通手段分担率(非自動車分担率) ⑥自転車走行環境の整備延長 等	①:9.7所/千人(平成28年) ②:87%(平成22年) ③:692,800戸(平成25年) ④:114,300戸(平成25年) ⑤:75.6%(平成22年) ⑥:73.5km(平成30年)
基本方針3 産業の活性化と 働く場の確保	①工場の面積 ②工業地域の用途別土地利用 ③市内で働く市民の数 等	①:6,746千㎡(平成30年) ②:工業施設 2,366千㎡(平成30年) 専用住宅 2,183千㎡(平成30年) 商業施設 1,432千㎡(平成30年) ③:496,744人(平成27年)
基本方針4 京都ならではの 文化の継承と創造	①伝統産業従事者数 ②大学生数 ③留学生数 ④京町家数 等	①:19,357人(平成27年) ②:147,034人(平成29年) ③:8,386人(平成29年) ④:40,146軒(平成28年)
基本方針5 緑豊かな地域の生活・ 文化・産業の継承と振興	①農林地面積 ②市街化区域外の人口(定住,交流) 等	①:耕地面積 3,104ha(平成28年) 森林面積 61,003ha(平成28年) ②:定住 26,568人(平成27年)

参考1 (1) 立地適正化計画の区域

都市機能誘導区域, 居住誘導区域, 住宅開発届出区域については下図のとおりです。

なお, 立地適正化計画の区域について, 今後, 社会経済動向や土地利用の動向, 京都市水害ハザードマップ等を踏まえ検討のうえ, 変更する場合があります。

最新の区域の情報については, 都市計画課のホームページに掲載します。



※区域の詳細については, 35~38ページを参照してください。

(2) 届出制度

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域の外又は居住誘導区域の外で一定の開発行為等を行う場合、及び都市機能誘導区域の内で誘導施設を休止等する場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、京都市への届出が必要となります。

届出が必要となる行為

都市機能誘導区域	都市機能誘導区域の外で、都市再生特別措置法に基づいて本市が定める誘導施設を建築等しようとする次の行為	
	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

※都市機能誘導区域の内において、誘導施設を建築等しようとする場合は、金融支援や税制優遇が受けられる可能性があります。また、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、別途、届出が必要となります。

居住誘導区域	居住誘導区域の外(住宅開発届出区域、市街化調整区域)で、一定規模以上の住宅を建築等しようとする次の行為	
	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ・住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※届出制度は、平成31年10月から運用開始(予定)

届出の様式等は、別途、都市計画課のホームページに掲載します。

立地適正化計画の区域

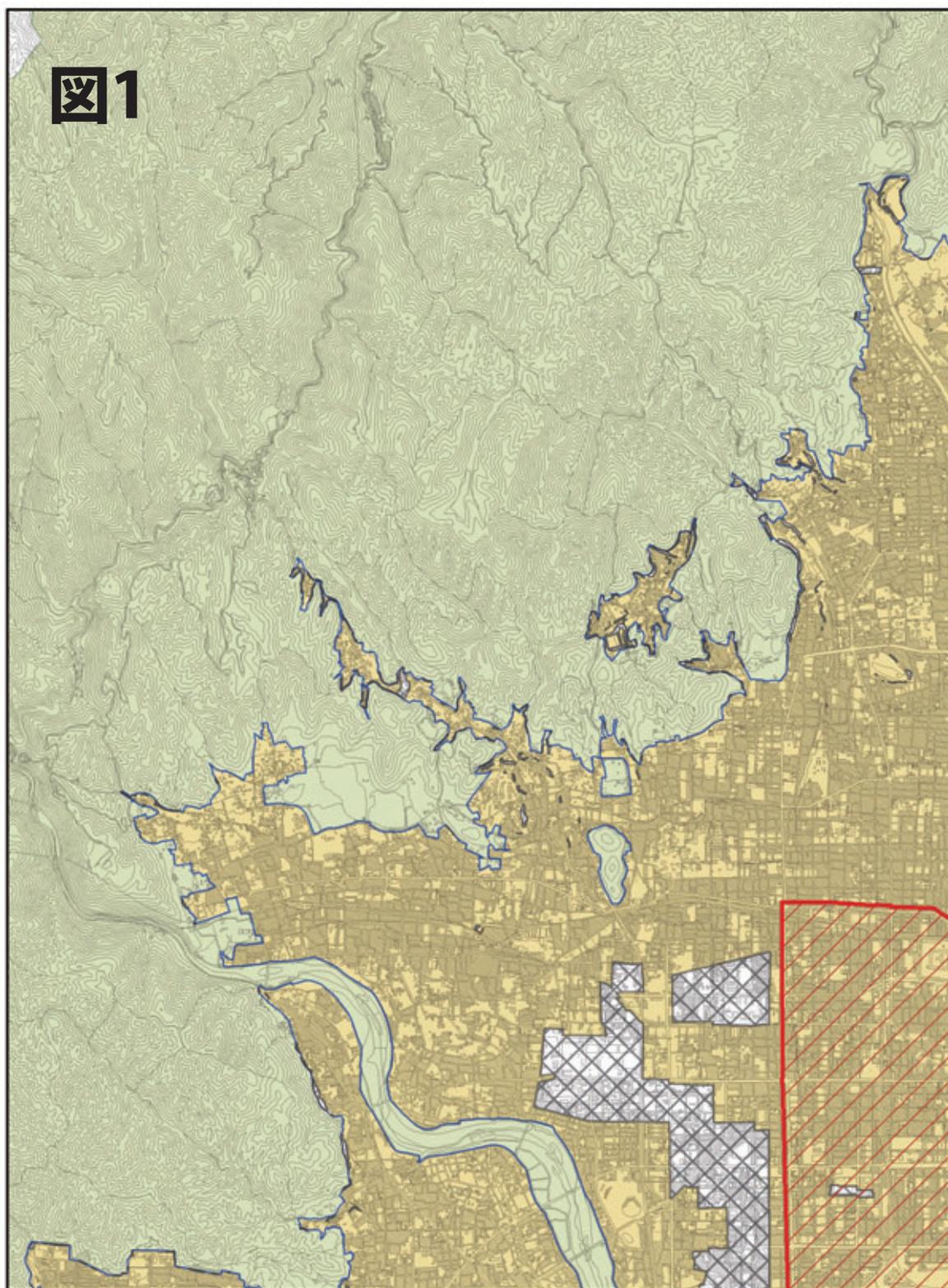


図1



- 凡例
- | | | | |
|---|----------|---|---------|
|  | 都市機能誘導区域 |  | 市街化区域 |
|  | 居住誘導区域 |  | 市街化調整区域 |
|  | 住宅開発届出区域 |  | 京都市域 |

住宅開発届出区域に含まれる土砂災害特別警戒区域の詳細は、京都市水害ハザードマップ、
急傾斜地崩壊危険区域の詳細は、京都府京都土木事務所・乙訓土木事務所にて確認することができます。

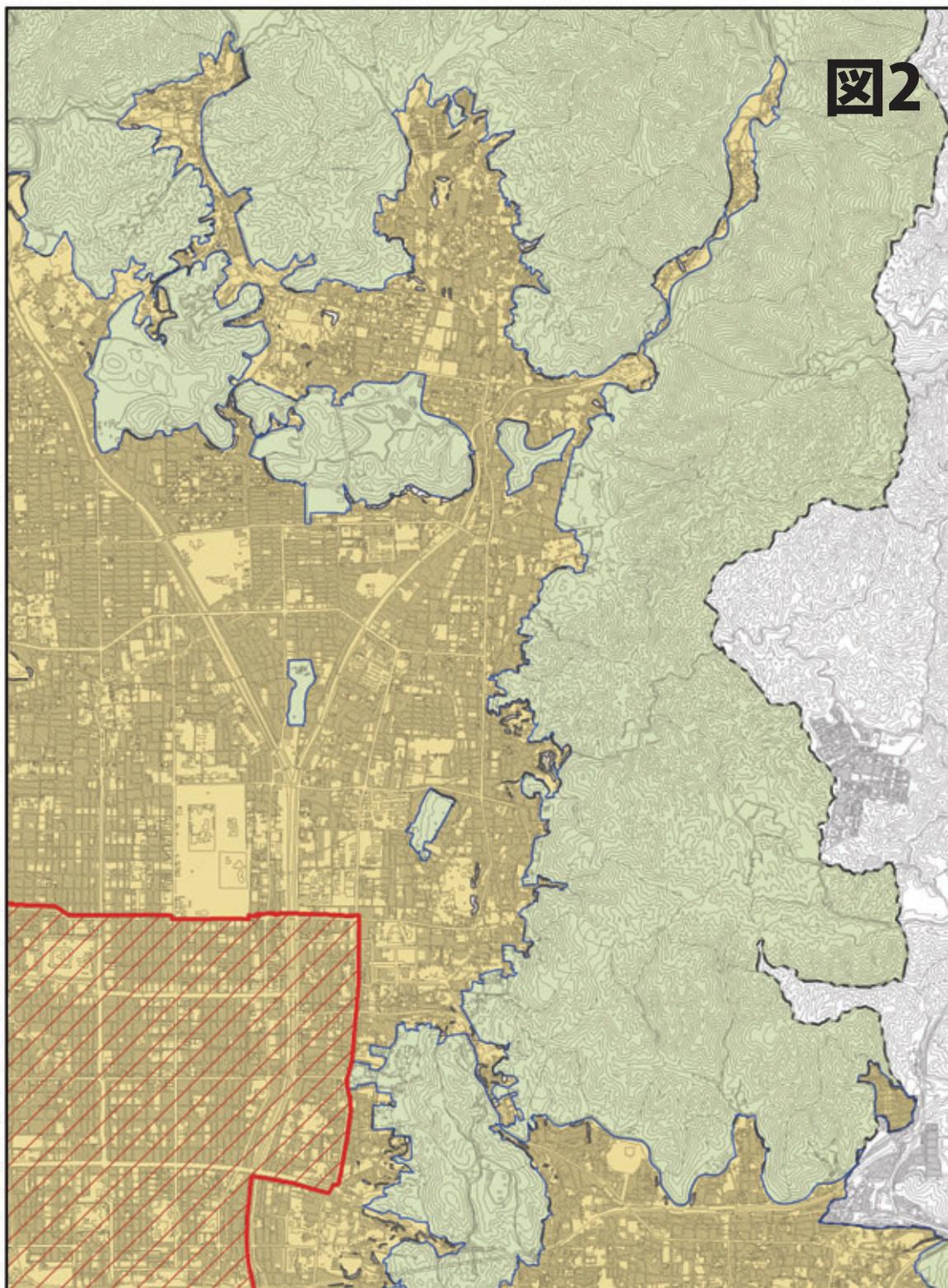


図2

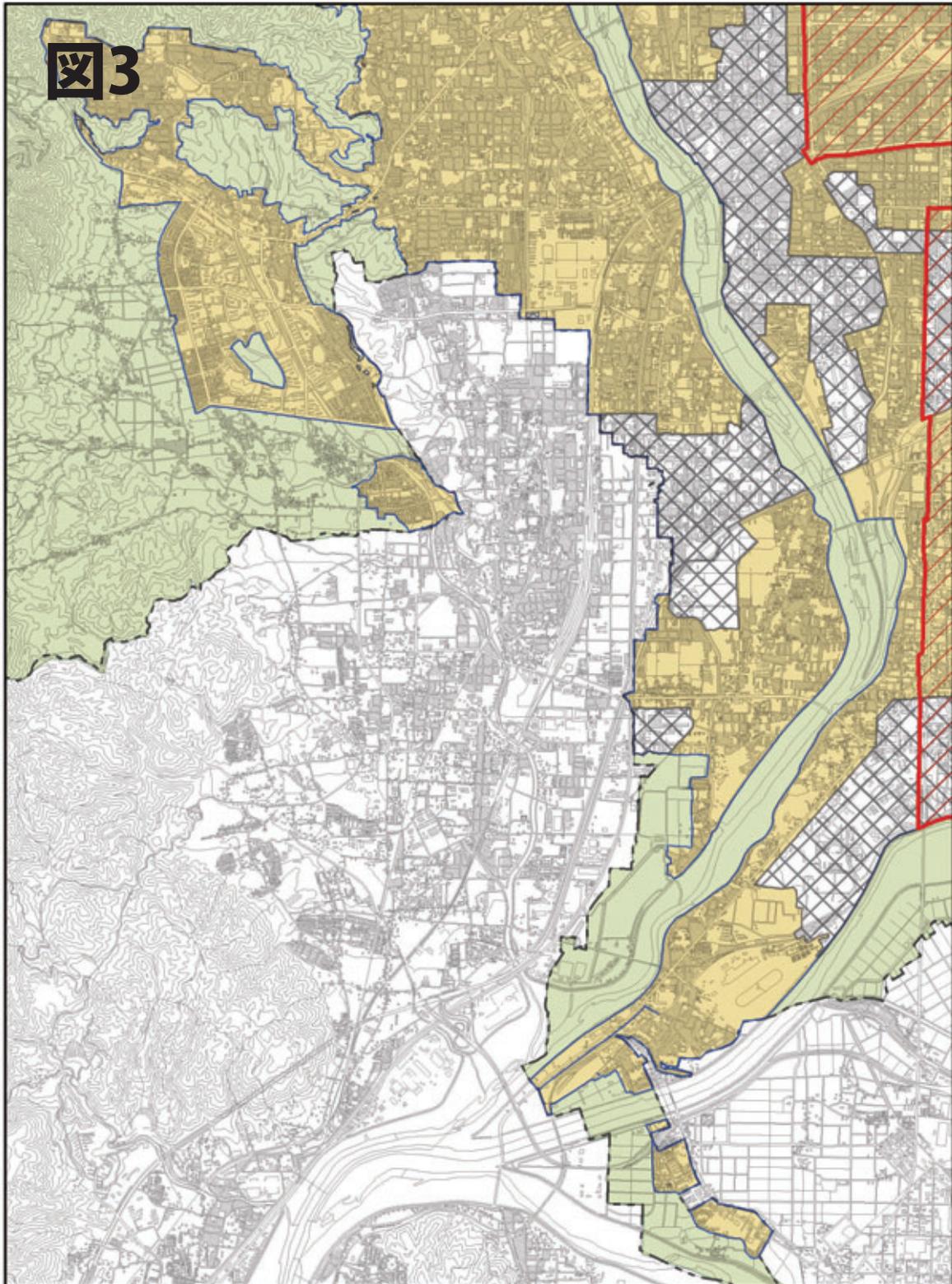


0 0.5 1 2 Km

凡例		
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	住宅開発届出区域	
		京都市域

住宅開発届出区域に含まれる土砂災害特別警戒区域の詳細は、京都市水害ハザードマップで、急傾斜地崩壊危険区域の詳細は、京都府京都土木事務所・乙訓土木事務所で確認することができます。

図3



0 0.5 1 2 Km

凡例

 都市機能誘導区域

 居住誘導区域

 住宅開発届出区域

 市街化区域

 市街化調整区域

 京都市域

住宅開発届出区域に含まれる土砂災害特別警戒区域の詳細は、京都市水害ハザードマップで、急傾斜地崩壊危険区域の詳細は、京都府京都土木事務所・乙訓土木事務所を確認することができます。

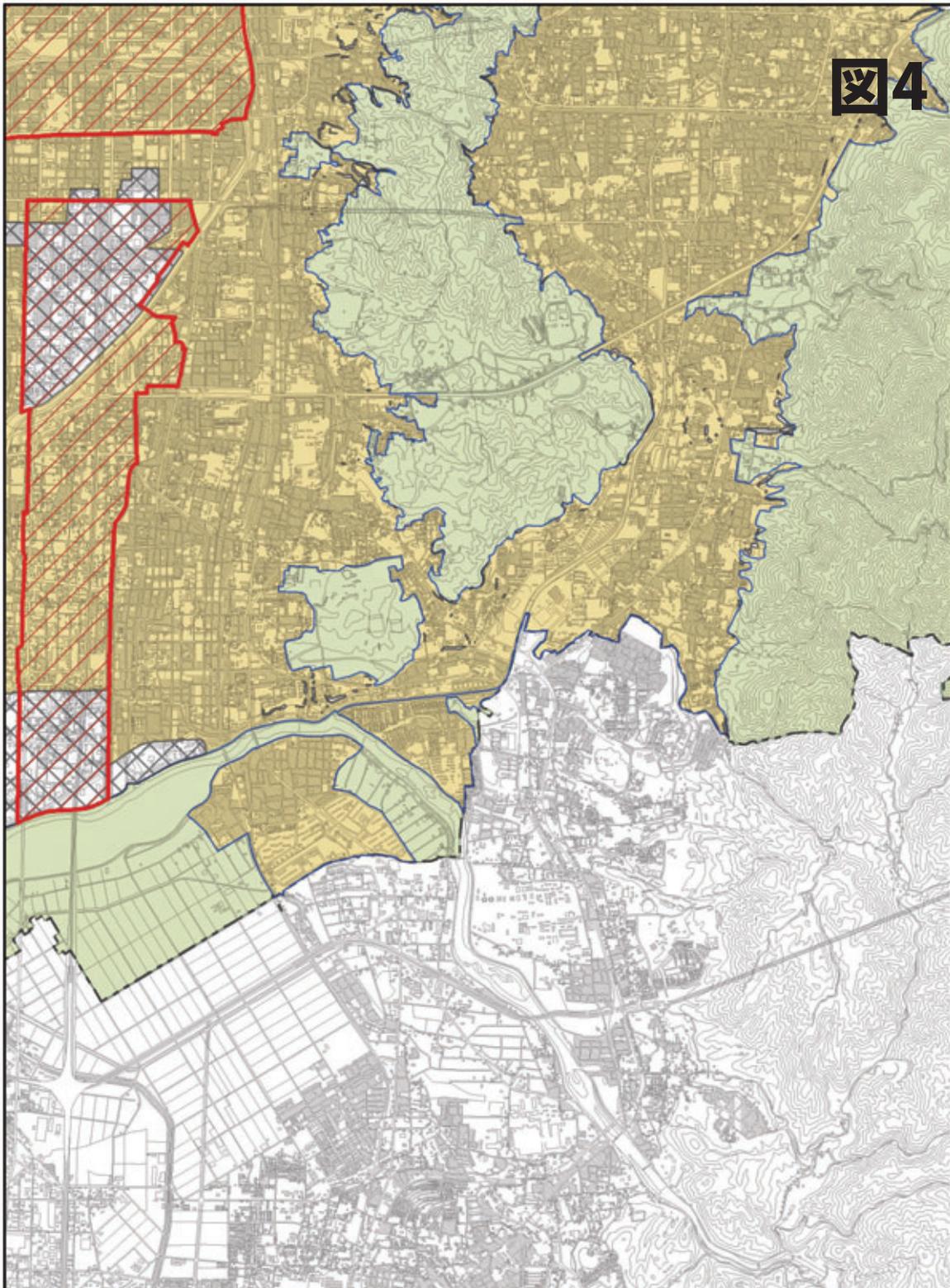


図4



凡例

- | | |
|--|---|
|  都市機能誘導区域 |  市街化区域 |
|  居住誘導区域 |  市街化調整区域 |
|  住宅開発届出区域 |  京都市域 |

住宅開発届出区域に含まれる土砂災害特別警戒区域の詳細は、京都市水害ハザードマップで、急傾斜地崩壊危険区域の詳細は、京都府京都土木事務所・乙訓土木事務所を確認することができます。

参考2 京都市水害ハザードマップ

土砂災害警戒区域については、三方の山々の麓や、山間部などで指定された区域が存在しています。

浸水想定区域については、桂川・宇治川・鴨川・山科川などの流域の市街地が広範囲に含まれています。

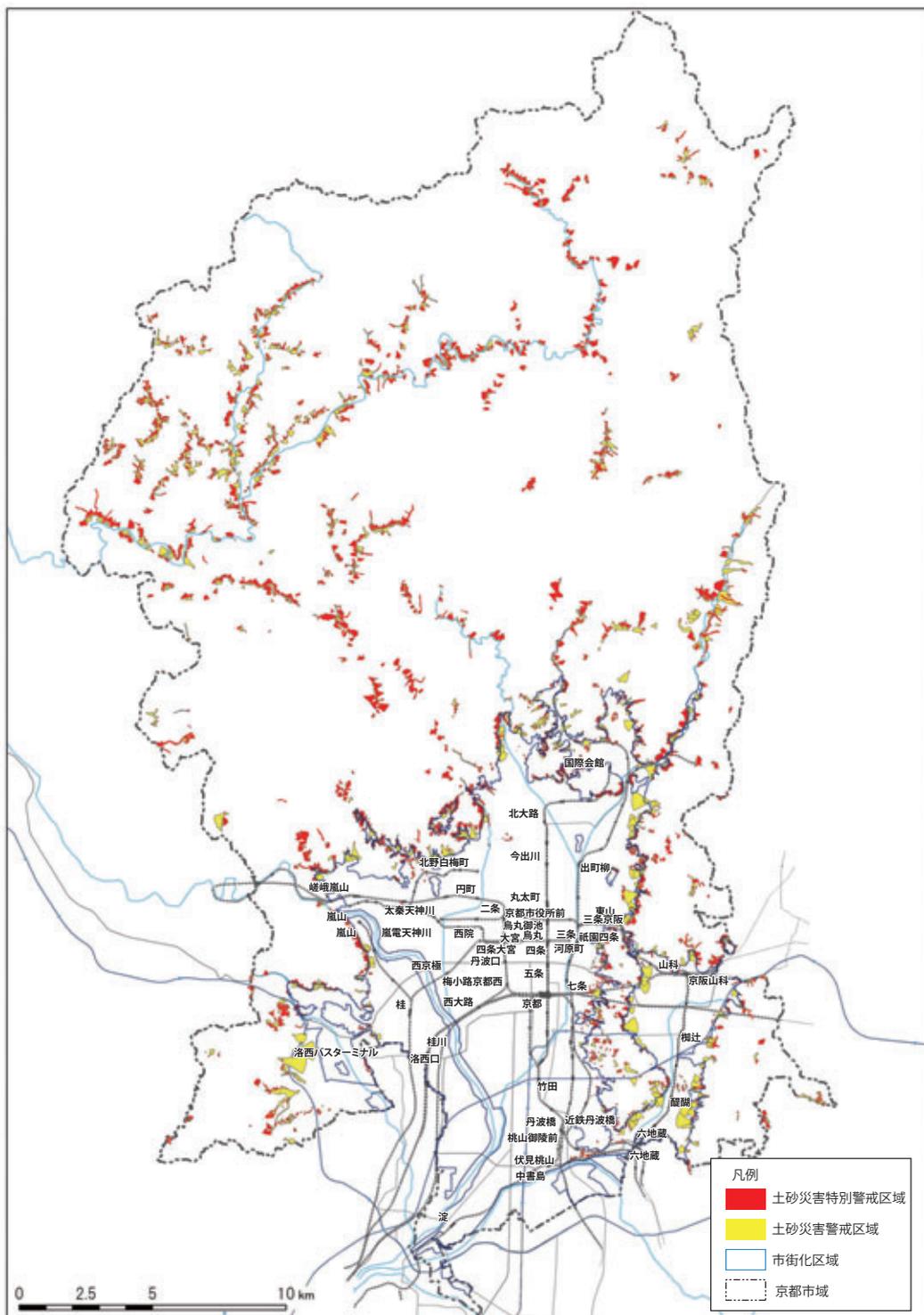


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

資料)京都市水害ハザードマップ(平成30年5月発行)

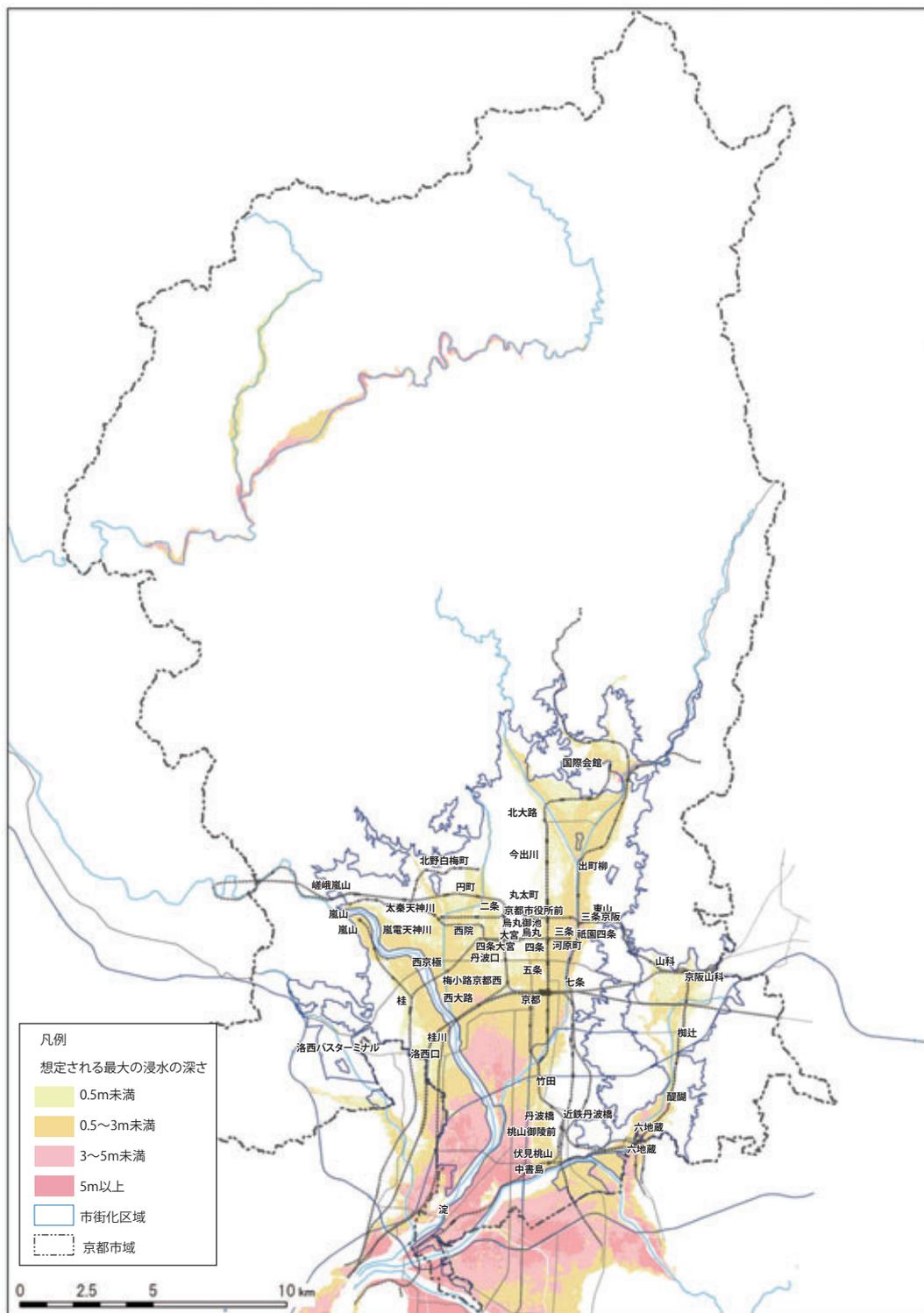


図 浸水想定区域

資料)京都市水害ハザードマップ(平成30年5月発行)

資料編

1 持続可能な都市検討部会

本プランの策定にあたり、平成29年3月から、京都市都市計画審議会に「持続可能な都市検討部会」を設置し、以下のとおり検討を行いました。

開催日	会議名称	主な議題
平成29年 6月21日	第1回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市の現状について ・持続可能な都市の構築に向けた検討の視点について
平成29年 10月4日	第2回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と論点整理について ・人口に係る検討について
平成29年 11月10日	第3回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市の構築に向けた課題の検討（産業・働く場等）について
平成30年 2月2日	第4回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市の構築の方向性等について
平成30年 3月22日	第5回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市の構築の方向性等について
平成30年 6月27日	第6回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性について
平成30年 7月27日	第7回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性等について（中間とりまとめ）
平成30年 12月4日	第8回 持続可能な都市検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性等について

委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
板谷 直子	立命館大学客員研究員	
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	～第5回
川崎 雅史	京都大学大学院教授	部会長
兒島 宏尚	京都商工会議所専務理事	第7回～
小原 雅人	市民公募委員	
佐藤 由美	奈良県立大学准教授	
島田 洋子	京都大学大学院准教授	
須藤 陽子	立命館大学教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
八田 真理子	市民公募委員	
葉山 勉	京都精華大学教授	
牧 紀男	京都大学教授	
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事	

（五十音順，敬称略）



2 市民意見募集

(1) プラン骨子(案)

本プランの骨子(案)について、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、以下のとおり、パブリック・コメント手続により、市民意見募集を行いました。

募集期間

平成30年9月10日(月)から平成30年10月10日(水)まで

周知方法

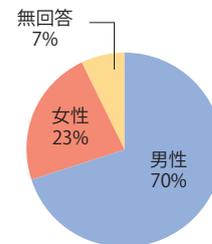
ホームページ掲載, 市民意見募集冊子の配布(市役所案内所, 各区役所・支所・出張所, 景観・まちづくりセンター, 京安心すまいセンター, 各市立図書館, 大学コンソーシアム京都加盟会員の42大学, 建築・不動産・経済等の関係団体)等

意見募集 結果

1 性別

区分	意見書数	割合(%)
男性	117	70
女性	38	23
無回答	12	7
合計	167	100

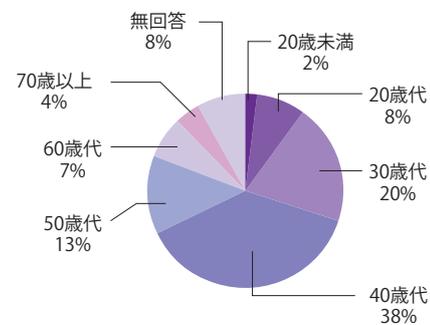
(意見数 合計 318件)



2 年齢

区分	意見書数	割合(%)
20歳未満	4	2
20歳代	13	8
30歳代	33	20
40歳代	63	38
50歳代	21	13
60歳代	12	7
70歳以上	7	4
無回答	14	8
合計	167	100

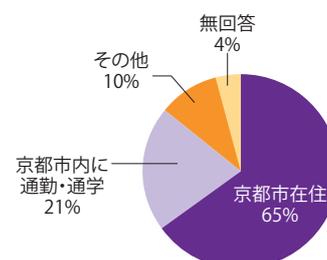
(意見数 合計 318件)



3 居住地等

区分	意見書数	割合(%)
京都市在住	109	65
京都市内に通勤・通学	34	21
その他	17	10
無回答	7	4
合計	167	100

(意見数 合計 318件)



(2)プラン素案

本プランの素案について、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、以下のとおり、パブリック・コメント手続により、市民意見募集を行いました。

募集期間 平成31年1月10日(木)から平成31年2月12日(火)まで

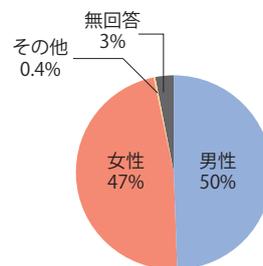
周知方法 ホームページ掲載, 都市計画ニュース発行, 市民意見募集冊子の配布(市役所案内所, 各区役所・支所・出張所, 景観・まちづくりセンター, 京安心すまいセンター, 各市立図書館, 大学コンソーシアム京都加盟会員の42大学, 建築・不動産・経済等の関係団体), 出前パブリックコメント(各区役所・支所)

意見募集結果

1 性別

区分	意見書数	割合(%)
男性	268	50
女性	254	47
その他	2	0.4
無回答	15	3
合計	539	100

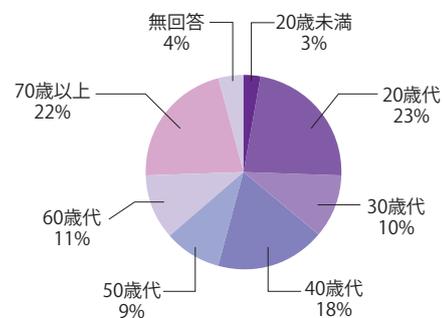
(意見数合計 1,140件)



2 年齢

区分	意見書数	割合(%)
20歳未満	16	3
20歳代	123	23
30歳代	56	10
40歳代	98	18
50歳代	50	9
60歳代	59	11
70歳以上	116	22
無回答	21	4
合計	539	100

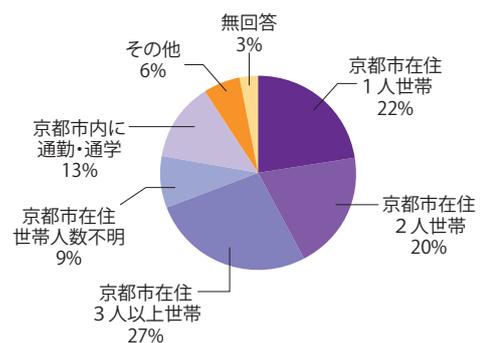
(意見数合計 1,140件)



3 居住地等

区分	意見書数	割合(%)
京都市在住	1人世帯	22
	2人世帯	107
	3人以上世帯	144
	世帯人数不明	47
京都市内に通勤・通学	71	13
その他	32	6
無回答	16	3
合計	539	100

(意見数合計 1,140件)



3 市政総合アンケート

将来にわたって安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市の構築を進めるプランの検討を行うための参考資料とするため、持続可能な都市の構築についてアンケート調査を行いました。

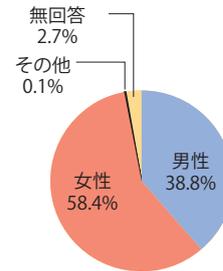
調査期間 平成30年8月9日(木)から平成30年8月23日(木)まで

調査対象 18歳以上の市民4,000人(住民基本台帳から無作為抽出)

アンケート 結果

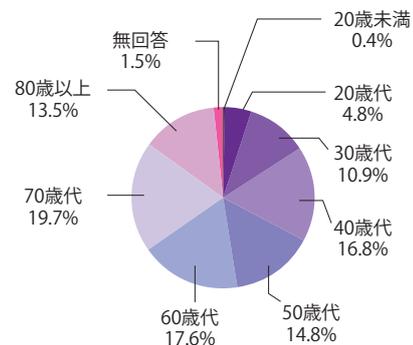
1 性別

区分	人	割合(%)
男性	683	38.8
女性	1,028	58.4
その他	1	0.1
無回答	48	2.7
合計	1,760	100.0



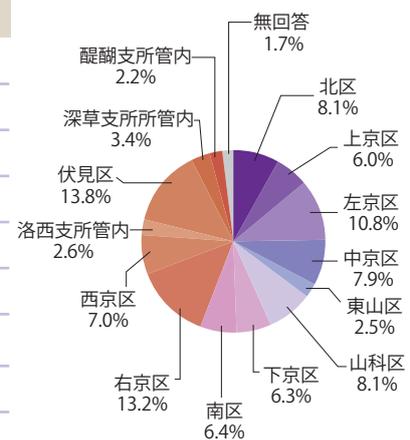
2 年齢

区分	人	割合(%)
10歳代	7	0.4
20歳代	85	4.8
30歳代	192	10.9
40歳代	295	16.8
50歳代	261	14.8
60歳代	310	17.6
70歳代	347	19.7
80歳以上	237	13.5
無回答	26	1.5
合計	1,760	100.0



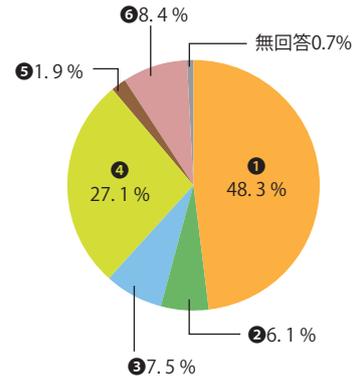
3 居住地等

区分	割合(%)	区分	割合(%)
北区	8.1	南区	6.4
上京区	6.0	右京区	13.2
左京区	10.8	西京区	7.0
中京区	7.9	洛西支所管内	2.6
東山区	2.5	伏見区	13.8
山科区	8.1	深草支所管内	3.4
下京区	6.3	醍醐支所管内	2.2
		無回答	1.7



問1 京都市にお住まいになったのはいつからですか。

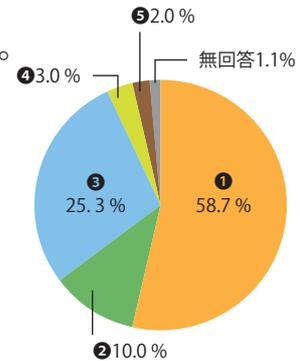
1	生まれた時から	48.3%
2	子どもの頃(高校生時まで)	6.1%
3	大学・専門学校などへ通うため	7.5%
4	学校の卒業後, 就職や結婚などを機会に	27.1%
5	65歳以降	1.9%
6	その他	8.4%



「生まれた時から」と答えた方が全体の5割近く

問2 自宅から最寄りの鉄道駅までの主な交通手段は何ですか。

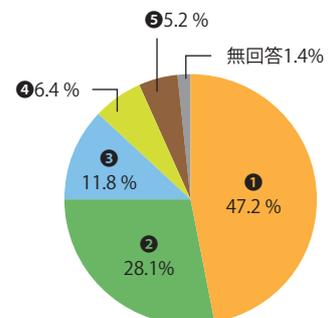
1	徒歩	58.7%
2	自転車, バイク	10.0%
3	バス	25.3%
4	自家用車	3.0%
5	その他	2.0%



「徒歩」と答えた方が全体の6割近く

問3 自宅から最寄りの鉄道駅までの所要時間はどれくらいですか。

1	10分以内	47.2%
2	15分以内	28.1%
3	20分以内	11.8%
4	30分以内	6.4%
5	30分超	5.2%

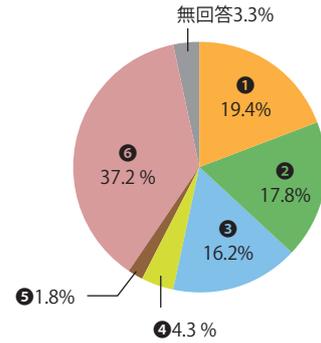


「10分以内」と答えた方が全体の5割近く

問4

自宅から職場や学校までの所要時間はどれくらいですか。
(徒歩や交通機関の利用等の合計時間)

1	15分以内	19.4%
2	30分以内	17.8%
3	60分以内	16.2%
4	90分以内	4.3%
5	90分超	1.8%
6	現在、通勤・通学などはしていない	37.2%

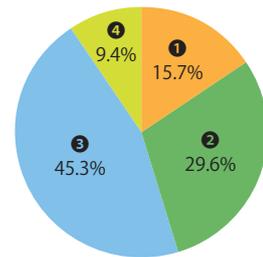


30分以内の方が全体の4割近く

問5

日常生活の中で、お住まいの地域では人口が減少していると感じますか。

1	大いに感じる	15.7%
2	やや感じる	29.6%
3	あまり感じない	45.3%
4	人口は増加していると感じる	9.4%



「大いに感じる」又は「やや感じる」と答えた方と
「あまり感じない」と答えた方の割合が
それぞれ同じ全体の4割強

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

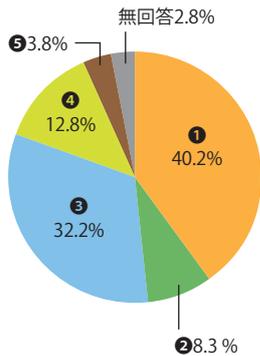
資料編

データ集

問6

(問5で「1 大いに感じる」又は「2 やや感じる」と回答いただいた方)
人口の減少をどのような場面で最も感じますか。

1 近所の子どもや知り合いの数が少なくなったと感じるとき	40.2%
2 身近な商店や病院などの生活に必要な施設が少なくなったと感じるとき	8.3%
3 空き家や空き地が増えたと感じるとき	32.2%
4 地域の行事や自治会の活動などが活発でなくなったと感じるとき	12.8%
5 その他	3.8%

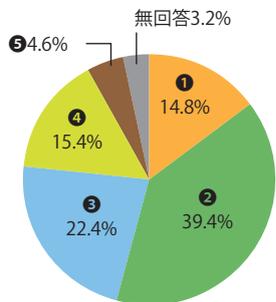


「近所の子どもや知り合いの数が少なくなったと感じるとき」と答えた方が全体の約4割

問7

将来、人口の減少が進むと、税や社会保障を支える担い手が不足するなどの心配がありますが、その他どのようなことが心配になると思いますか。

1 近所の子どもや知り合いの数が少なくなること	14.8%
2 身近な商店や病院などの生活に必要な施設が少なくなること	39.4%
3 空き家や空き地が増えること	22.4%
4 地域の行事や自治会の活動などが活発でなくなること	15.4%
5 その他	4.6%



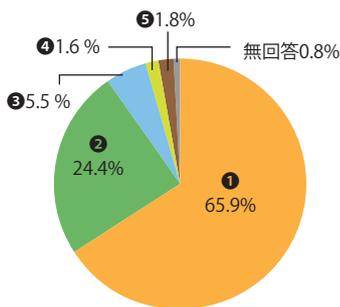
「身近な商店や病院などの生活に必要な施設が少なくなること」と答えた方が全体の4割近く

問8

これからも京都市に住み続けたいですか。

なお、将来的に市外への転出を予定されている方については、現時点でのお考えをお答えください。

1 住み続けたいと思う	65.9%
2 どちらかと言えば住み続けたいと思う	24.4%
3 どちらかと言えば住み続けたくないと思う	5.5%
4 住み続けたくないと思う	1.6%
5 その他	1.8%



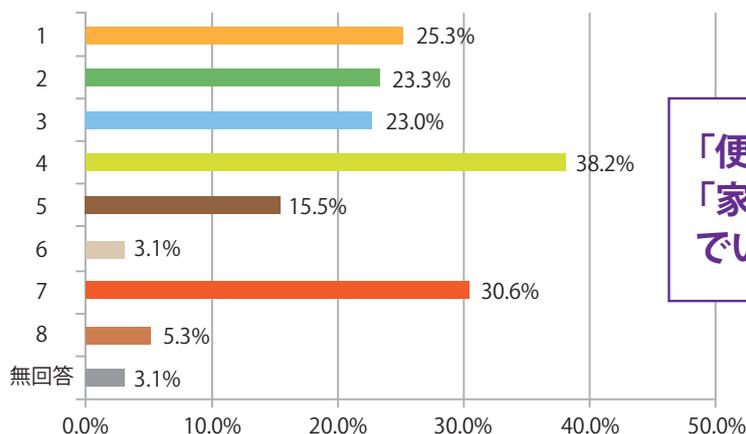
「住み続けたいと思う」又は「どちらかと言えば住み続けたいと思う」と答えた方が約9割

問9

(問8で「1 住み続けたいと思う」又は「2どちらかと言えば住み続けたいと思う」と回答いただいた方)

京都市に住み続けたいと思われる理由は何ですか。(複数回答)

1 京都に住んでいることに誇りを感じるから	25.3%
2 豊かな自然や美しい街並みがあるから	23.3%
3 受け継がれてきた歴史や文化, 伝統産業, 多くの大学があるから	23.0%
4 便利で暮らしやすいから	38.2%
5 近くに仕事をする場所や, 学校があるから	15.5%
6 地域のつながりやコミュニティに魅力を感じるから	3.1%
7 家族や友人が近くに住んでいるから	30.6%
8 その他	5.3%



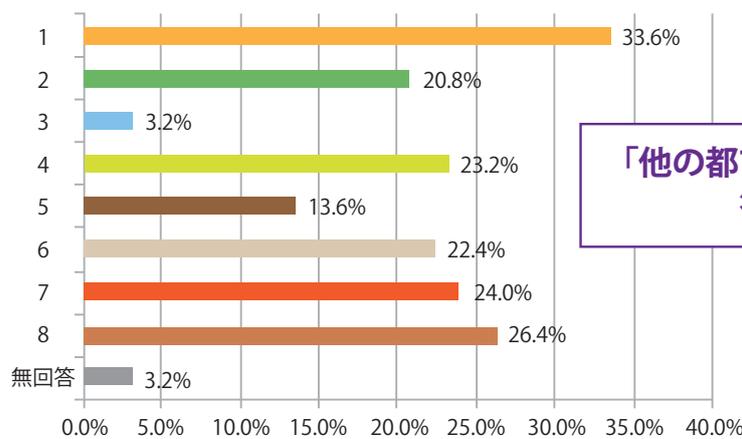
「便利で暮らしやすいから」,
「家族や友人が近くに住
んでいるから」の順に多く回答

問10

(問8で「3 どちらかと言えば住み続けたくないと思う」又は「4 住み続けたくないと思う」と回答いただいた方)

京都市に住み続けたくないと思われる理由は何ですか。(複数回答)

1	他の都市の方が魅力的だから	33.6%
2	不便で暮らしにくいから	20.8%
3	近くに仕事をする場所や、学校がないから	3.2%
4	地域のつながりやコミュニティに魅力を感じないから	23.2%
5	家族や友人が近くに住んでいないから	13.6%
6	住宅の広さや価格などが条件に合わないから	22.4%
7	京都を訪れる観光客が増えて生活に支障が出ているから	24.0%
8	その他	26.4%

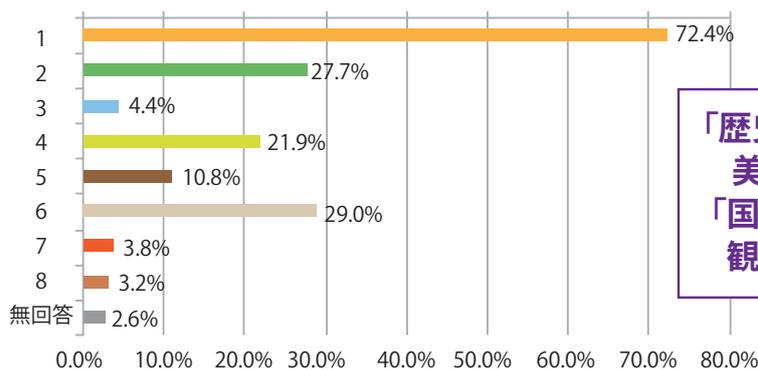


「他の都市の方が魅力的だから」と答えた方が約3割

問11

京都にお住まいになって、まちの魅力や誇りとして感じることは何ですか。(複数回答)

1	歴史・文化, 豊かな自然環境, 美しい街並みがあるまち	72.4%
2	日常生活の利便性が高いまち	27.7%
3	賑わいや活気があるまち	4.4%
4	伝統産業から先端産業までの付加価値の高い「ものづくり」のまち	21.9%
5	国内外から多くの学生・研究者が集まる大学のまち	10.8%
6	国内外から多くの人を訪れる観光のまち	29.0%
7	地域のつながりやコミュニティが活発なまち	3.8%
8	その他	3.2%

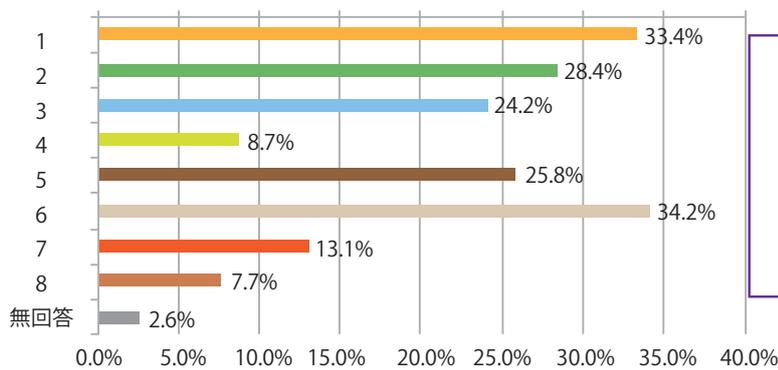


「歴史・文化, 豊かな自然環境, 美しい街並みがあるまち」, 「国内外から多くの人を訪れる観光のまち」の順に多く回答

問12

京都市にお住まいになって、現在、まちの課題として感じていることは何ですか。
(複数回答)

1	京都の歴史・文化の次の世代への継承	33.4%
2	空き家の増加や京町家の減少	28.4%
3	日常生活の利便性の維持	24.2%
4	まちの賑わいや活気づくり	8.7%
5	伝統産業も含めた産業の振興と市内での安定した働く場の確保	25.8%
6	京都を訪れる来訪者と市民生活との調和	34.2%
7	地域のつながりやコミュニティの維持	13.1%
8	その他	7.7%

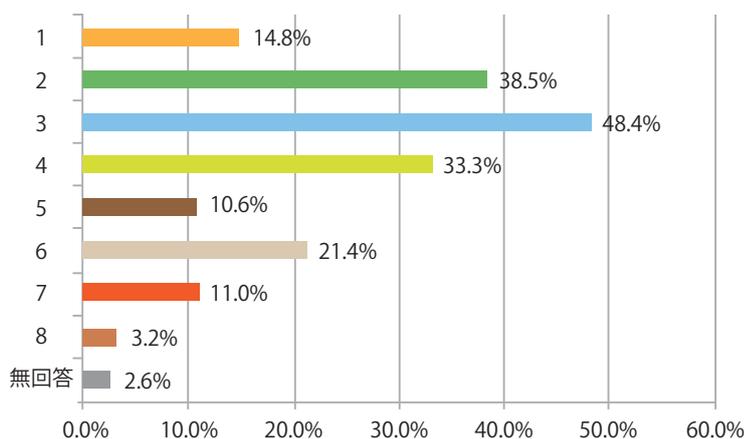


「京都を訪れる来訪者と市民生活との調和」,
「京都の歴史・文化の次の世代への継承」の順に多く回答

問13

将来にわたって、魅力と活力あるまちであり続けるために重要なことは何と
思われますか。(複数回答)

1	人口の市外への流出や、人口減少に歯止めをかける	14.8%
2	京都ならではの歴史や文化、大学、伝統産業の魅力をさらに高める	38.5%
3	良好な居住環境を確保し、日常生活の利便性を維持する	48.4%
4	地域ぐるみの子育て支援など、子育て・教育環境の充実を図る	33.3%
5	大都市としての機能を高め、まちの活気や賑わいを高める	10.6%
6	産業を振興し、安定した働く場を増やす	21.4%
7	三山をはじめ京都の自然を守り、山間部と都市部の交流の機会を増やす	11.0%
8	その他	3.2%



「良好な居住環境を確保し、日常生活の利便性を維持する」,
「京都ならではの歴史や文化、大学、伝統産業の魅力をさらに高める」の順に多く回答

※ 改元日以降における元号の読替えについて
本プランに記載している年又は年度の表記で、平成の元号を用いているものについては、改元日以後の年又は年度の表記を、新元号による表記に読み替えるものとします。

(1) 本市の概況

- 京都府の南部に位置し、市域面積は約82,790ha、平成27年現在人口は約147万人を有し、京都府の人口の約57%を占めています。
- 京都市を中心として、京都府南部や滋賀県南西部に及ぶ京都都市圏を形成するとともに、近畿地方の大都市の一つとして、京阪神大都市圏を形成しています。
- 1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市であり、平安京造営の際の基盤目状の道路構成や豊臣秀吉による短冊街区の形成を基礎として、近代に至るまで、時代に応じた都市基盤が形成され、それが今日でも重要な都市の基盤を成しています。
- 永い年月の中で、市街地の周囲を取り囲む三方の山々や鴨川、桂川に代表される山紫水明と称される豊かな自然が生まれ、古くから自然環境と共生する生活が営まれています。
- 三方を山々に囲まれた地理的条件や、早くからの風致地区の指定などの取組により、市街地の拡大は限定され、まとまりのある市街地が形成されています。
- 伝統産業から先端産業、中小企業から世界的な大企業まで、多様な産業が集積するものづくり都市であり、また、市内に38の大学・短期大学が立地し、人口の約1割、約14万人の学生を擁する「大学のまち」です。
- C O P 3「京都議定書」誕生の地であるほか、平成29年現在、国内外から年間5千万人を超える観光客が来訪する国際都市です。

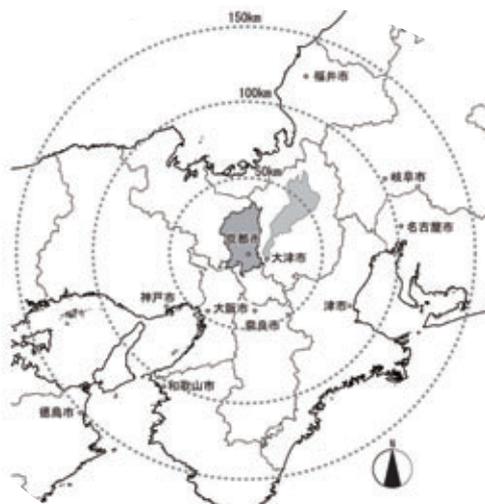


図 1. 京都市の位置

(2) 人口

- ・ 京都市の総人口は、昭和40年代以降147万人前後で推移していますが、今後は人口減少が進むことが推計されています。
- ・ 少子高齢化の進展に伴い、当面は、高齢者人口の増加が大きな課題となり、更に将来的には、生産年齢人口の減少が見込まれます。
- ・ 行政区別の人口推移は、周辺部で減少傾向となっています。
- ・ 人口の推移では、地域間で進行度合いに差がみられ、周辺部において減少が顕著となっています。
- ・ 人口集中地区は、市街化区域とほぼ同じ大きさとなっており、約98人/haと高い人口密度を保っています。
- ・ 転入・転出では、本市全体では転入超過ですが、国外からを除くと転出超過に、また、東京圏、大阪府、京都府南部、滋賀県に対しては転出超過となっています。
- ・ 転出先としては、大学卒業から就職のタイミングである20歳代の世代が、東京都・大阪府に、結婚・子育て・住宅購入のタイミングである30歳代の世代が、大阪府・滋賀県・京都府南部に転出超過となっています。
- ・ 一方で、国内外から年間5千万人を超える観光客が来訪するほか、約8千人の留学生が市内の大学等に在籍するなど、多くの交流人口が市内で活動しています。
- ・ 沿線の地価やマンション価格は、近郊都市や沿線都市と比べて、京都市内が高い傾向となっています。

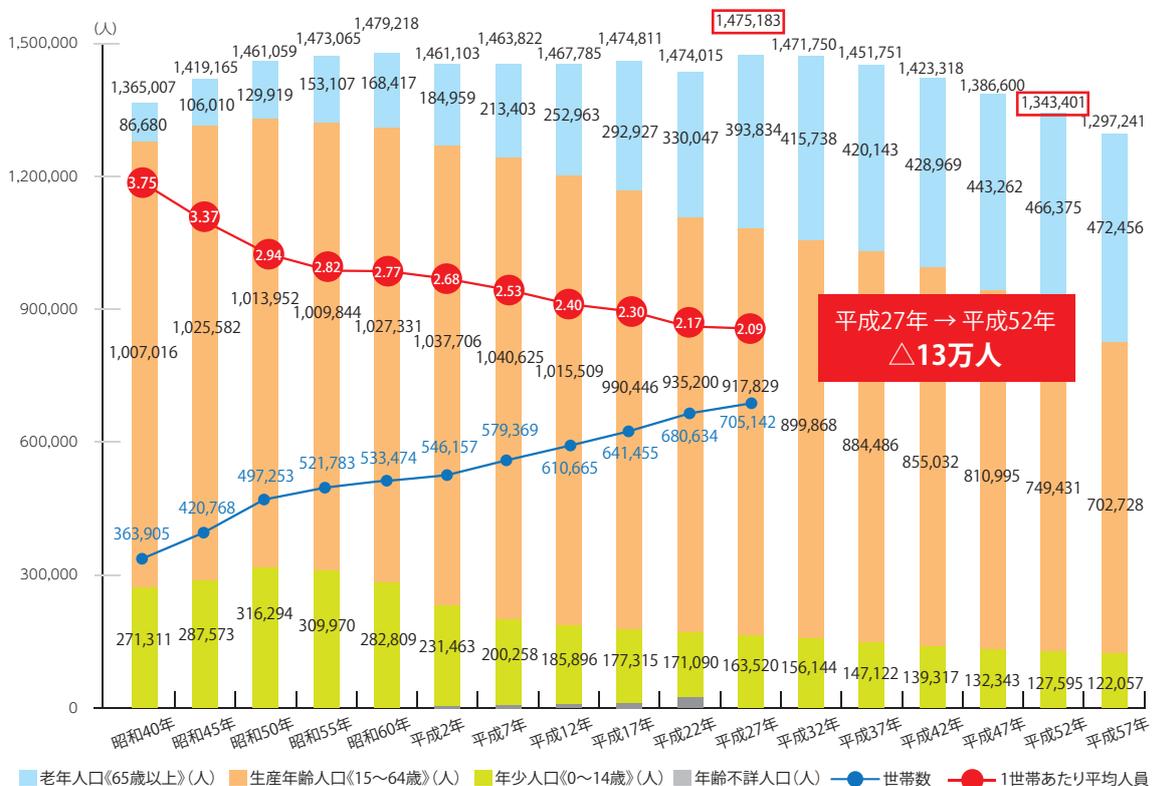


図 2.人口の推移と推計

資料) 総務省「国勢調査(平成27年まで)」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口
 (平成30年3月推計)」(平成32年以降)

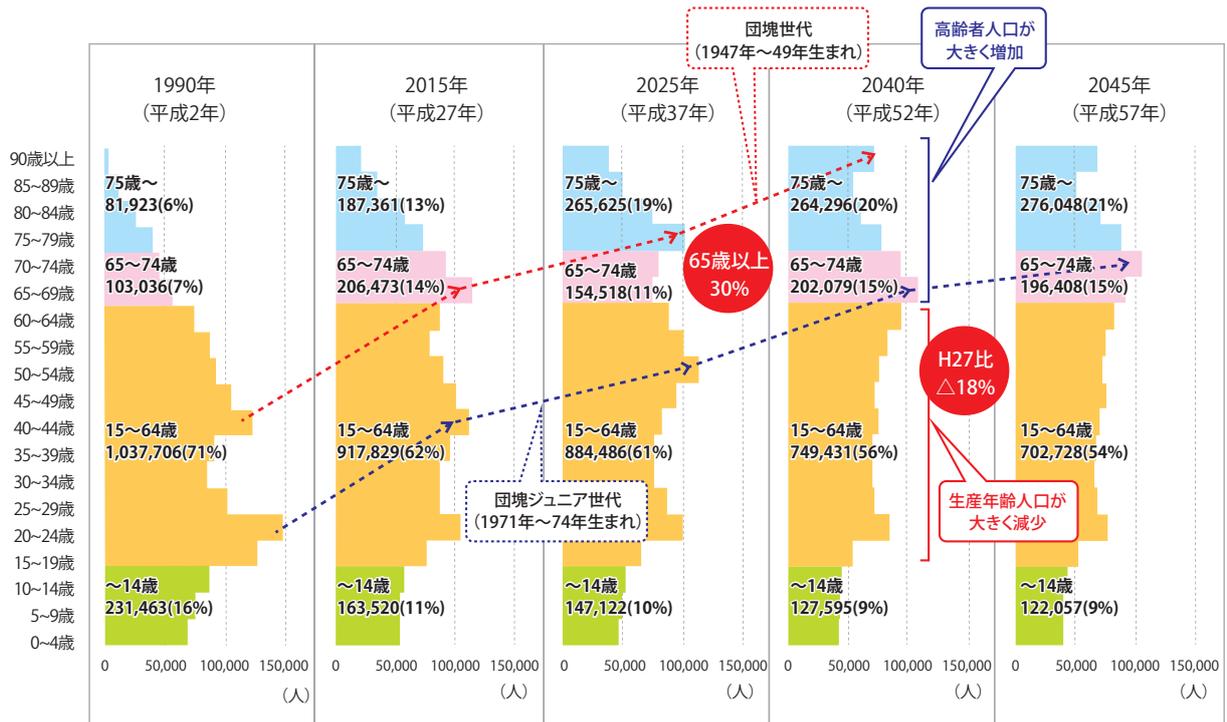
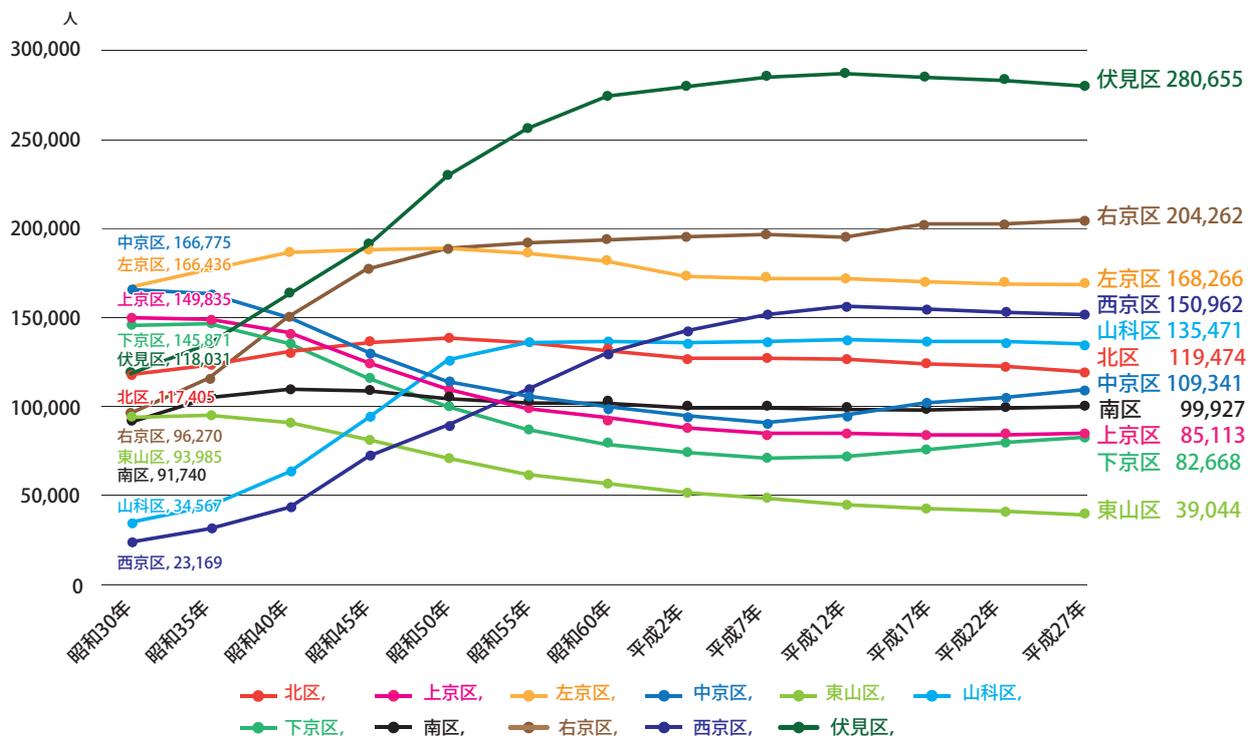


図3. 人口の推移と推計(人口ピラミッド)

資料) 総務省「国勢調査(平成2年, 平成27年)」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」



※東山・山科区, 右京・西京区の昭和50年までの数値は, 分区前の各区域内の国勢統計区の値を掲載。
右京区の平成17年からの数値は, 京北地域を含んだ値を掲載。

図4. 行政区別の人口の推移(昭和30年~平成27年)

資料) 総務省「国勢調査」

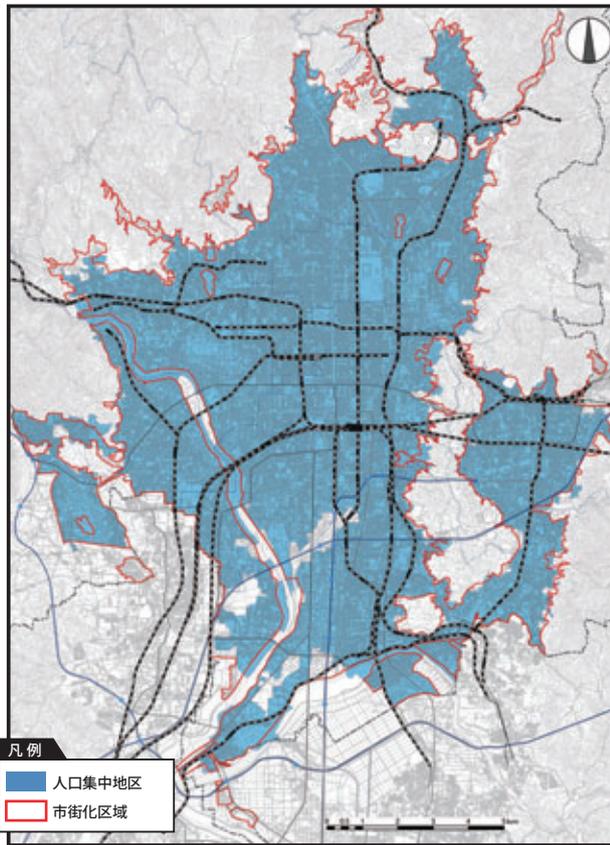


図 5. 人口集中地区の状況(平成 27年)
 資料) 国土交通省「国土数値情報 (DID人口集中地区)」

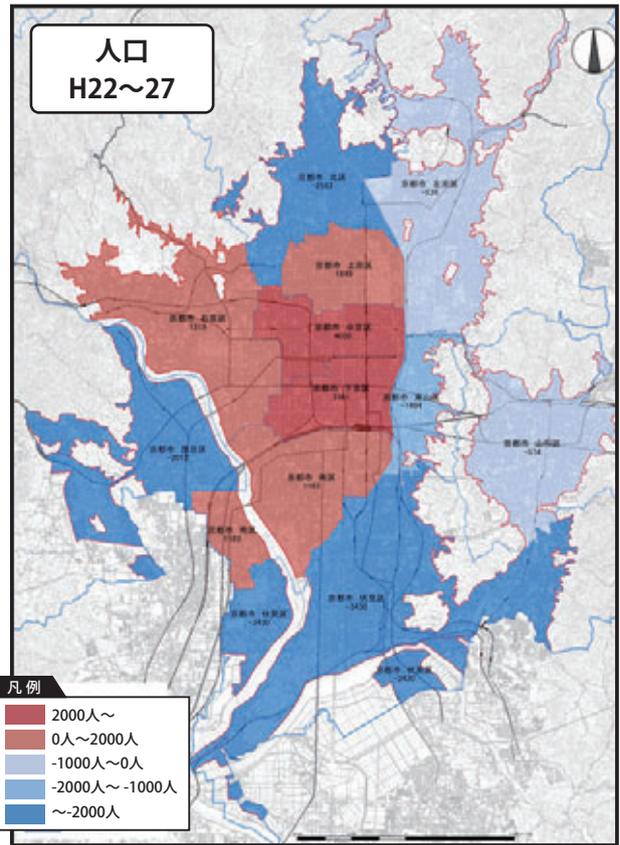


図 6. 行政区別の人口の増減
 資料) 総務省「国勢調査(平成 22 年, 平成 27 年)」

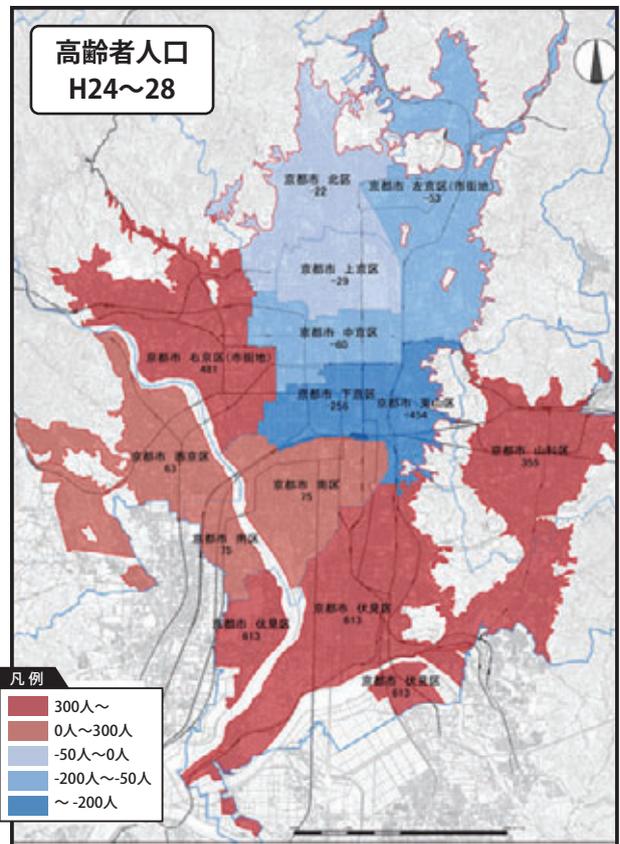
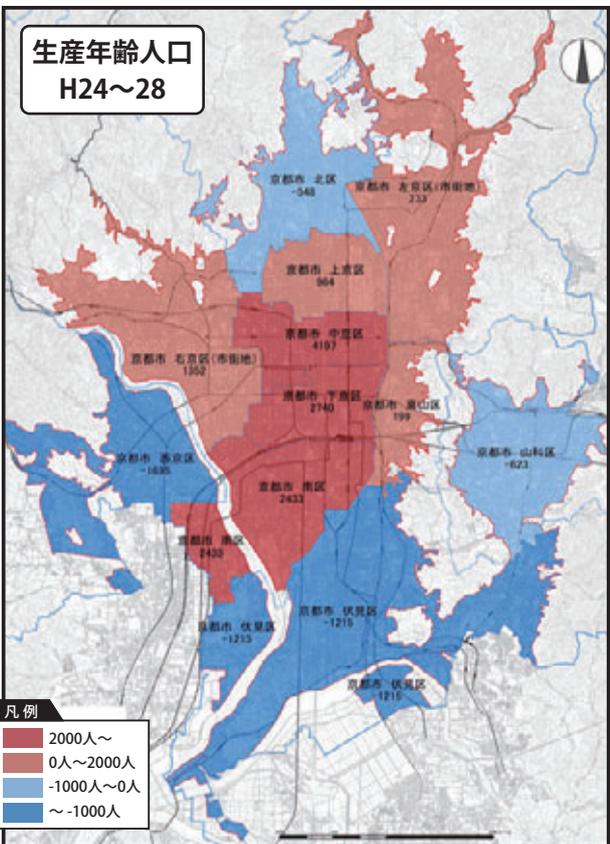


図 7. 行政区別の生産年齢人口, 高齢者人口の増減
 資料) 京都市「住民基本台帳(平成 24 年, 平成 28 年)」

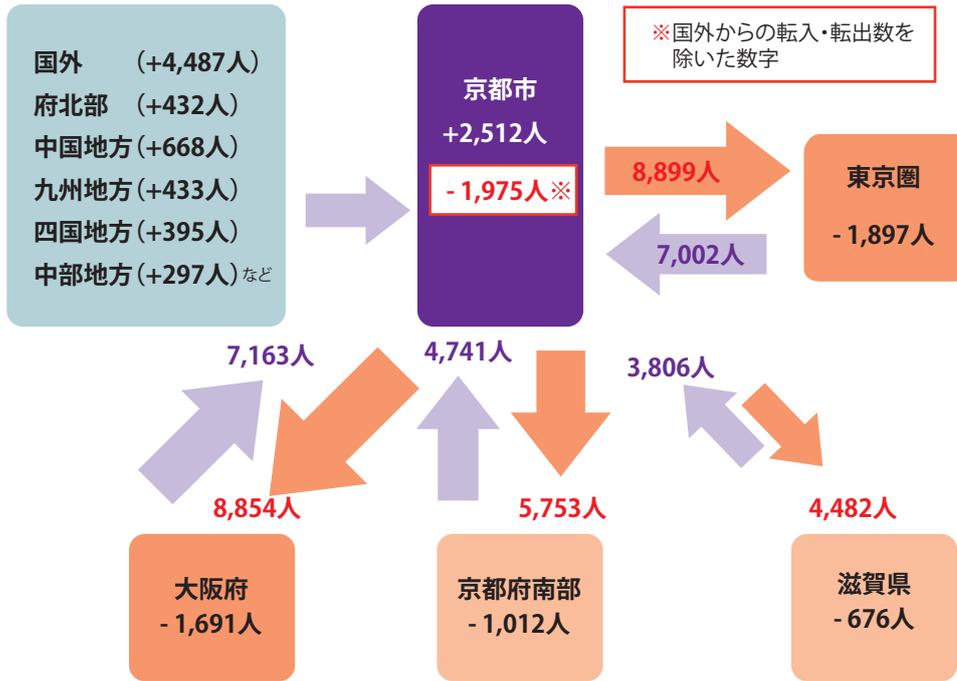


図 8. 東京圏, 近隣市町への転出超過

資料) 京都市「住民基本台帳(平成30年)」

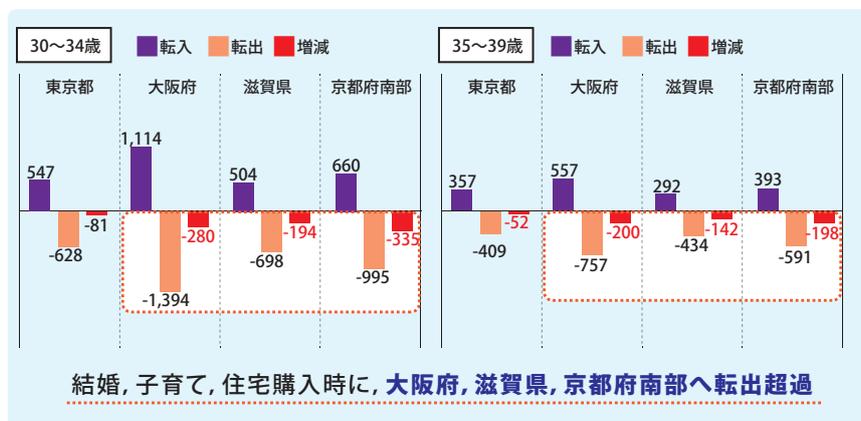
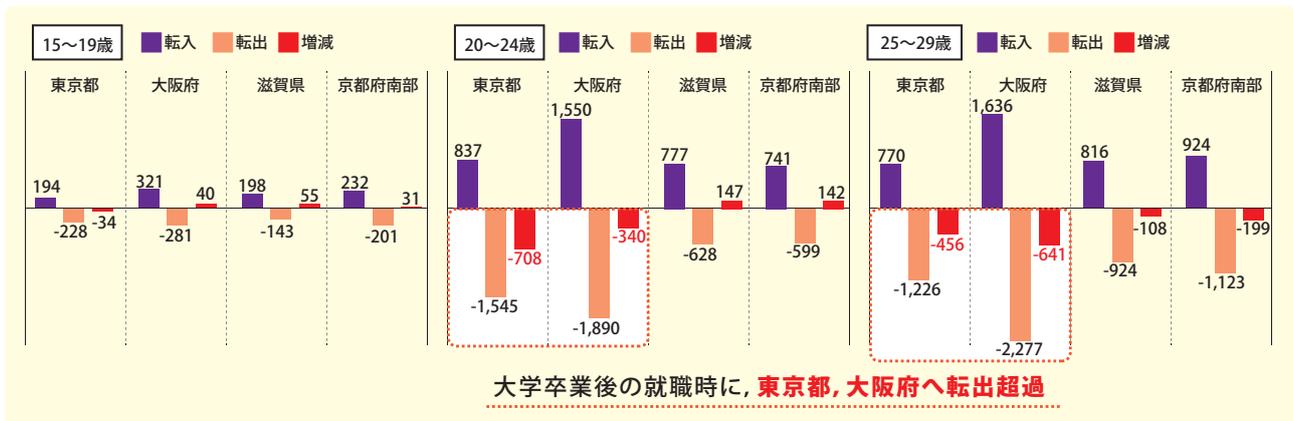


図 9. 就職, 結婚・子育て世代の転出超過

資料) 京都市「住民基本台帳(平成30年)」

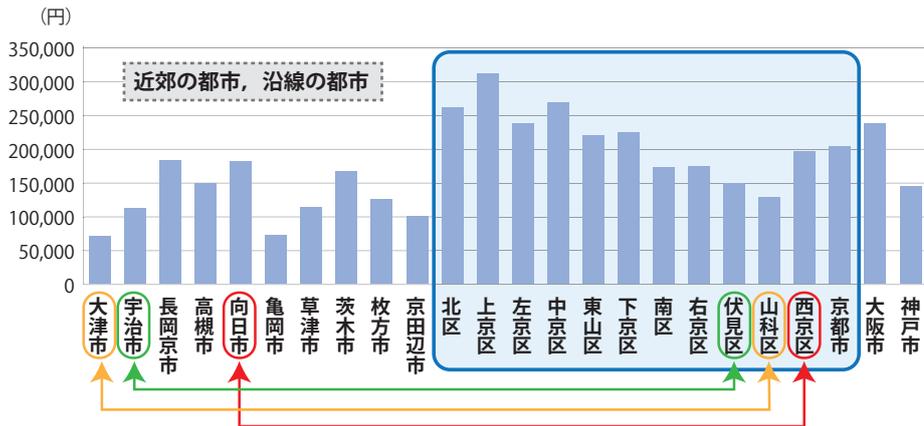


図 10.地価公示(住宅地平均額)の比較(平成30年)

資料)国土交通省「地価公示」

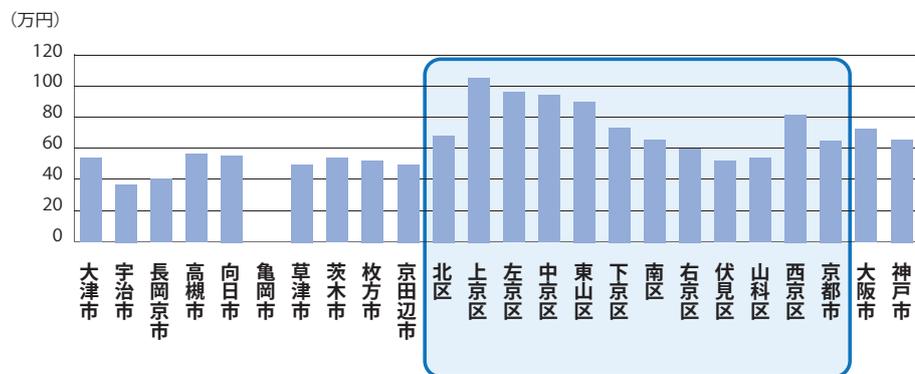


図 11.マンション平均価格(m²単価)の比較(平成29年)

資料)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」

(3) 住宅・空き家

- 本市の住宅の約30%は耐震基準が古い昭和55年以前に建築されています。木造住宅では40%を超えています。また、昭和25年以前の木造戸建住宅(京町家等)の割合が12.4%と、全国平均の6.0%を大きく上回っており、建築時期が古い木造戸建住宅が多いことが特徴となっています。
- 本市の空き家率は14%と、全国平均(13.5%)や、政令市平均(13.0%)を上回っています。
- 行政区別の空き家率は、東山区が最も高く、次いで南区、北区、伏見区の順に高くなっています。
- 空き家の種類別では、本市は他政令市の平均に比べ、市場に流通していない住宅の割合が多く、その内訳をみると、一戸建て、長屋建ての割合が多くなっています。

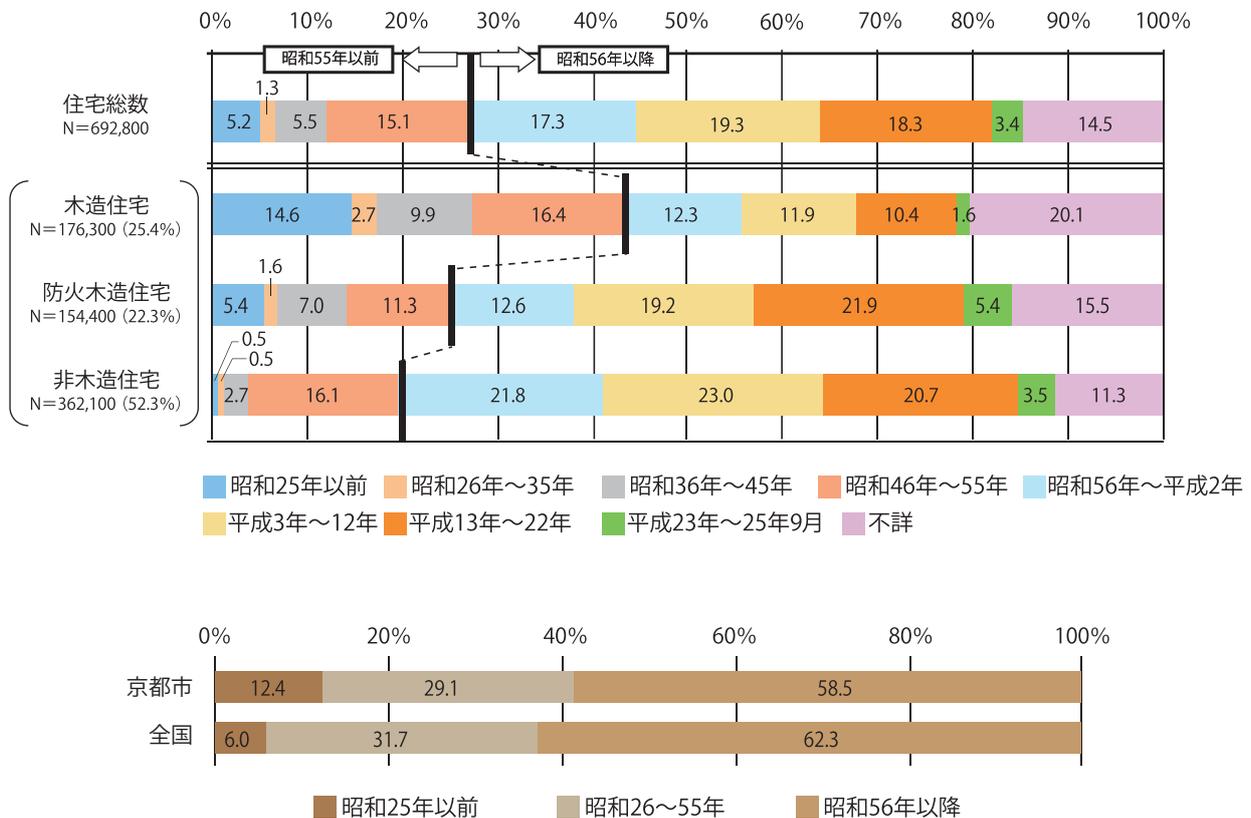


図 12.住宅建築の年代別状況

資料)総務省「住宅・土地統計調査(平成25年)」

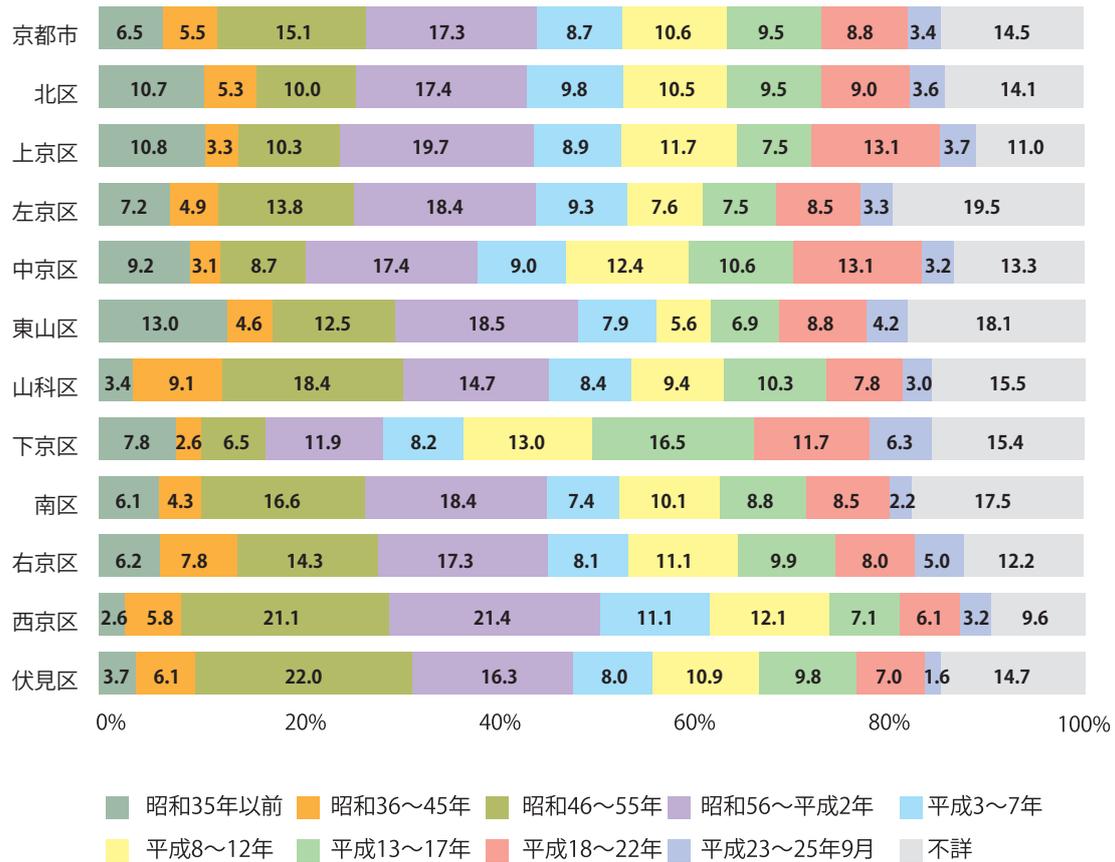


図 13.各行政区における住宅建築の年代別状況

資料)総務省「住宅・土地統計調査(平成25年)」

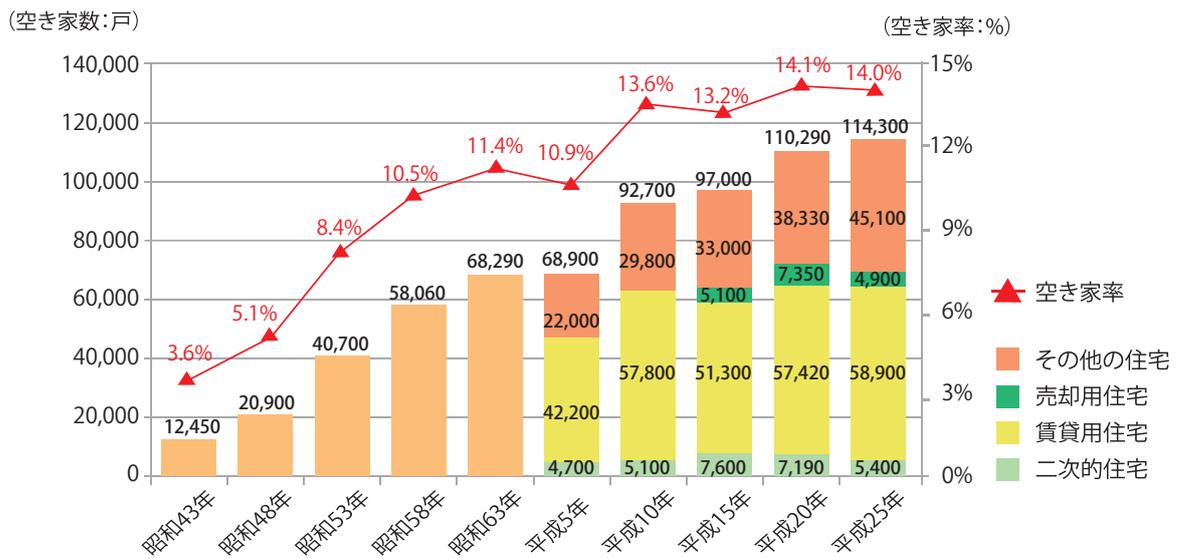


図 14.京都市の種類別の空き家数の推移

資料)総務省「住宅・土地統計調査」

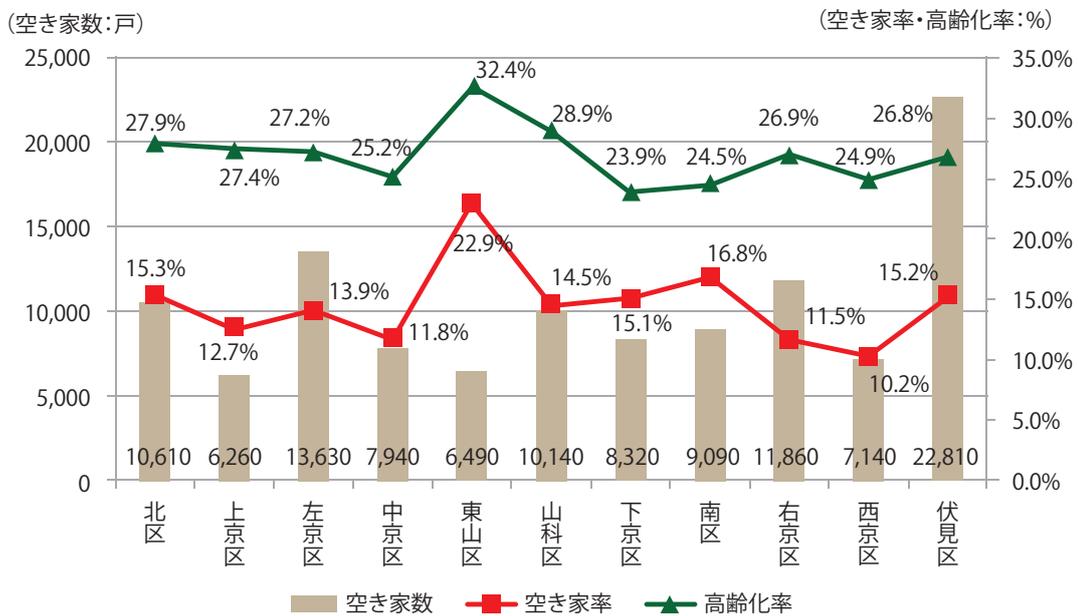


図 15.各行政区における空き家数, 空き家率, 高齢化率

資料) 空き家数及び空き家率:総務省「住宅・土地統計調査(平成25年)」,
高齢化率:京都市「統計解析NO.73(平成26年)」

	空き家数	二次的住宅	賃貸用	売却用	その他の住宅(※)(空き家数に占める割合)		
					一戸建て	長屋建て	一戸建て・長屋建ての割合
京都市	114,300	5,400	58,900	4,900	45,100(39.5%)		
					29,000	3,100	71.2%
政令市平均	91,300	2,000	58,400	4,100	26,800(29.4%)		
					13,700	1,500	56.7%

※市場に流通していない空き家(二次的住宅(別荘など), 賃貸用, 売却用以外)

図 16.空き家の種類の政令市平均との比較

資料) 総務省「住宅・土地統計調査(平成25年)」

(4) 日常生活に必要な施設(医療・福祉・商業)

- 日常生活に必要な医療, 福祉, 商業施設と基幹的交通路線(1日30本以上の鉄道・バス路線)の全てを徒歩圏で利用できる人口の割合は87%となっています。

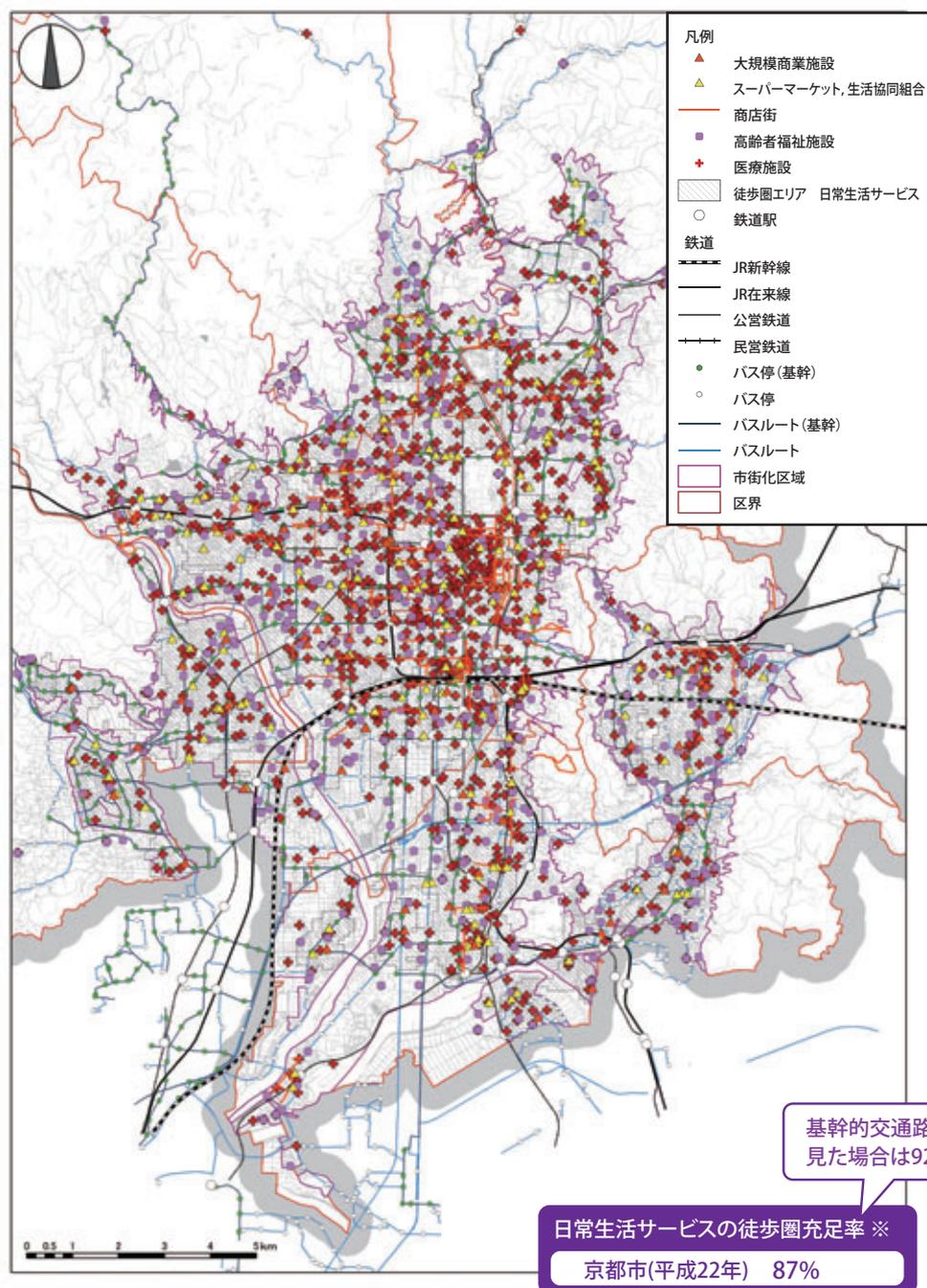


図 17. 日常生活サービス施設の立地状況, 基幹的交通路線の状況

(基幹的交通路線:1日30本以上の鉄道・バス路線)

資料) 大規模商業施設, スーパーマーケット, 生活協同組合は NTT タウンページ(株)「タウンページ」を, 商店街は「きょうは買い物日和(全行政区)」を, 高齢者福祉施設は国土交通省「国土数値情報(福祉施設データ)」を, 医療施設は国土交通省「国土数値情報(福祉施設データ)」を基に本市作成

※医療, 福祉, 商業と基幹的交通路線の全てを徒歩圏(施設及び鉄道駅:半径 800m 圏, バス停:半径 300m 圏)で享受できる人口の比率

(5) 産業・働く場

- 本市の市内総生産の構成比を政令市平均と比較すると、製造業のシェアが高くなっています。
- 市内の工業地域、工業専用地域における土地利用では、市西部のJR北側、上鳥羽・吉祥院エリアでは専用住宅の比率が高く、上鳥羽・吉祥院エリアでは商業業務の割合も高くなっています。
- 市南部の久我・羽束師、横大路エリアでは、工業施設の利用比率が高く、使用容積率も低くなっています。
- JR北側、上鳥羽・吉祥院エリアでは、工業施設の比率は微増又は減少する一方で、専用住宅・商業業務の比率は、大幅に増加しています。
- 全てのエリアでは、専用住宅・商業業務の延べ床面積が大きく増加しています。
- 市外へ移転した工場等は、移転後の敷地面積の増加率が大きくなっています(平均5.6倍)。
- この10年間で市内常住者のうち、市内での就業者が減少(-15%)する一方、市外での就業者が増加(+65%)しています。

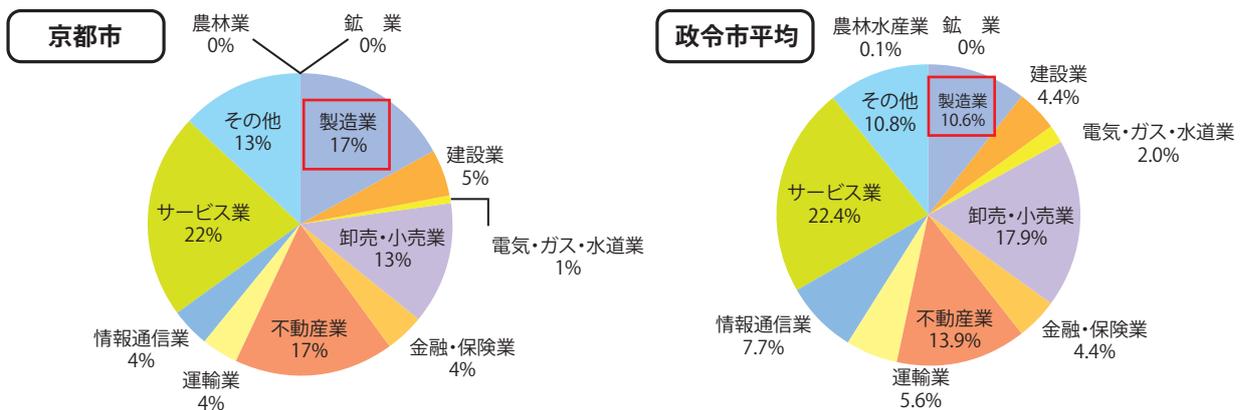
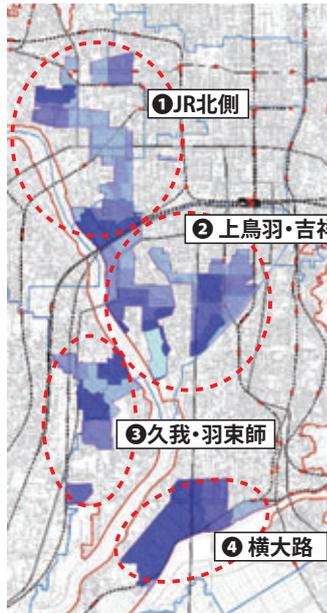
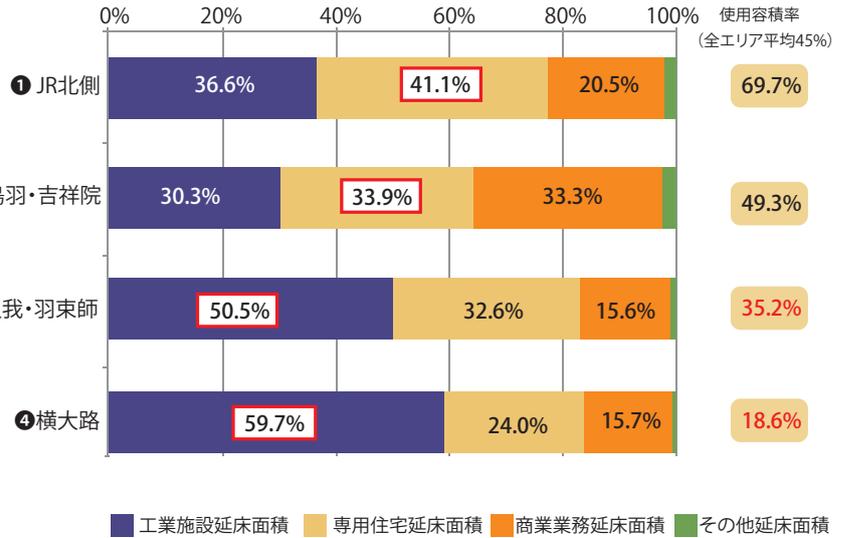
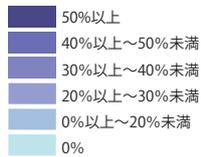


図 18. 京都市の市内総生産の構成比

資料) 各市「市民経済計算(平成26年度)」



工業施設の土地利用の割合(延床面積比)



※本検討の対象エリアは、土地利用現況調査地区のうち、主に工業地域及び工業専用地域が含まれる地区としている。
 ※使用容積率は、各エリアの敷地面積に対する建物の延床面積の割合

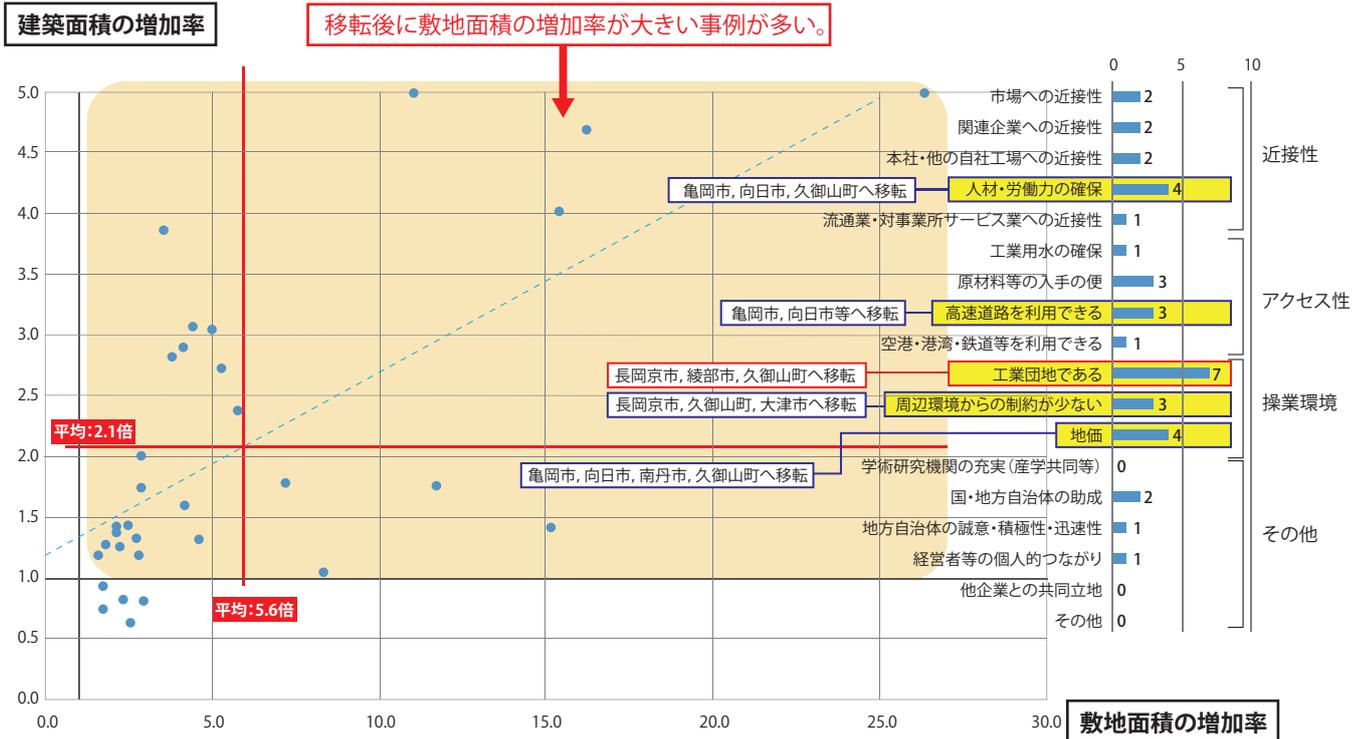
図 19. 工業・工業専用地域における用途混在の状況

資料)京都市「土地利用現況調査資料(平成28年)」を基に本市作成



図 20. 工業・工業専用地域における用途混在の推移

資料)京都市「土地利用現況調査資料(平成18年,平成23年,平成28年)」を基に本市作成



※工場立地動向調査は、製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的を持って、1,000㎡以上の用地(埋立予定地を含む。)を取得(借地を含む。)した案件を対象としている。
 ※本資料は上記調査に対し回答があった案件のうち、工場等を移転したもので、移転前後の敷地面積及び建築面積、移転理由が記載されているもののみを抽出した。
 ※右欄の移転理由は平成19年～平成28年分を掲載した。

図 21.工場等の移転に係る規模・選定理由(京都市→京都市外)

資料) 経済産業省「工場立地動向調査(平成2年～平成28年)」を基に本市作成

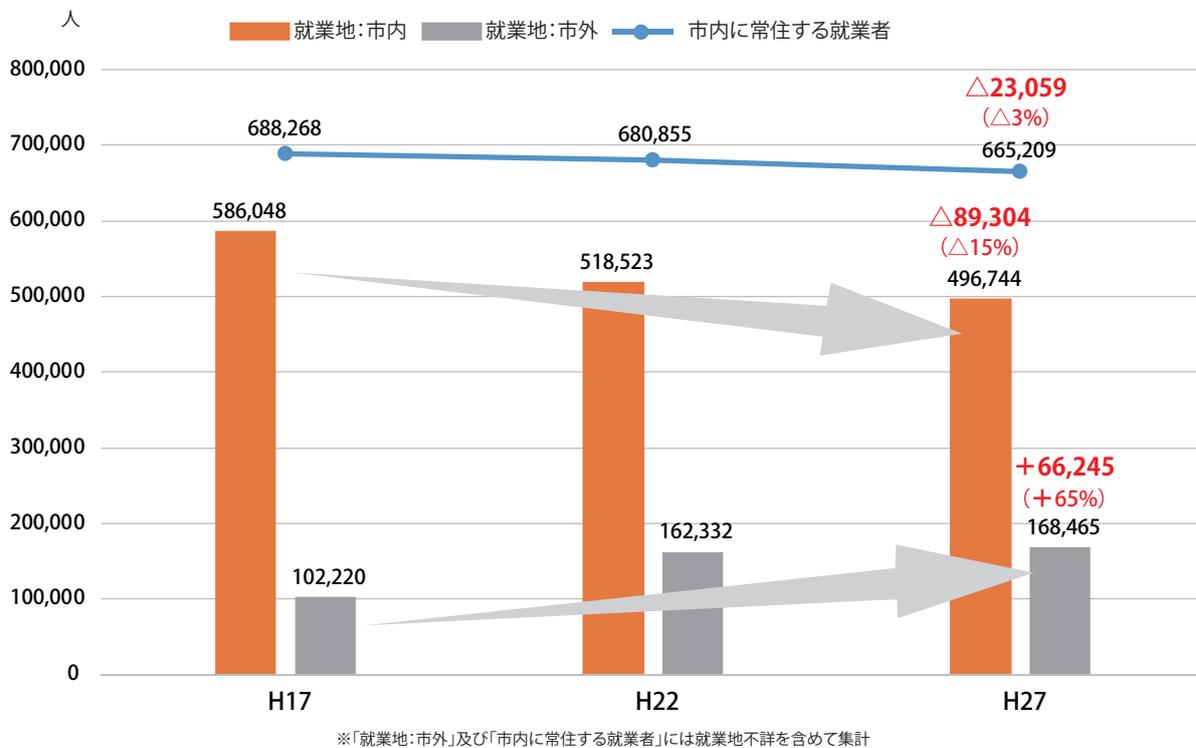


図 22.市内に常住する従業者(15歳以上)の就業地の変化

資料) 総務省「国勢調査(平成17年, 平成22年, 平成27年)」

(6) 商業・業務

- 本市の小売事業所数は、減少しているものの、政令市平均と比べて市民千人当たりの事業所数は多くなっています。
- 本市におけるテナントビルの空室率は、大阪・神戸地区に比べて低く、平均賃料は高くなっています。また、延床面積が1,000坪以上のテナントビルは、平成23年度以降、新規の供給が止まっています。

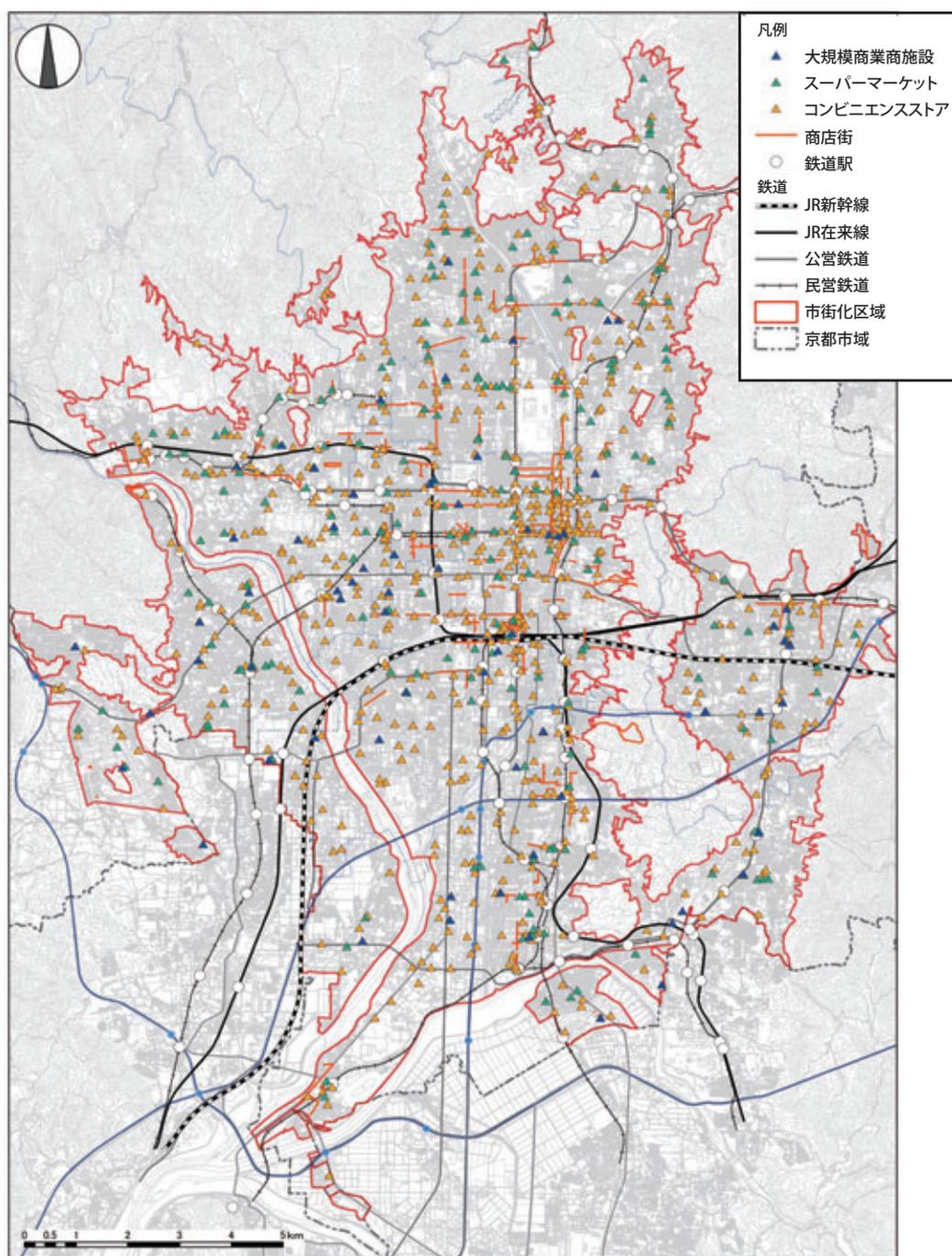


図 23.商業施設の分布状況

資料) NTTタウンページ(株)「タウンページ」に掲載の大規模商業施設,
スーパーマーケット,コンビニエンスストアを基に本市作成

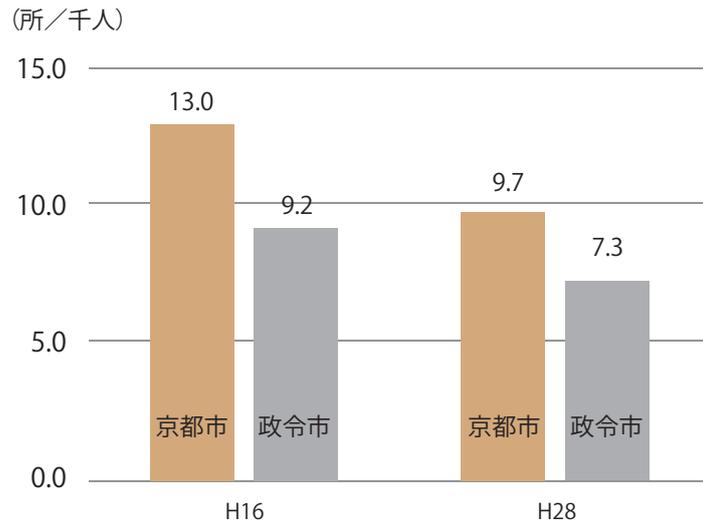
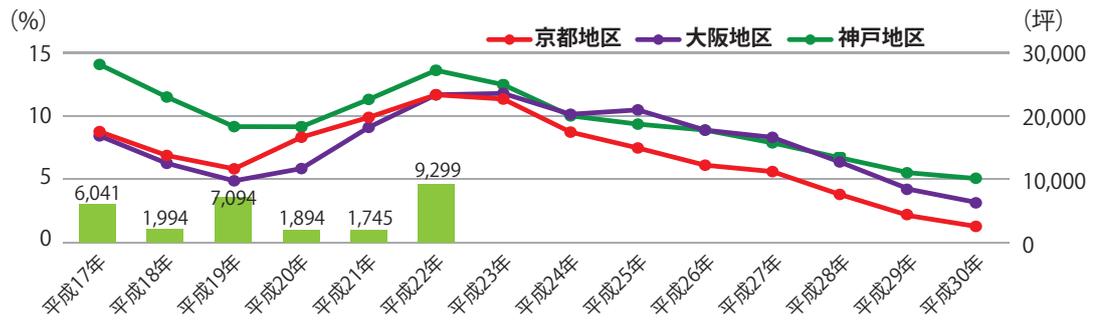


図 24. 市民千人当たりの小売事業所数

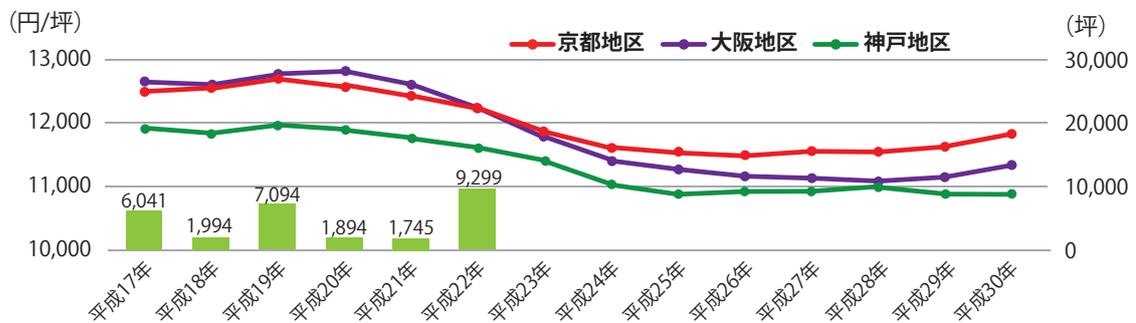
資料) 経済産業省「平成16年商業統計調査」,
総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」,
総務省「住民基本台帳」から本市作成

空室率



※棒グラフ(右軸)は、京都市内における延床面積1,000坪以上のテナントビルの供給量の推移(自社ビル、自社貸し、一棟貸し等は含まない。)

平均賃料



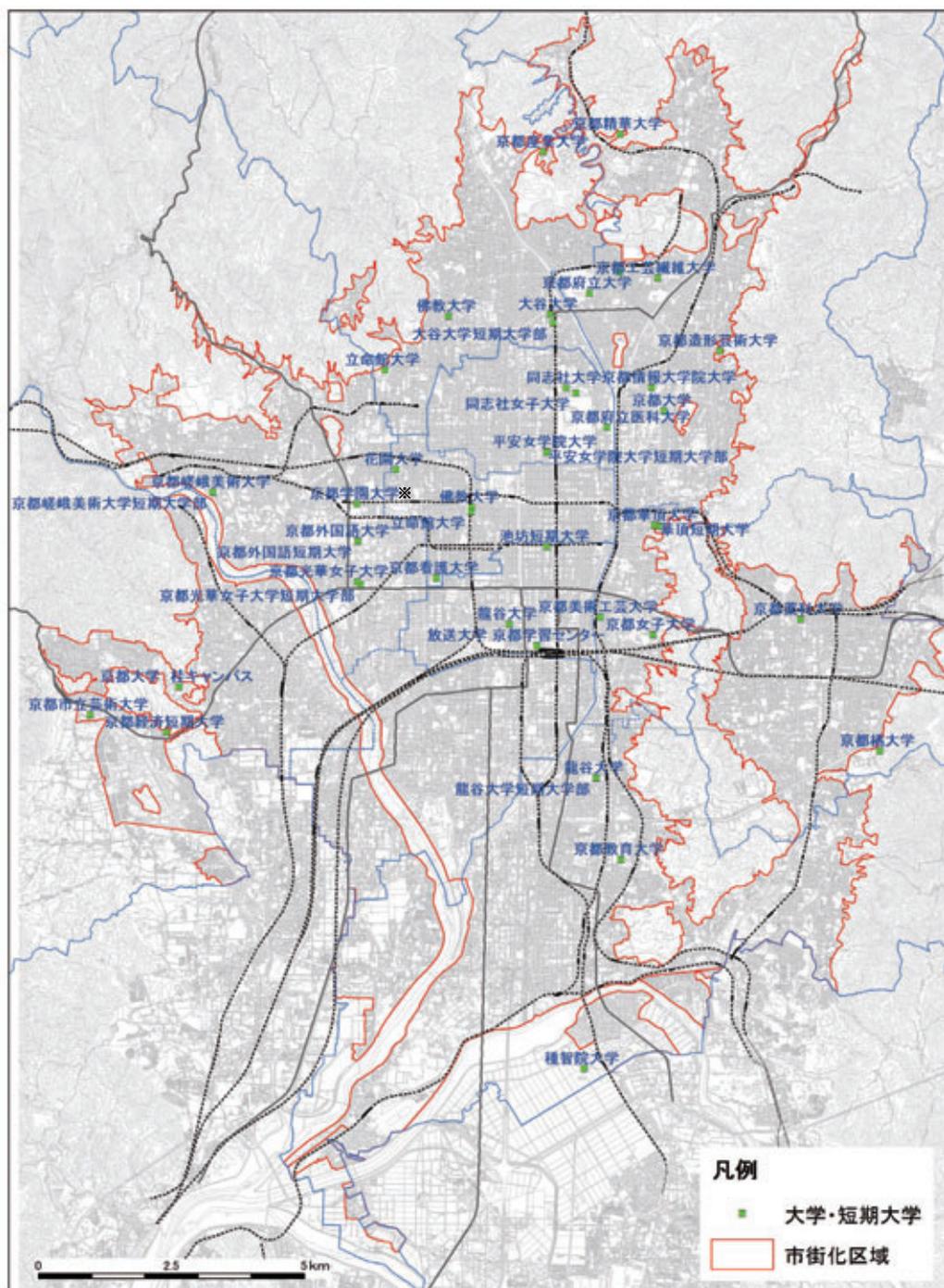
※棒グラフ(右軸)は、京都市内における延床面積1,000坪以上のテナントビルの供給量の推移(自社ビル、自社貸し、一棟貸し等は含まない。)

図 25. テナントビルの空室率と平均賃料の推移

資料) 三鬼商事「オフィスレポートバックナンバー」

(7) 大学の状況

- ・ 市内に38の大学や短期大学が広範囲に立地し、公共交通の徒歩圏で利便性が高い分布となっています。
- ・ 学生数は近年増加しており、約14万人と、人口に対する割合が10%となっているほか、留学生数も年々増加しています。
- ・ 学生の多くは、大学卒業後、市外へ転出する傾向にあります。



大学・短期大学の名称:平成30年度時点
 ※2019年度から「京都先端科学大学」に名称変更

図 26.大学・短期大学の立地状況
 資料)国土交通省「国土数値情報(学校データ)」

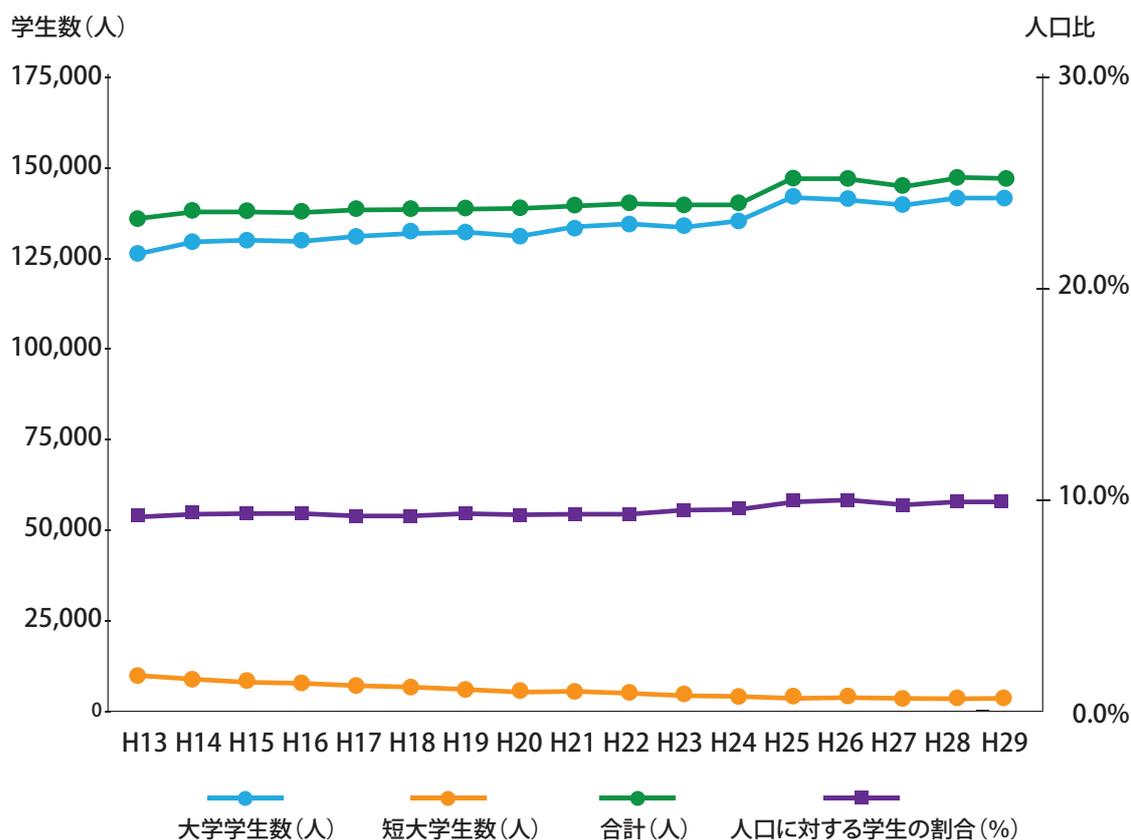


図 27. 学生数の推移

資料)文部科学省「学校基本調査」

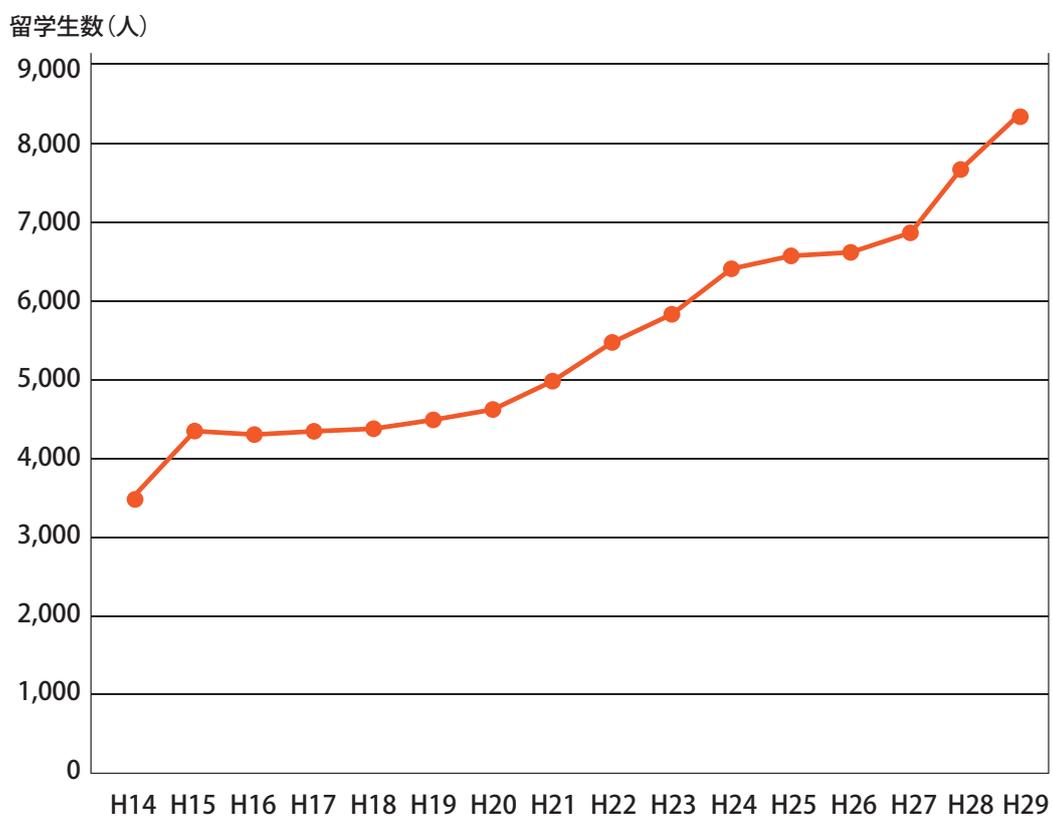


図 28. 留学生数の推移

資料)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

(8) 観光

- 観光客数は、年間約5千万人以上が本市を訪問しています。
- 訪問先は、清水・祇園周辺や、京都駅周辺、嵐山、金閣寺周辺に集中しており、外国人は、それに加え、二条城、伏見稲荷大社に多く訪問しています。

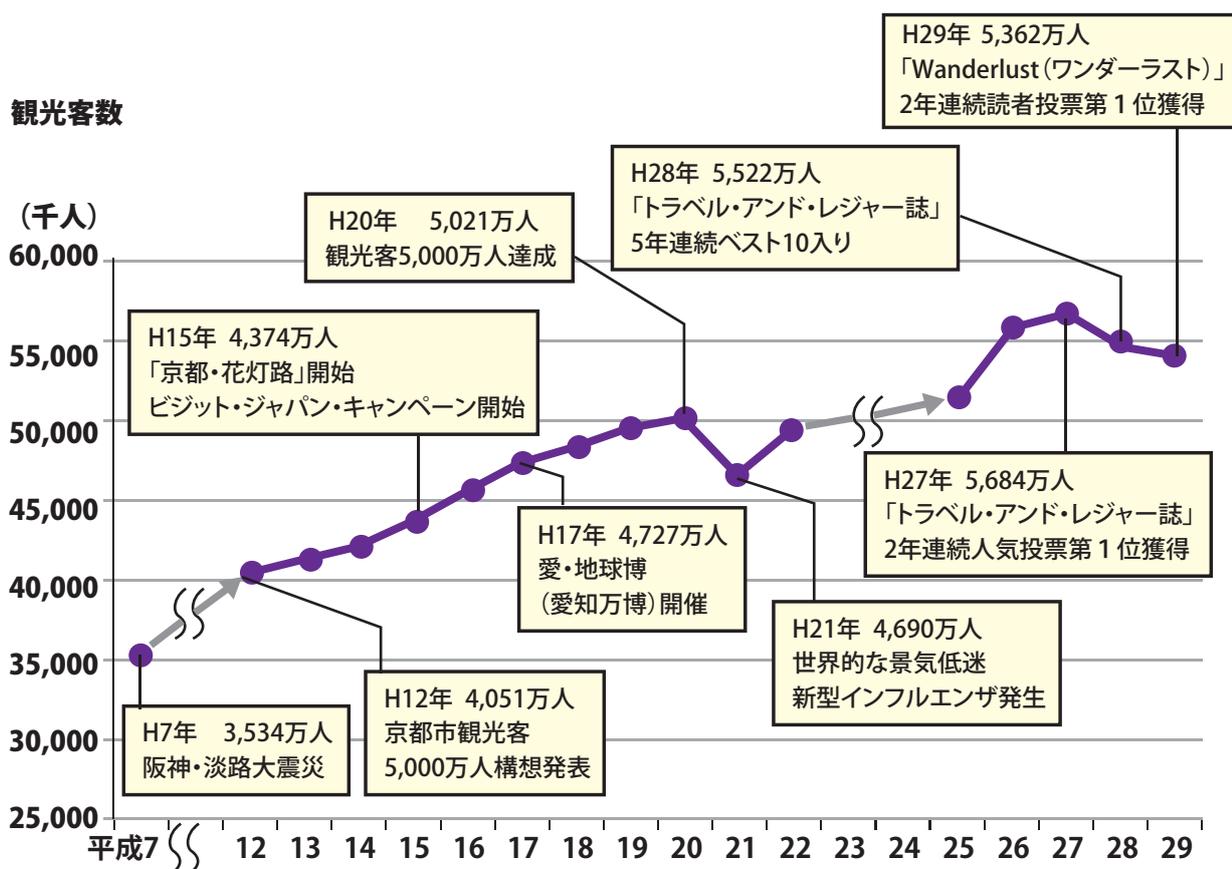
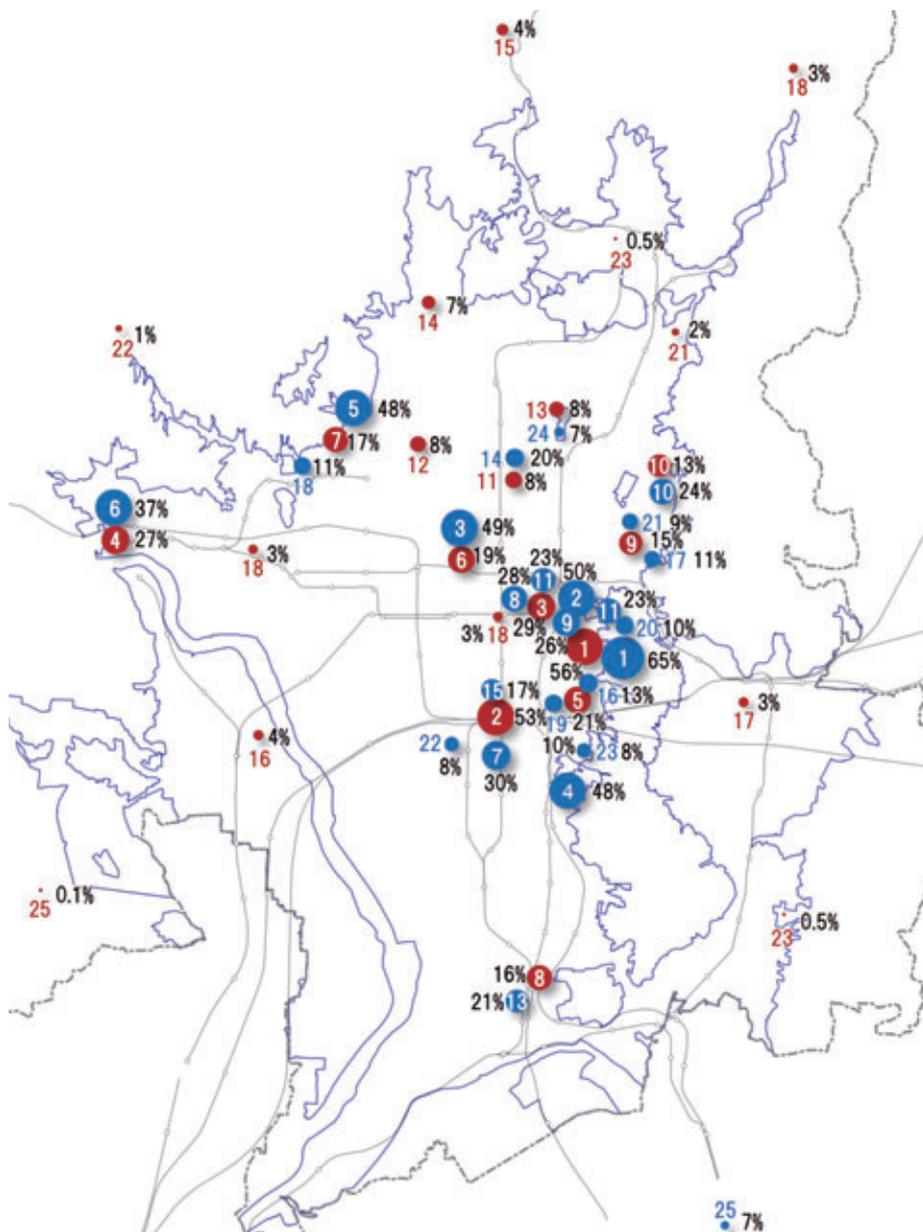


図 29.観光客数の推移

資料) 京都市「平成29年京都観光総合調査」



外国人

- 順位 訪問地
- 1 清水寺
 - 2 祇園
 - 3 二条城
 - 4 伏見稲荷大社
 - 5 金閣寺
 - 6 嵐山・嵯峨野
 - 7 京都駅周辺
 - 8 錦市場
 - 9 ギオンコーナー
 - 10 銀閣寺
 - 11 { 八坂神社
河原町・四条周辺
 - 13 伏見
 - 14 京都御所
 - 15 京都タワー
 - 16 東山
 - 17 南禅寺
 - 18 龍安寺
 - 19 三十三間堂
 - 20 高台寺
 - 21 平安神宮
 - 22 東寺
 - 23 東福寺
 - 24 下鴨神社
 - 25 宇治

日本人

- 順位 訪問地
- | | | |
|-------------------|--|-------------------|
| 1 清水・祇園周辺 | 11 京都御所周辺 | 21 一乗寺・修学院周辺 |
| 2 京都駅周辺 | 12 西陣・北野周辺 | 22 高雄周辺 |
| 3 河原町三条・四条周辺 | 13 下鴨・北山周辺 | 23 { 岩倉周辺
醍醐周辺 |
| 4 嵯峨嵐山周辺 | 14 上賀茂・鷹峯・紫野周辺 | 25 大枝・大原野周辺 |
| 5 東山七条周辺 | 15 鞍馬・貴船周辺 | |
| 6 二条城・壬生周辺 | 16 松尾・桂周辺 | |
| 7 きぬかけの路周辺 | 17 山科周辺 | |
| 8 伏見周辺 | 18 { 大原・八瀬周辺
烏丸御池・烏丸四条周辺
太秦・花園周辺 | |
| 9 岡崎・蹴上周辺 | | |
| 10 銀閣寺・哲学の道・百万遍周辺 | | |

図 30.交流人口・観光客の訪問先
資料)京都市「平成 29 年京都観光総合調査」

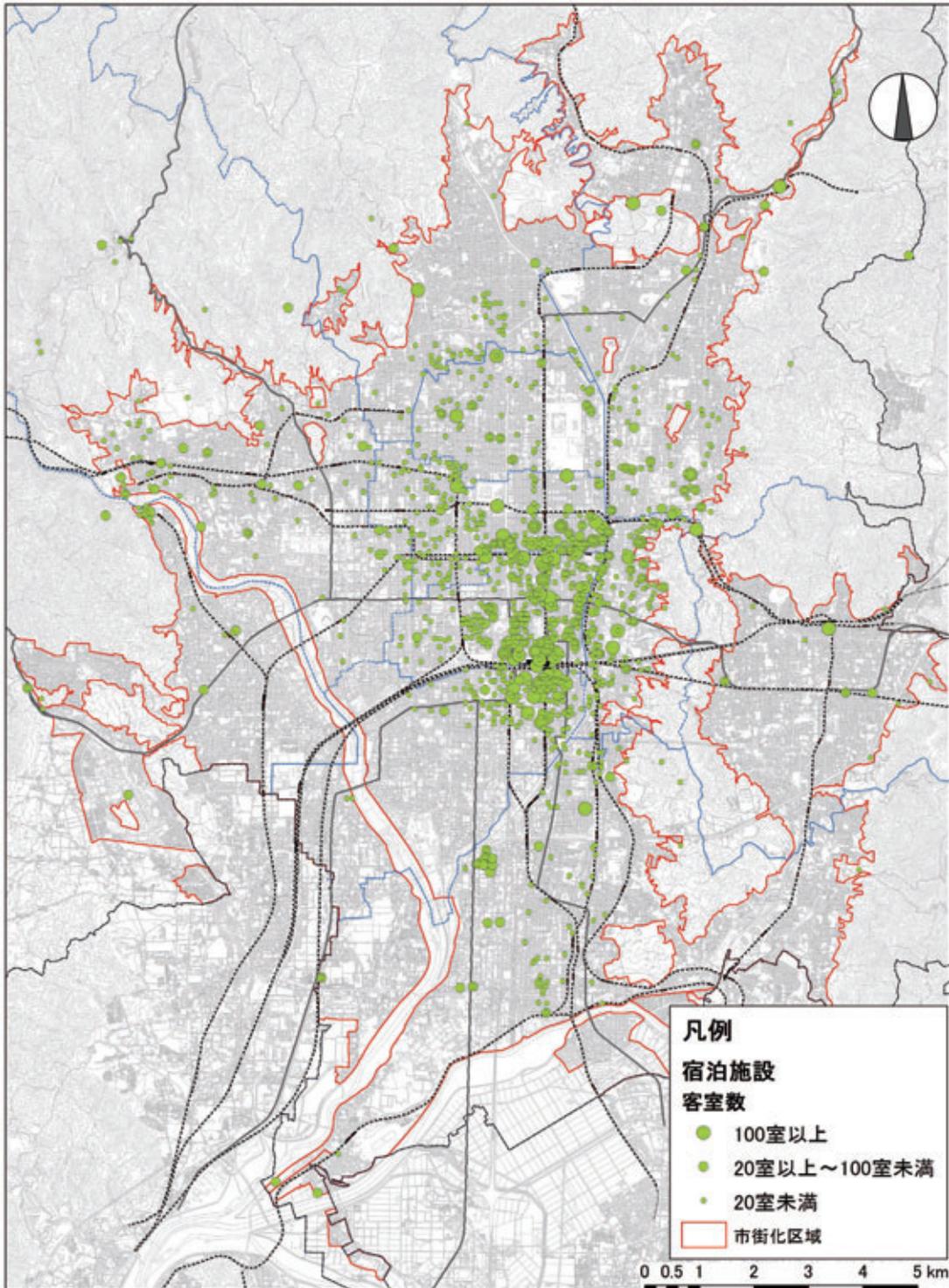


図 31. 宿泊施設の立地状況

資料) 京都市「旅館業許可台帳」を基に本市作成

(9) 文化

- 京都市内には、世界遺産を含む数多くの国宝や重要文化財、京町家などの歴史・文化資源が数多く残されています。

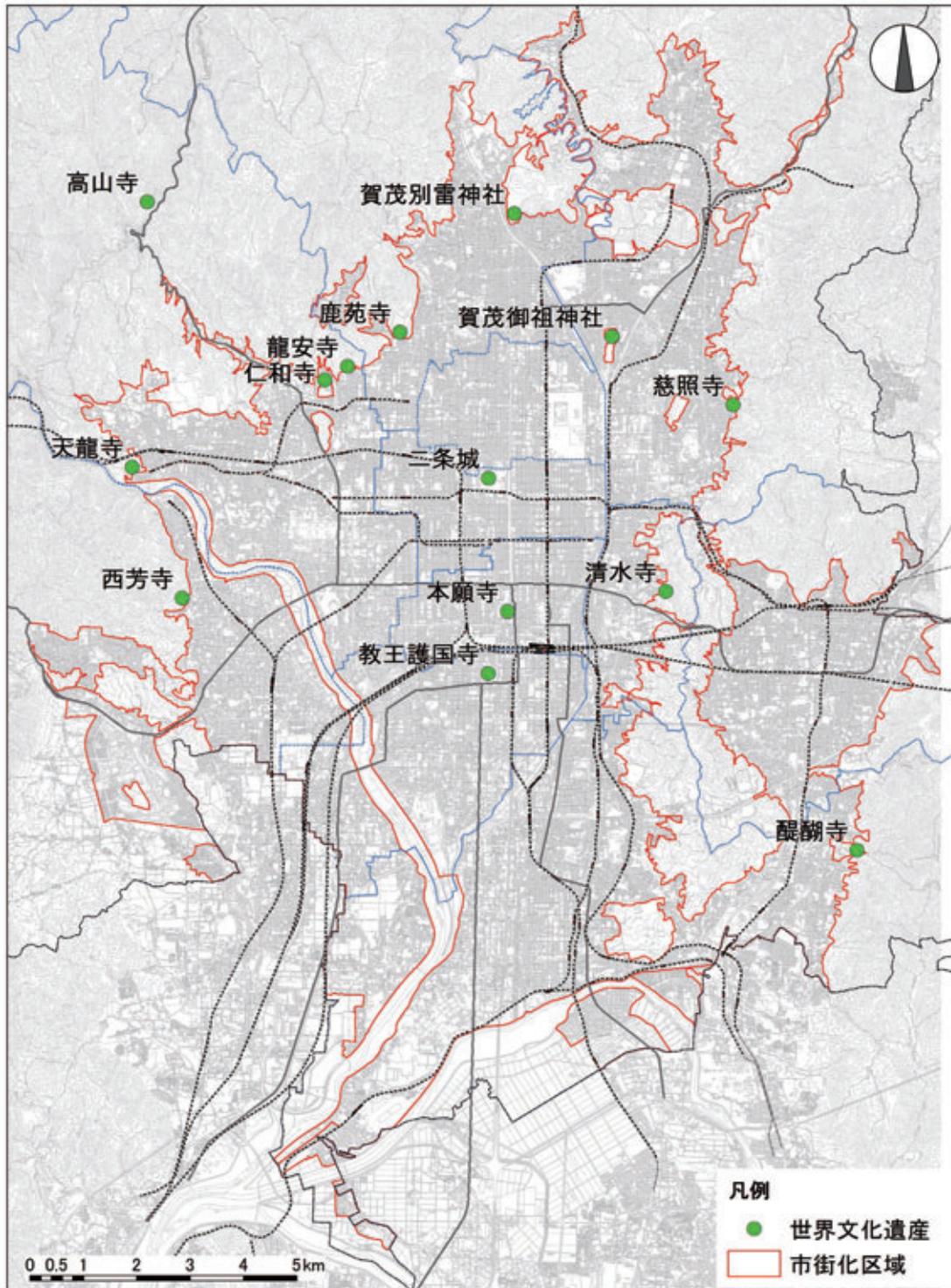


図 32.世界文化遺産

資料) 国土交通省「国土数値情報(世界文化遺産データ)」

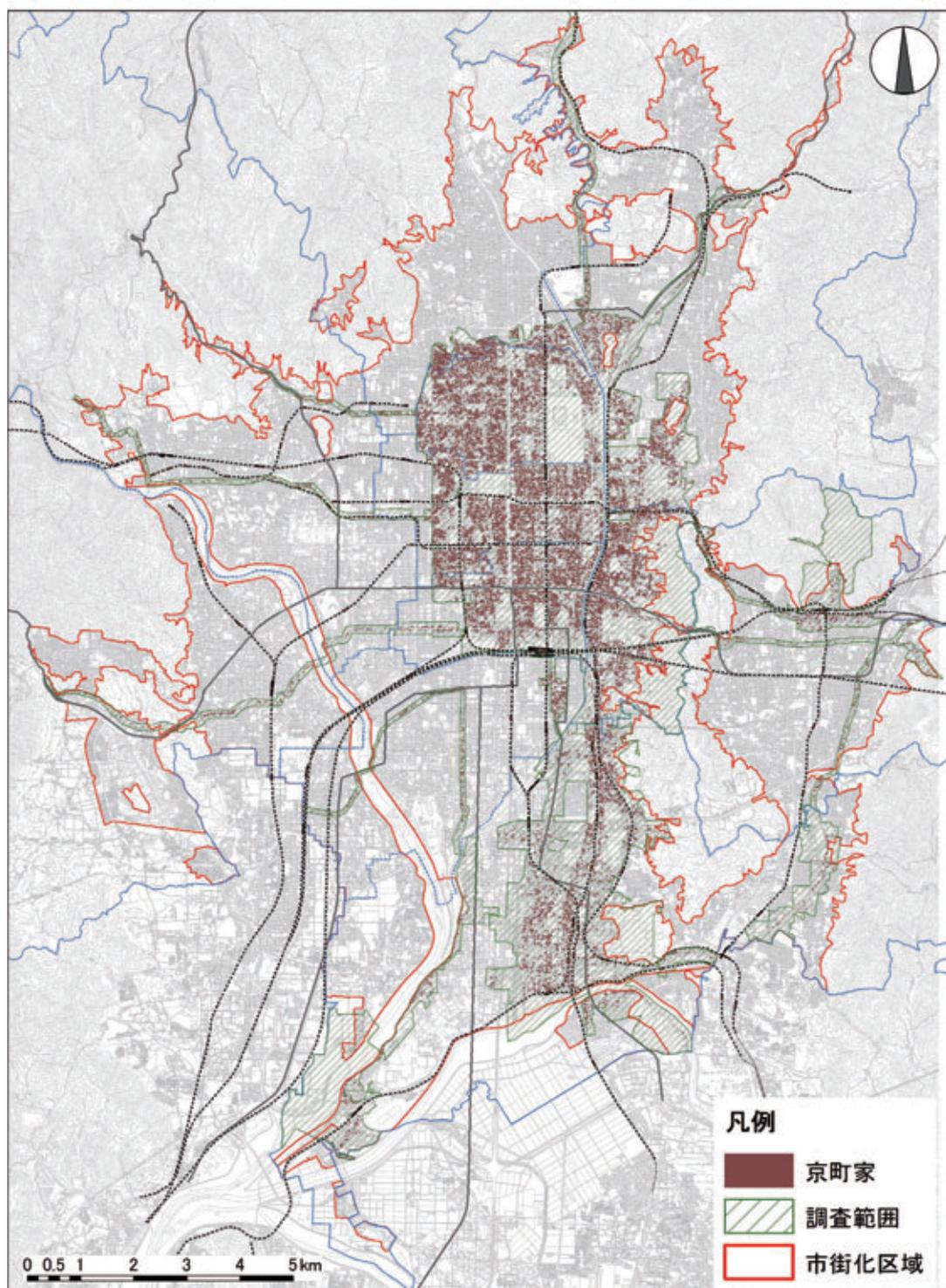


図 33.京町家の分布状況

資料) 京都市・財団法人京都市景観まちづくりセンター, 立命館大学「平成20・21年度京町家まちづくり調査」

(10) 公共交通

- 本市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組が進められており、地下鉄・市バスの利用者数は、近年、増加傾向となっています。
- 本市における代表交通手段分担率は、10年前と比較すると、自動車の分担率が減少し、鉄道・バスを合わせた公共交通が最も多くを占めています。
- 居住地から最寄りの鉄道駅・バス停へ到達し、待ち時間も含めて乗車するまでに要する時間は、居住人口の70%が15分以内、96%が30分以内となっています。また、運行頻度が多い鉄道路線及びバス路線の徒歩圏人口カバー率も92%と高く、日常生活を支える公共交通ネットワークが整備されています。
- 一方で、観光客の一部地域への集中によるバスの混雑など、定住人口と交流人口との調和が課題となっています。

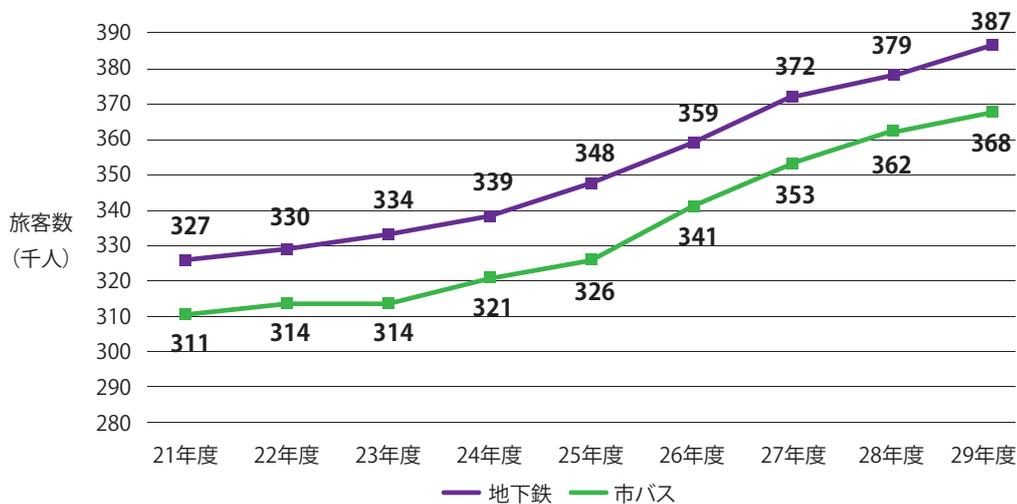


図 34.公共交通の旅客数の推移

資料)京都市「交通事業白書」

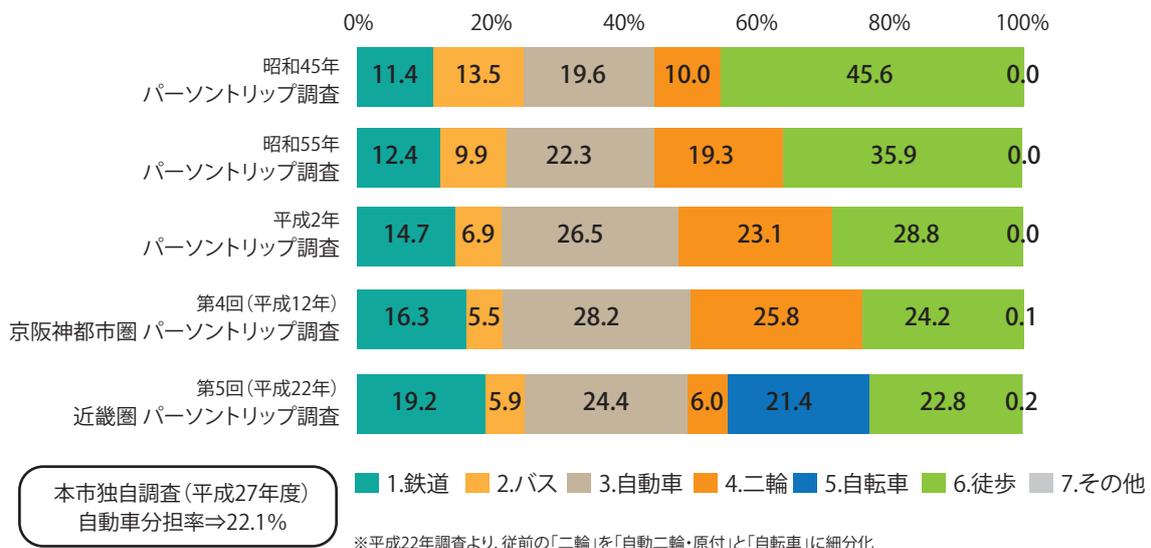


図 35.代表交通分担率(平日)の推移

資料)国土交通省「京阪神都市圏パーソントリップ調査」「近畿圏パーソントリップ調査」

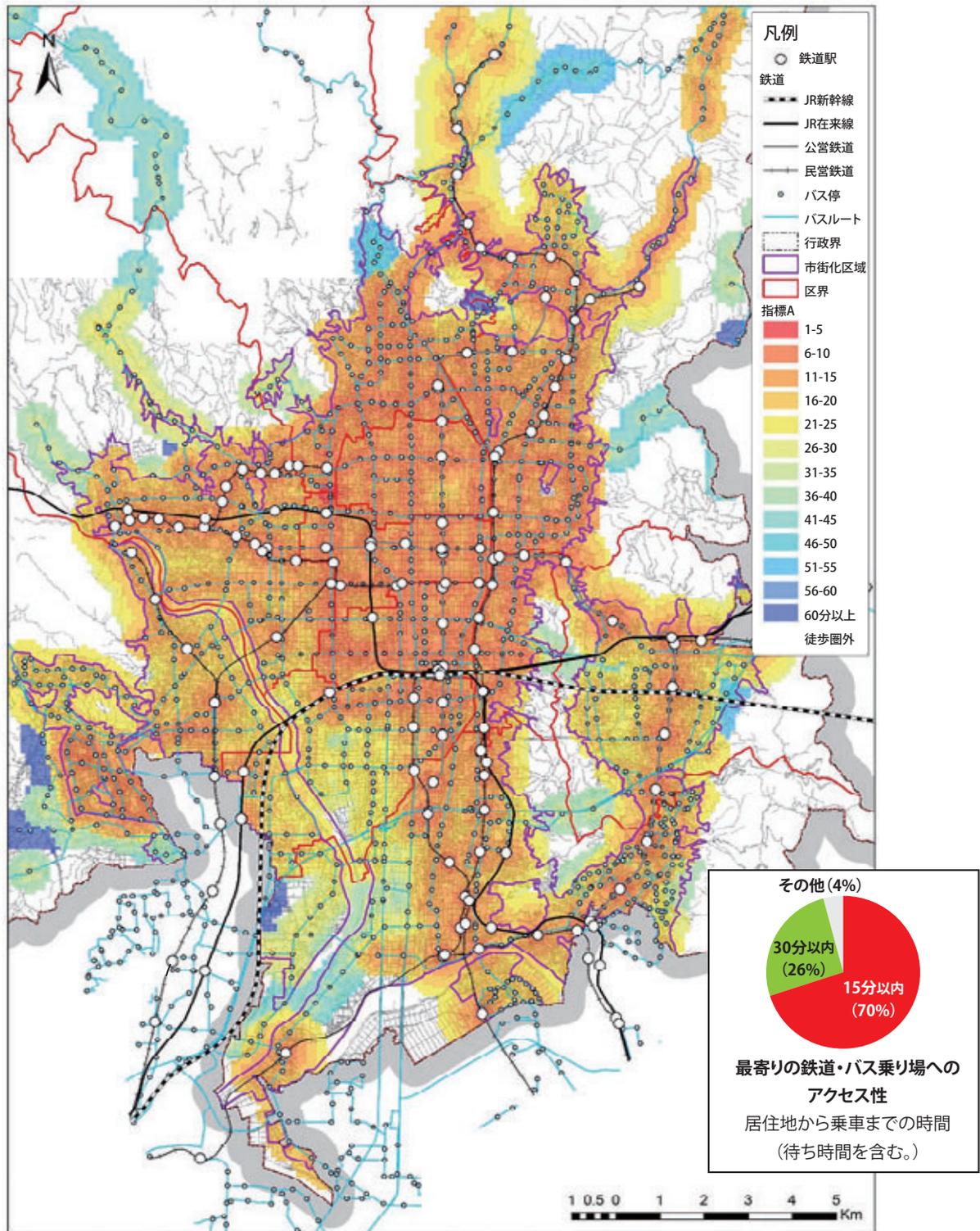


図 36.最寄りの鉄道駅、バス停へのアクセス性

資料)国土交通省「アクセシビリティ指標活用の手引き(案)」を基に本市作成



京都市はSDGsを支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収などへ!



発行：京都市都市計画局都市企画部都市計画課
平成31年3月発行 京都市印刷物第303286号